

工場システムにおける サイバー・フィジカル・セキュリティ対策 ガイドライン

Ver 1.1



令和 7 年 4 月 11 日

産業サイバーセキュリティ研究会
ワーキンググループ 1(制度・技術・標準化)
工場サブワーキンググループ

変更履歴

発行日	版	概要
2022 年 11 月 16 日	Ver1.0	Ver1.0 発行
2025 年 4 月 11 日	Ver1.1	3.1.6 ステップ 1-6 において Appendix【スマート化を進める上でのポイント】の「図 3-2 ゾーン設定における考え方の概要図」を転記

目次

1	はじめに	1
1.1	工場セキュリティガイドラインの目的	1
	【参考】工場システムにおいてセキュリティ脅威により生じる影響の例	4
1.2	ガイドラインの適用範囲.....	5
2	本ガイドラインの想定工場.....	6
2.1	想定企業.....	6
2.2	想定組織構成	7
2.3	想定生産ライン	7
2.4	想定業務.....	10
2.5	想定データ	10
2.6	想定ゾーン	11
3	セキュリティ対策企画・導入の進め方.....	15
3.1	ステップ1 内外要件(経営層の取組や法令等)や業務、保護対象等の整理	17
3.1.1	ステップ 1-1 セキュリティ対策検討・企画に必要な要件の整理	17
3.1.2	ステップ 1-2 業務の整理	21
3.1.3	ステップ 1-3 業務の重要度の設定	22
	【参考】業務の重要度(想定工場における例)	22
3.1.4	ステップ 1-4 保護対象の整理.....	23
3.1.5	ステップ 1-5 保護対象の重要度の設定.....	25
3.1.6	ステップ 1-6 ゾーンの整理と、ゾーンと業務、保護対象の結びつけ	26
3.1.7	ステップ 1-7 ゾーンと、セキュリティ脅威による影響の整理.....	30
	【参考】攻撃者の動機	35
	【参考】経営層による取組の宣言	36
3.2	ステップ 2 セキュリティ対策の立案.....	37
3.2.1	ステップ 2-1 セキュリティ対策方針の策定	38
	【参考】セキュリティ要求レベルの考え方の例.....	38
	【参考】対策の程度.....	40
3.2.2	ステップ 2-2 想定脅威に対するセキュリティ対策の対応づけ.....	43
	【参考】入退管理の考え方	57
	【参考】物理セキュリティ運用・管理の担当部署	58
3.3	ステップ 3 セキュリティ対策の実行、及び計画・対策・運用体制の不断の見直し (PDCA サイクルの実施)	60
	【参考】運用管理体制(例).....	66
	【参考】制御システムや IoT に関するセキュリティ認証制度	72
	【参考】下請振興基準	72

【参考】稼働中の工場と新設の工場における対策の考慮	73
【参考】戦略の実行管理	74
付録 A 用語／略語	76
付録 B 工場システムを取り巻く社会的セキュリティ要件	81
B-1 法規制、標準規格、ガイドライン準拠に関わる要件	81
B-1.1 法規制によるセキュリティ対策の要求	81
【参考】業界ごとのセキュリティに関わる法規制	81
B-1.2 セキュリティに関わる標準規格・ガイドライン準拠の要求	84
【参考】セキュリティインシデント対応に関する主なガイドライン	89
B-2 国・自治体からの要求	91
B-3 産業界からの要求	91
【参考】業界ごとの要求	91
B-4 市場・顧客からの要求	93
B-5 取引先からの要求	93
B-6 出資者からの要求	94
付録 C 関係文書におけるセキュリティ対策レベルの考え方	95
C-1 代表的なセキュリティ対策評価基準	95
C-2 セキュリティ対策を行う度合いの定義例	97
付録 D 関連／参考資料	100
付録 E チェックリスト	103
付録 F 調達仕様書テンプレート(記載例)	107
コラム 1 : 工場セキュリティを巡る動向	110
コラム 2 : 工場システムの目的や製造業／工場の価値から見た セキュリティ	116
コラム 3 : スマート工場への流れ	119
コラム 4 : 工場におけるクラウド利用	121
本ガイドラインの検討体制	122
謝辞	123

読者が工場セキュリティについて知りたいと考えられることと、本ガイドラインの記載箇所の対応表を以下に示すので、ご活用いただきたい。

	工場セキュリティについて知りたいこと	本ガイドラインの記載箇所
1	工場のセキュリティ対策はどのような流れで進めていけばいいか知りたい。	3. セキュリティ対策企画・導入の進め方 (P15-P74)
2	工場のセキュリティ対策にはどのようなものがあるか知りたい。	3.2. ステップ 2: セキュリティ対策の立案 (P37-P59) 3.3. ステップ 3: セキュリティ対策の実行、及び計画・対策・運用体制の不断の見直し(PDCA サイクルの構築) (P60-P74)
3	工場を取り巻くサイバーセキュリティ環境はどのようなものか知りたい。工場へのサイバー攻撃によりどのような被害が過去にあったのか知りたい。	コラム 1 工場セキュリティを巡る動向 (P110-115)
4	工場のセキュリティを考えていく際に考慮しなければいけない要件について知りたい。	付録 B 工場システムを取り巻く社会的セキュリティ要件 (P81-P94)
5	工場のセキュリティをどのように管理していけばいいか知りたい。	3.3. ステップ 3: セキュリティ対策の実行、及び計画・対策・運用体制の不断の見直し(PDCA サイクルの実施) (P60-P74)
6	保護対象や業務、セキュリティ対策の優先順位を付けていくに当たり、どのような考え方があるか知りたい。	付録 C セキュリティ要求レベル (P95-P99)
7	関連する業界標準・国際標準規格を知りたい。工場を運用している際にどのような者からどのような要求をされることがあるのか知りたい。	付録 B 工場システムを取り巻く社会的セキュリティ要件 (P81-P94) 付録 D 関連／参考資料 (P100-P102)
8	具体的にどこまで対策ができているかイメージしたい。	付録 E チェックリスト (P103-P106)
9	製品調達の際に具体的にどのようなことを調達仕様に落とし込めばいいかイメージしたい。	付録 F 調達仕様書テンプレート(記載例) (P107-P109)
10	本ガイドラインに示されている用語や略語の意味を知りたい。	付録 A 用語／略語 (P76-P80)

1.1 工場セキュリティガイドラインの目的

工場システム(産業制御システム(ICS/OT)やこれらを構成する機器、及び接続されるシステム・機器)¹は、内部ネットワークとして、インターネット等のネットワークにはさらされないことを前提に設計されてきた。しかし、IoT化や自動化の流れの中で、個別の機械やデバイスの稼働データの利活用の可能性が広がり、新たな付加価値が生み出される取組が進められる一方で、工場等のネットワークをインターネット等のネットワークにつなぐ必要性や機会が増加することによる、新たなセキュリティ上のリスク源も増加している。また、工場 DX(デジタルトランスフォーメーション)が推進されることにより、クラウドやサプライチェーンにおいて接続された製造現場におけるセキュリティも考慮しなければならない。一方で、このようにインターネット接続の機会に乏しいと思われる工場であっても不正侵入者等による攻撃を受ける場合もある。

さらに、サイバー攻撃は高度化・巧妙化しており、重要な情報や金銭を目的とした標的型攻撃として特定の工場が狙われる場合もあれば、攻撃者の意図性なくたまたま攻撃した先が工場である場合もある。

したがって、いかなる工場においても、サイバー攻撃を受ける可能性があることを認識する必要がある。

特に、工場においては、以下のような特徴があるため、こうした特徴に即したサイバーセキュリティ対策が必要となる。

- IT セキュリティ分野で一般的なデータの保護だけでなく、機器稼働等の維持や安全の確保が求められる²。
- 古い設備が運用されている場合など、既存システムに対する段階的なセキュリティ対策の導入が必要になる³。
- 工場等の規模や性質によって行うべき対策が異なる。

また、一般的に、製造業／工場では、

- 安全確保(S:Safety)

¹ FA(Factory Automation)システムのほか、PA(Process Automation)システムにおいても参照可能な内容も含んでおり、適宜読み替えることを期待する。

² セキュリティの不備により、機器稼働等の維持や安全の確保に異常が発生すれば、自らの資産が棄損する可能性があることに加え、近隣への環境影響等も発生する可能性があるため、社会や住民への説明責任も生じることとなり得る。

³ セキュリティ対策の導入に際しては、事業への影響を考慮せず、ことあるごとに対策を行うという対症療法的対策では、セキュリティ対策の効果が薄れ、最終的には支出が増大する可能性もあることから、事業への影響を考慮した上で、適時・適切なセキュリティ対策及び費用支出を計画することが望ましい。

- 事業／生産継続(BC:Business Continuity)
- 品質確保(Q:Quality)
- 納期遵守・遅延防止(D:Delivery)
- コスト低減(C:Cost)

という価値が重視されている⁴。

表 1-1 及び図 1-1 に示す通り、経済産業省工業統計調査における工業統計調査用産業分類では、製造業は 24 種に分けられており、それぞれの業種で出荷額や事業所数もそれぞれ異なっている。このように、工場といってもその分類や規模、有する機器やシステムは千差万別であり、業界・業種ごとに実施すべき事項は異なることから、本ガイドラインは特定の業界・業種や製造する製品という観点で対象を限定したものではない。

本ガイドラインは、業界団体や個社が自ら対策を企画・実行するに当たり、参照すべき考え方やステップを「手引き」として示し⁵、必要最小限と考えられる対策事項として脅威に対する技術的な対策から運用・管理面の対策までを明記している。

重要なことは、業界団体や個社が、自らの工場を取り巻く業界・業種の環境を整理し、当該環境と業界・業種が重要視する価値観を比較考量し、当該価値観を維持・発展させていくために必要な工場のセキュリティとは何かを考え、本ガイドラインに示した考え方やステップ、対策を参照しつつ、業界・業種の事情に応じたガイドラインを作成するなどしながら工場へのセキュリティ対策を進めていく、といった行動に移すことである。

本ガイドラインは、各業界・業種が自ら工場のセキュリティ対策を立案・実行することで、産業界全体、とりわけ工場システムのセキュリティの底上げを図ることを目的としている。

その結果、BC／SQDC の価値がサイバー攻撃により毀損されることを防止し、更にはセキュリティが担保されることで IoT 化や自動化が進み、多くの工場の現場から新たな付加価値が生み出されていくことを期待している。

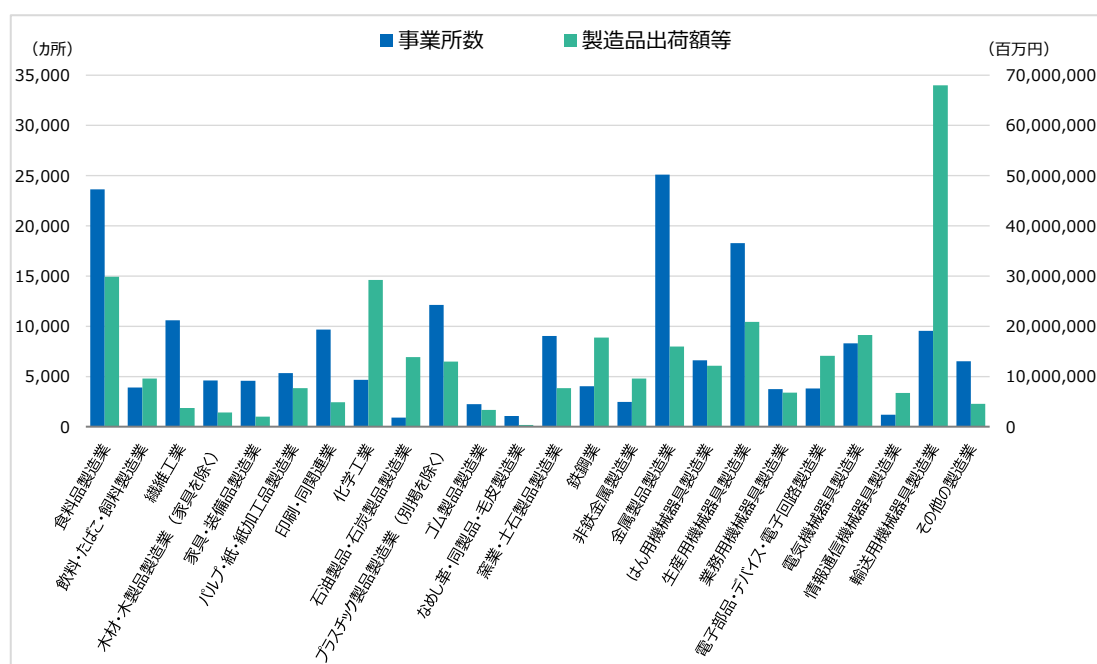
⁴ 工場では、事業／生産継続(BC)のための事業継続計画を策定することが一般的であるが、必ずしも工場の稼働維持を目指すものではなく、サイバー攻撃により工場システムの制御権が奪われる等の場合は、安全確保(S)のために能動的に工場システムを停止するという選択を行うこともありうる。

⁵ セキュリティ対策の導入に伴う製品原価への影響や工程変更に伴う稼働や品質への影響など、セキュリティ対策が BC／SQDC に与える影響にもなるべく配慮した考え方を示している。

表 1-1 製造業の分類

	分類名		分類名
1	食料品製造業	13	窯業・土石製品製造業
2	飲料・たばこ・飼料製造業	14	鉄鋼業
3	繊維工業	15	非鉄金属製造業
4	木材・木製品製造業(家具を除く)	16	金属製品製造業
5	家具・装備品製造業	17	はん用機械器具製造業
6	パルプ・紙・紙加工品製造業	18	生産用機械器具製造業
7	印刷・同関連業	19	業務用機械器具製造業
8	化学工業	20	電子部品・デバイス・電子回路製造業
9	石油製品・石炭製品製造業	21	電気機械器具製造業
10	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	22	情報通信機械器具製造業
11	ゴム製品製造業	23	輸送用機械器具製造業
12	なめし革・同製品・毛皮製造業	24	その他の製造業

出所)経済産業省工業統計調査(2020年確報)を元に作成



出所)経済産業省工業統計調査(2020年確報)を元に作成

図 1-1 製造業における事業所数・製造品出荷額等(2019年)

【参考】 工場システムにおいてセキュリティ脅威により生じる影響⁶の例

- 製品事業の伸張や事業／生産の継続(BC: Business Continuity)への影響
- 工場の安全確保(S: Safety)、製品の品質確保(Q: Quality)、納期遵守・遅延防止(D: Delivery)、コスト低減(C: Cost)への影響
- 工場システム及び機器の正常動作確保、適正なフィードバック制御の実現の妨害
- 製品や生産(ノウハウ)に関わる情報やデータの外部漏えい
- 自社工場の機器を踏み台にした、エンジニアリングチェーン、サプライチェーン、バリューチェーンの連携先へのセキュリティ問題の拡大
- 意図せず製品に内包された不正な部品や悪意のある機能(マルウェア)による、外部からの不正な利用・制御や、製品の稼働の妨害、製品利用者の情報の外部漏えい
- 設備の規定外の作動による従業員の健康への影響
- 設備の規定外の作動に端を発した災害による近隣住民の生活への影響

⁶ これらの影響を緩和するためには、工場システム及び構成要素(ネットワーク、機器・部品、機能・プログラム、データ)の可用性(Availability)、完全性(Integrity)、機密性(Confidentiality)といったセキュリティ要素を確保することが必要である。これらのセキュリティ要素を確保するためには、システム利用者やシステムを構成する機器・部品、機能・プログラム、データそれぞれの真正性(Authenticity)、アクセス制御(Access Control)、そして事後の責任追跡性(Accountability)、否認防止(Non-Repudiation)を実現するための各種セキュリティ機能が必要になる。

1.2

ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインの想定読者は、主に以下を想定しているが、IT 関係部門や生産関係部門の間で、部門間・担当間の立場や価値観の違いを認識しつつ、セキュリティ対策の企画・実施に向けたコミュニケーションを行っていくことが重要である。例えば、IT 関係部門は工場のシステムのみならず自社が有するシステム全体の性能を重視し、生産現場は製品製造の遅延防止や稼働の維持、安全の確保等を重視するなど、各者・各部門が置かれた環境や価値観は様々である。

- IT 関係部門(情報システム部門、セキュリティ部門 等)
- 生産関係部門(生産技術部門、生産管理部門、工作部門 等)⁷
- 戦略マネジメント部門(経営企画等)
- 監査部門
- リスク管理部門
- 機器システム提供ベンダ、機器メーカ(サプライチェーンを構成する調達先を含む)

本ガイドラインは主に想定読者を中心とした実務層向けのものであるが、セキュリティの考え方が適切に経営層(CTO、CIO、CISO 等)に浸透していないと考えられる場合には、本ガイドラインを参照しつつ、想定読者が経営層を始めとした意思決定を行う者と適切なコミュニケーションを行うことを期待する。セキュリティの推進は経営層等、意思決定を行う者による体制の構築、及び体制を通じた組織に対する適切な指示が重要である。

本ガイドラインの適用範囲となる機器・システムは以下を想定している。

- 本ガイドラインの対象となる機器・システムは、新設・既設によらず、工場における産業制御システム(ICS/OT)としており、事務系の情報システム(IT)は対象としていない。

⁷ 当該部門で中心となる者については、例えば、機器・システム及びセキュリティの調達要件の作成者や機器・システムの構築者、管理者、運用者、保守者が考えられる。

一般に工場システムといっても、規模の大小や、製造する製品に応じて、それを構成する機器類や接続するシステムには差異があるが、本章では、工場システムのセキュリティ対策を提示するに当たり、分かりやすさの観点から、ある工場を想定工場として設定する。

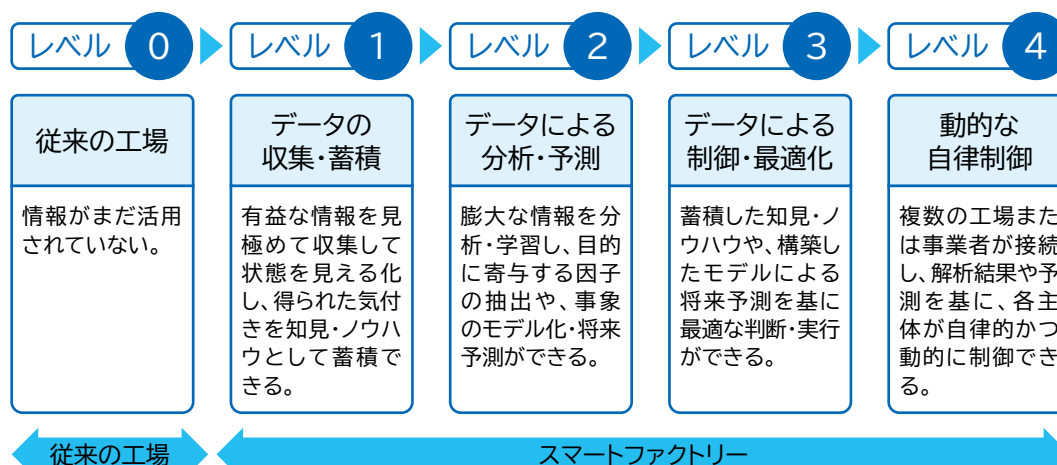
想定工場は、3 章以降の対策ステップを進めるにあたっての具体例の 1 つを示したものであり、読者の置かれた環境と想定工場とが必ずしも一致しない部分もあると考えられるため、読者の環境に応じて適宜読み替えることを期待する。

2.1

想定企業

- 経営者によって DX(デジタルトランスフォーメーション)が求められている
- 電子機器メーカー
- 複数の拠点に工場が存在し、それぞれの拠点で製品を生産
- 本社が管理する拠点間ネットワークで拠点同士は接続されるが、拠点内ネットワークは拠点ごとに管理
- 工場における有益な情報を見極めて収集し、状態を見える化し、得られた気づきを知見・ノウハウとして蓄積できている⁸。

⁸ このような場合は、経済産業省の「スマートファクトリーにおけるサイバーセキュリティ確保に向けた調査」に照らせば、スマートファクトリーの段階のレベル1に相当する。スマートファクトリーとは、データ活用・分析により製造管理の高度化を実現する工場を指す。一般的に、レベルが上がるにつれてサイバー空間との結びつきが強くなり、その結果セキュリティリスクも上がると考えられることから、レベルに応じたセキュリティ対策を行うことが重要である。



出所)経済産業省「スマートファクトリーにおけるサイバーセキュリティ確保に向けた調査」(2021 年 3 月)

2.2

想定組織構成

- 生産技術・管理部門：
生産ライン設備の構築、管理を実施
(主に図 2-1 の設備系ネットワークを管理)
- 工作部門：
生産ラインを運用し、生産計画に基づき実際の生産を実施
- 営業部門：
製品の営業管理、顧客管理を実施
- 資材部門：
生産に必要な資材の調達、管理を実施
- 品質管理部門：
製品及び部品・部材の品質を確保するための検査、管理を実施
- 情報システム部門：
OA(Office Automation)系を中心に、ネットワーク、サーバ、端末の管理を実施
(主に図 2-1 の情報系・生産管理系ネットワークを管理)

なお、実際の企業における関連組織はこれより多い場合もあるが、各組織の役割を分かりやすくするために、上記の6部門とした。

2.3

想定生産ライン

- 生産ラインでは電子機器に組み込まれるプリント基板を生産
- 生産自体は自動化されており、生産指示に基づいて複数機種を生産可能
- 段取り掛け、部品の補充などは工場の従業員が実施
- 工場内には複数の生産ラインが存在し、それぞれ独立して異なる機種を生産可能
- 生産設備(装置・機器)は設備ベンダから導入し、生産技術・管理部門が生産ラインを構築・管理
- 設備の保守は設備ベンダが実施
- 自動倉庫は、設備ベンダが保守に備えてリモートで状態監視、及び現地で

の保守を実施

以下に、想定生産ラインを含む工場システムの例と、その構成要素を示す。本ガイドラインでは、この工場システム例を用いてセキュリティ対策を提示する。

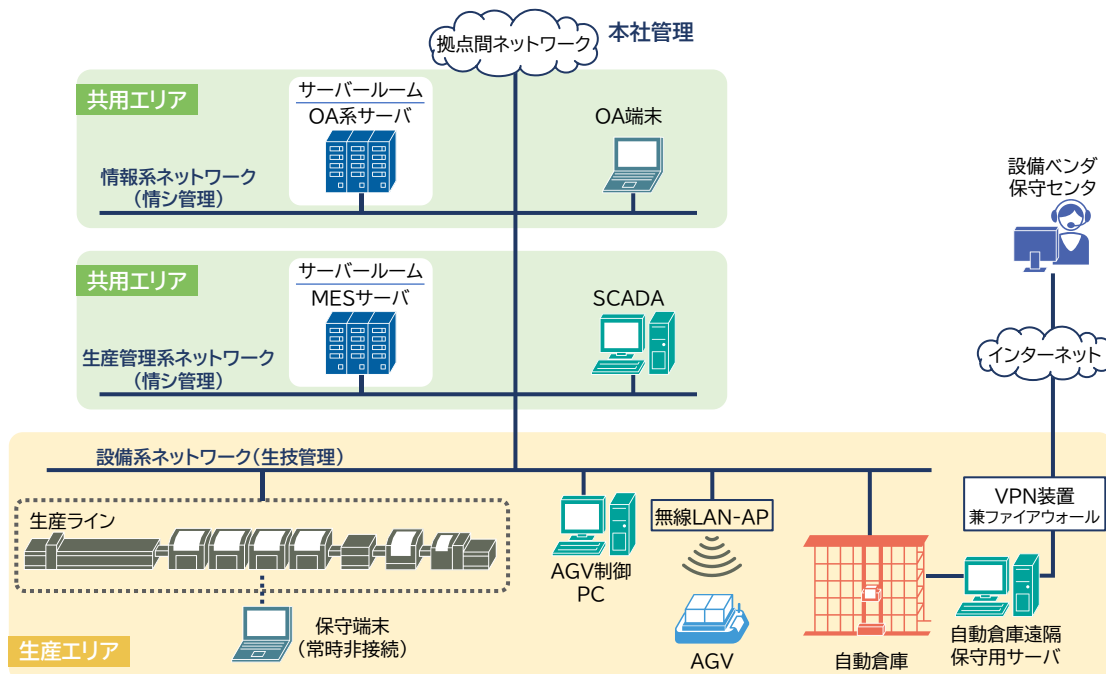


図 2-1 工場システムの例

ネットワーク⁹

- 設備系ネットワーク¹⁰:
生産設備が接続されるネットワーク
- 生産管理系ネットワーク:
生産管理を行うサーバなどが接続されるネットワーク
- 情報系ネットワーク:
OA 業務、製品設計用の端末が接続されるネットワーク

装置・機器(機能・プログラム)¹¹

- VPN 装置兼ファイアウォール:
設備ベンダがリモートでアクセスする際に利用する、セキュアな通信を実現するための機器。設備ベンダの保守センタ以外からのアクセスは許可しない

⁹ セキュリティ要素としては、可用性、完全性、責任追跡性が考えられる。

¹⁰ 近年、設備系ネットワークや生産情報系ネットワークから情報系ネットワークを経由することなく、直接インターネットに接続できる経路も増えているが、そのような場合でも、本ガイドラインに示したステップや対策は活用可能である。なお、クラウド固有のセキュリティについてはコラム 4 も参考に、ベンダ等と相談の上実施することが望ましい。

¹¹ セキュリティ要素としては、可用性、完全性、真正性、責任追跡性が考えられる。

- いようにアクセス制御機能を内蔵
- 無線 LAN-AP:
AGV との通信を行うためのネットワーク機器
 - MES サーバ:
生産計画、生産実績のデータ管理、及び生産ラインに対しての生産指示を行うサーバ
 - 生産ライン:
製品の生産を行うために用いる設備
 - SCADA:
生産ラインの生産状況の監視を行う PC
 - 保守端末(常時非接続):
生産設備のメンテナンスに用いる PC
 - AGV 制御 PC:
AGV の運転計画を立案し、AGV を制御する PC
 - AGV:
部材を運ぶ装置
 - 自動倉庫:
部材の保管と入出庫を行う装置
 - 自動倉庫遠隔保守用サーバ:
設備ベンダ保守センタが自動倉庫をリモートから保守する際に利用するサーバ
 - OA 系サーバ:
事務用途で利用するサーバ。営業管理ツール、社内ワークフローシステム、ファイルサーバなどを想定
 - OA 端末:
事務用途で利用する PC

2.4 想定業務

- 生産計画設定
- 生産(+検査)
- 生産状況監視(現場)
- 部材補充(現場へ)
- 部材購入(倉庫へ)
- 生産性分析
- トレーサビリティデータ参照
- メンテナンス
- リモートメンテナンス

なお、工場システムにおいては、安全に配慮の上、安定した品質の製品を計画どおりに生産し続けることが重要となるため、業務に応じて重要度は異なる。

2.5 想定データ

生産設備やネットワークの停止・故障などにより業務が影響を受けるが、保存されているデータの消失、改ざん、漏えいによっても業務に影響が出ることが想定される。

データの消失、改ざん、漏えい、あるいはデータアクセスの一時的なサービス停止によって、生産ラインの停止や生産ノウハウの漏えいなど BC/SQDC を脅かすことにつながるデータを例示する。

- 生産計画
- 生産指示(生産機種・量)
- 生産レシピ
- 生産実績(トレサビデータ)
- 設備状態
- 設備プログラム・パラメタ・図面
- 部材在庫量(現場)
- 部材在庫量(倉庫)

2.6 想定ゾーン

工場システムは業務内容や業務重要度などを考慮し、以下のゾーン¹²を想定する。

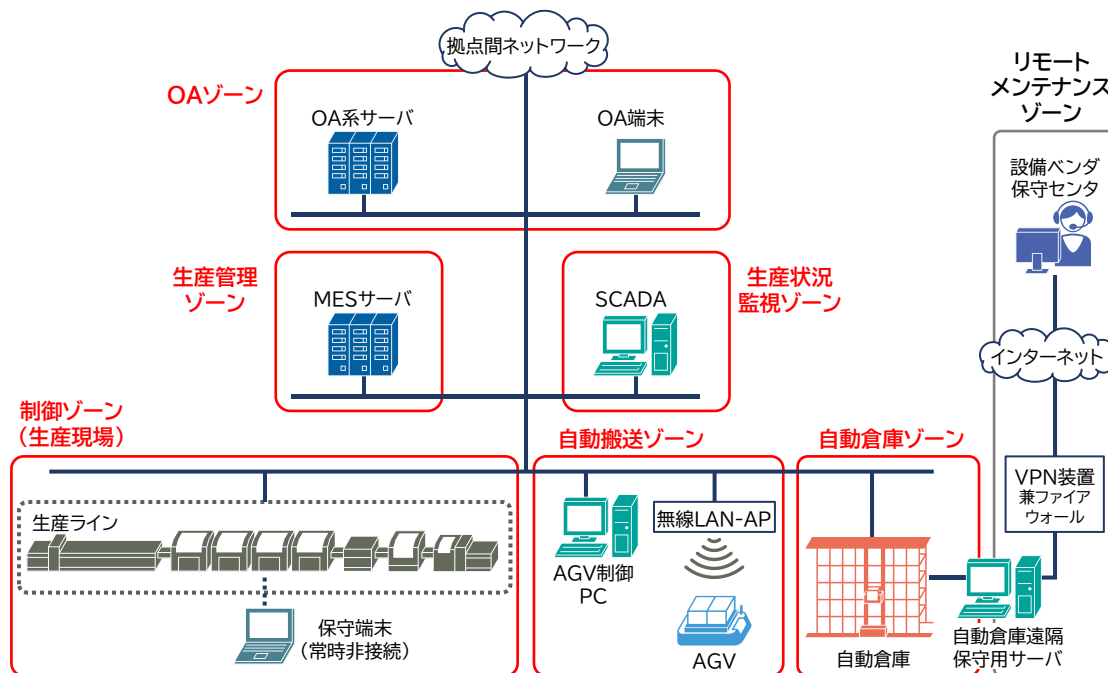


図 2-2 ゾーンの定義例

¹² ゾーンとは、業務の内容や重要度が同等である領域と定義する。同じゾーンに存在する保護資産に対しては、同等の水準のセキュリティ対策が必要である。

以下に各ゾーンの概要、関係する業務の例を示す。

表 2-1 ゾーンの概要

	名称	概要	関連する業務
1	制御ゾーン (生産現場)	製品を生産するための生産ライン。制御装置・機器などで構成されるゾーン	- 生産(+検査) - 生産状況監視(現場) - 部材補充(現場へ) - メンテナンス
2	自動搬送ゾーン	部材や完成品の運搬を行う AGV を運用するゾーン	部材補充(現場へ)
3	自動倉庫ゾーン	部材を保管しつつ、自動で入庫する装置を運用するゾーン	- 部材補充(現場へ) - 部材補充(倉庫へ)
4	生産管理ゾーン	生産計画の管理、トレーサビリティデータの管理などを行うサーバ群からなるゾーン	- 生産計画設定 - 生産(+検査) - 生産状況監視(現場) - 生産性分析 - トレーサビリティデータ参照
5	生産状況監視ゾーン	生産状況や設備情報の取得・見える化を行う設備からなるゾーン	- 生産状況監視(現場) - 生産性分析 - トレーサビリティデータ参照
6	OA ゾーン	生産に直接関係ない業務を行うゾーン	- 生産計画設定 - 部材補充(倉庫へ) - 生産性分析
7	リモートメンテナンスゾーン	設備ベンダの保守センタが、自動倉庫をリモートで監視するためのゾーン	リモートメンテナンス

なお、リモートメンテナンスゾーンは、生産技術・管理部門の管理責任の下、設備ベンダの管理領域であると想定した。

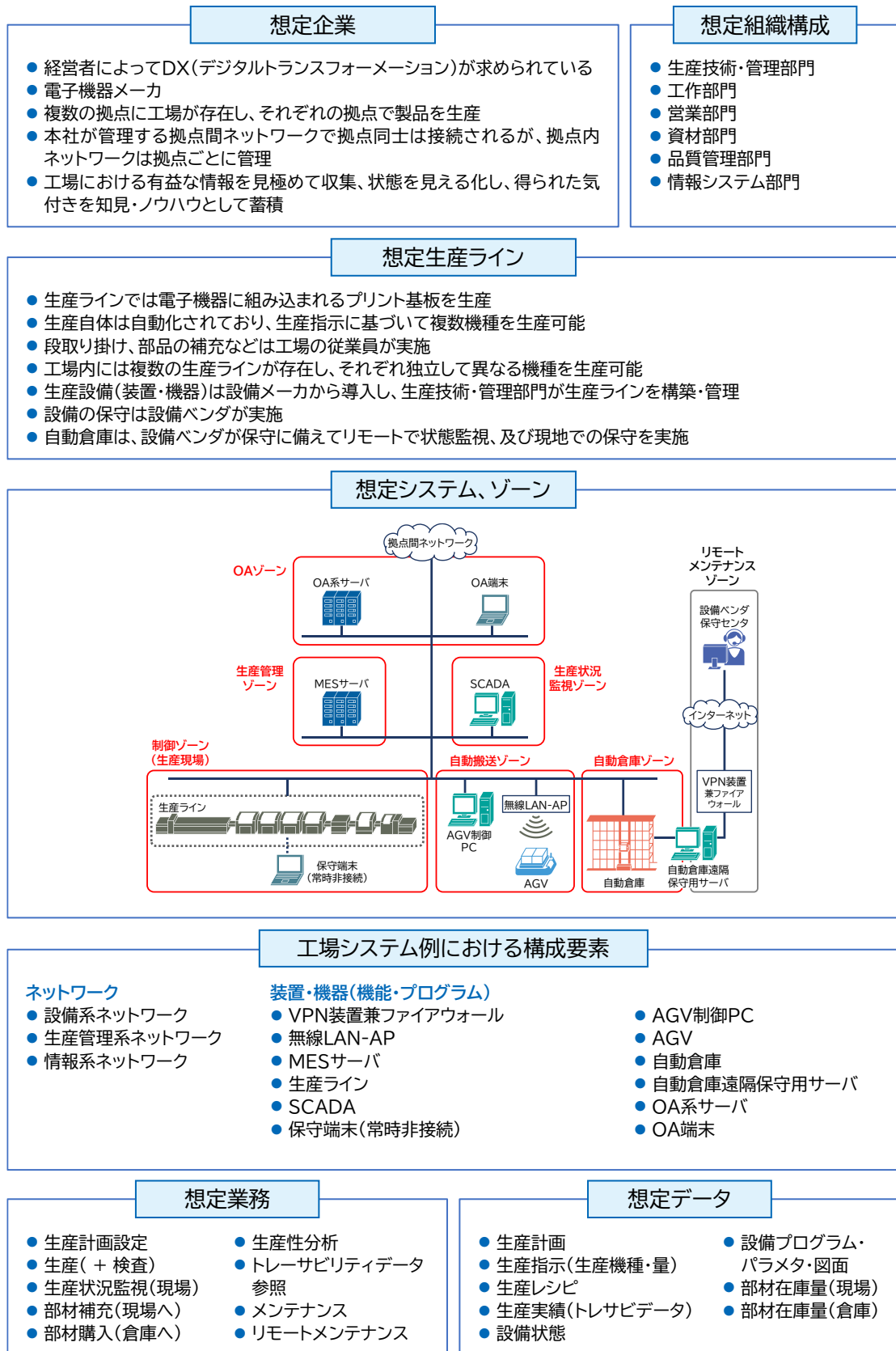


図 2-3 本ガイドラインの想定工場

1.1 で述べたとおり、工場といってもその分類や規模、有する機器やシステムは千差万別であるため、ある抽象的なモデルから立脚し、当該モデルに現場を当てはめて具体的な対策を講じる策を立案しようとしても、現場の実態とモデルが合致しない例外が生じることで、効果的なセキュリティ対策が立案できない可能性がある。そこで、現場感と矛盾しない効果的な対策が立案できるよう、ある抽象的なモデルから具体的な対策を立案するアプローチではなく、現場の業務や保護対象から立脚し、工場の機器やシステムを大きな括りの概念として俯瞰的に捉えるためのゾーンを設定し、セキュリティ対策を立案するアプローチを提示している。

本節では、工場システムのセキュリティ対策を企画・導入するステップの概略を示す¹³。重要なことは、セキュリティ対策は継続的に進めること、かつ妥当なコストで実現することである。これを実現するため、事業環境や技術動向の変化等に応じて、各ステップについて不断の見直しを行いながら、ステップ1からステップ3のサイクルを回すことが必要である。

ただし、各ステップにおける表などの記載内容は、2章で定義した想定工場を踏まえ、考えられることを例示しているものである。

個社や業界ごとに置かれた環境は異なることから、各ステップにおいて、個社や業界ごとに適した整理や考え方の定義を行うことが必要である。

ステップ1 内外要件(経営層の取組や法令等)や業務、保護対象等の整理【3.1】

工場システムのセキュリティを検討する上で、実施する内容を妥当なものとするために必要な情報を収集、整理する。

- ステップ1-1 セキュリティ対策検討・企画に必要な要件の整理【3.1.1】
 - (1) 経営目標等の整理
 - (2) 外部要件の整理
 - (3) 内部要件／状況の整理
- ステップ1-2 業務の整理【3.1.2】
- ステップ1-3 業務の重要度の設定【3.1.3】
- ステップ1-4 保護対象の整理【3.1.4】
- ステップ1-5 保護対象の重要度の設定【3.1.5】
- ステップ1-6 ゾーンの整理と、ゾーンと業務、保護対象の結びつけ【3.1.6】
- ステップ1-7 ゾーンと、セキュリティ脅威の影響の整理【3.1.7】

¹³ セキュリティ対策は、「事業視点で必要性を明確にし、組織全体で統一的な考え方にに基づき計画的に実施すること」が重要である。

(参考)経営層による取組の宣言

ステップ1において明らかにした個社の置かれた環境や、業務や保護対象の重要度から、個社において必要となるセキュリティ対策を整理する必要があるが、セキュリティ対策を実現するためには、経営層の強いリーダーシップが必要となることから、必要な体制を構築するとともに、推進する上で必要な権限を明確にし、関係者に向けてメッセージを発信する。

ステップ2 セキュリティ対策の立案【3.2】

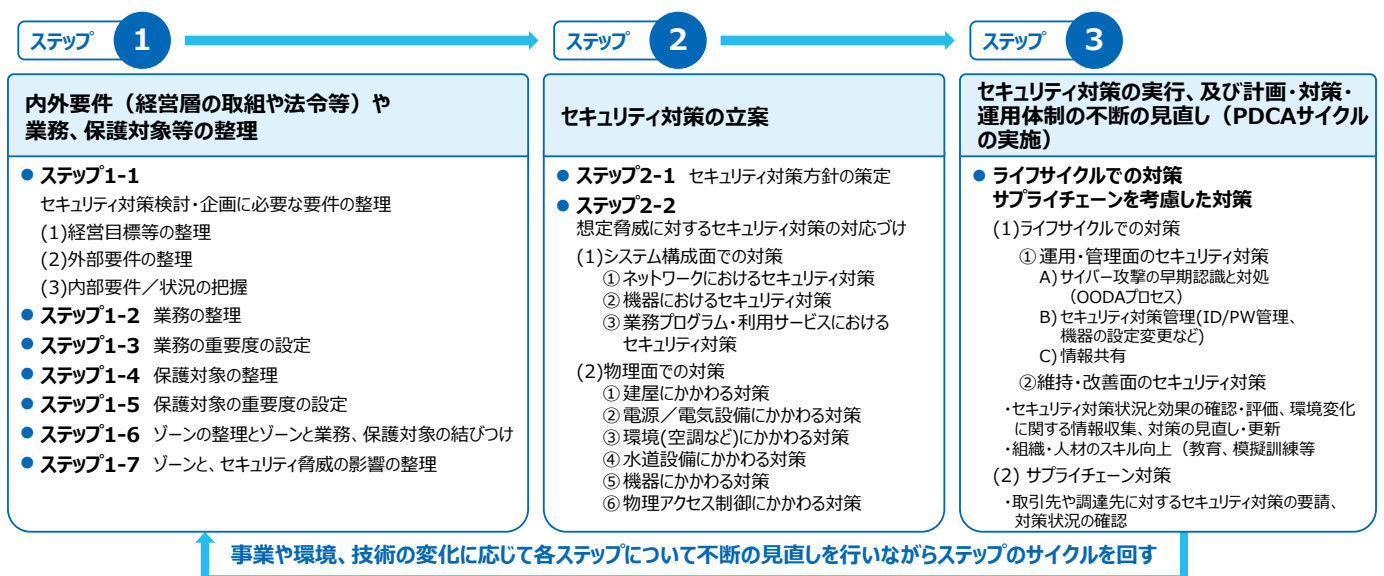
ステップ1で収集・整理した情報に基づき、工場システムのセキュリティ対策方針を策定する。

- ステップ2-1 セキュリティ対策方針の策定
- ステップ2-2 想定脅威に対するセキュリティ対策の対応づけ

ステップ3 セキュリティ対策の実行、及び計画・対策・運用体制の不断の見直し(PDCAサイクルの実施)【3.3】

ステップ2で導入した物理面／システム構成面での対策に加え、ライフサイクルでの対策や、サプライチェーンを考慮した対策を実施する。実施・運用状況とその効果の確認、及び評価・見直しを行う。

なお、これらの取組により得られた情報により、ステップ3の後は、事業や環境、技術の変化等に応じて見直しを行い、必要に応じてステップ1から改めて取組を進めるなどのサイクルを回すことが重要である。



※重要度については、個社・業界の置かれた環境により様々であることから記載しておらず、個社や業界ごとに適した重要度付けを行うことが重要である。

※なお、重要度付けの考え方については、国際規格等（IEC62443規格群、NIST サイバーセキュリティフレームワーク、IoT-SSF）においても考え方が示されていることから、こうした考え方も参照することが有効である。

図 3-1 セキュリティ対策企画・導入の進め方におけるステップ

3.1 ステップ1 内外要件(経営層の取組や法令等)や業務、保護対象等の整理

「内外要件(経営層の取組や法令等)や業務、保護対象等の整理」においては、以下の事項を実施する。

3.1.1 ステップ 1-1 セキュリティ対策検討・企画に必要な要件の整理

本節では、セキュリティ対策の検討・企画に必要な要素を示す。

(1) 経営目標等の整理

自社の工場システムのセキュリティ対策に関わる経営目標(事業伸張、事業継続等)はどのようなになっているか整理する。

特に、事業継続の観点では、事業継続計画(BCP)が策定されているかが重要であるため、その内容を確認する。BCP が整備されていなければ、必要に応じて担当部署とともに策定の検討を実施する¹⁴。

表 3-1 セキュリティ対策を検討・企画する際に考慮すべき経営目標事項(観点の例)

経営目標	内容
事業伸張の視点	製造設備の増強・高度化
	工場におけるカーボンニュートラル推進
	調達先の分散や標準化・共通化の推進等サプライチェーン強靱化
事業継続の視点	製造設備停止・不調、製品の品質低下、サービス停止・遅延等による事業上の損失防止
	製品等の機密情報や顧客情報の窃取・漏えいによる社会からの信頼低下の防止
	製造に必要なデータの改ざん・破壊による事業停止の防止
	製造設備の不具合や暴走等による
	従業員や近隣住民の 安全・健康、有害物質の排出等環境面の被害の防止
	工場システムの機能不全や製品の品質不備による製品利用者の安全・健康、製品廃棄後の環境面への被害の防止

¹⁴ BCP 策定の際には以下が参考となる。

・内閣府「事業継続ガイドライン」(令和 3 年 4 月)

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoyou/keizoku/pdf/guideline202104.pdf>

・中小企業庁「中小企業 BCP 策定運用指針」

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

表 3-2 セキュリティ対策を検討・企画する際に考慮すべき経営目標事項(想定工場における例)

経営目標	内容	例
事業伸張の視点	フレキシブルな製造ライン構築	AGV 導入
	スマート工場に向けた新たなシステムの構築	自動倉庫の導入
	サプライチェーン下流の取引先・顧客価値向上	製品納入先との連携
事業継続の視点	設備停止／不調による事業上の損失防止	生産／出荷の遅延防止 規格外製品の製造防止
	安全上の問題の発生防止	生産設備、自動倉庫、AGV の誤作動防止

(2) 外部要件の整理

自社の工場システムセキュリティ対策に関わる外部要件(セキュリティ法規制・標準規格・ガイドライン準拠、国・自治体からの要求、業界からの要求、市場・顧客からの要求、取引先からの要求、出資者からの要求等)はどのようなになっているか整理する。

なお、外部要件の整理にあたって、標準規格・ガイドライン等から、セキュリティ脅威について認識する。

表 3-3 セキュリティ対策を検討・企画する際に考慮すべき外部要求事項(観点の例)

外部要求事項	内容
ビジネス上の要求	取引先からの要求
	法規制への対応(国・自治体)
	国からの要求
	産業界、業界からの要求
	市場・顧客からの要求
	取引先からの要求
	出資者からの要求
標準規格対応 ¹⁵	ガイドライン・標準規格への準拠

表 3-4 セキュリティ対策を検討・企画する際に考慮すべき外部要求事項(想定工場における例)

外部要求事項	内容	例
ビジネス上の要求	取引上の要求条件	製品納入先からの要求事項
	国や業界からの経済安全保障に関わる要請	製品供給の持続・安定化の要求
	他社サービスを利用する要件	自動倉庫保守ベンダからの要件
標準規格対応	業界ガイドライン・国際標準規格	IEC 62443 規格群他

¹⁵ 適宜「付録 D 関連／参考資料」を参照のこと。

(3) 内部要件／状況の整理

自社の工場セキュリティに関わる内部要件(システム面、運用・管理面、維持・改善面、等)や体制が、現状どのようなになっているか整理する。なお、工場のセキュリティを進めていく上での体制が不明確である場合には、この段階で考え方を整理し、セキュリティ対策を推進するための体制やルール・手順等を整備し実施計画を立案するとともに、周知・教育等を実施する。

表 3-5 内部要件／状況把握(観点の例)

セキュリティ対策	内容
方針・体制	セキュリティポリシー
	事業継続計画(BCP)
	セキュリティ推進体制
	セキュリティ関連ルール、手順 等
	セキュリティ対策実施計画 等
システム面	ネットワーク
	装置、機器
	業務プログラム、利用サービス
運用・管理面	セキュリティ監視・異常検知
	セキュリティ管理
	情報共有
維持・改善面	セキュリティ教育
	継続的なリスク対応(確認、改善・見直し)

表 3-6 内部要件／状況把握(想定工場における例)

セキュリティ対策	内容	例
方針・体制	全社セキュリティルール	本社セキュリティガイドライン
システム面	ネットワーク、装置・機器の構成	複数の生産ラインを集中管理・自動化、AGV や自動倉庫を導入
	現状のセキュリティ対策	拠点間ファイアウォールのみ
運用・管理面	セキュリティ監視	未実施
	ソフトウェアの更新	情報システム部門管理分のみ実施
維持・改善面	セキュリティ体制整備	未実施
	セキュリティ教育	情報システム(OA ゾーン)に関するセキュリティ教育のみ
	継続的なリスク対応	未実施

表 3-7 工場のセキュリティを運用・管理していくための体制の考え方(例)

工場システムの計画・構築・管理組織で実施（生産技術・管理部門、工作部門など）	工場システムの計画、構築を主に担っている組織において、セキュリティに関わる維持・改善も併せて実施する形態である。 ● メリット： 生産性向上等も考慮し、工場システムの現状に即した検討が可能。 ● デメリット： セキュリティに関する人財育成、ノウハウ蓄積が必要。
IT 関係部門で実施	IT システムにおけるリスク管理を実施している部門で実施する形態である。 ● メリット： IT 部門のセキュリティ専門家を活用可能。 ● デメリット： 工場システムの知識がないため、業務への影響を含めた分析が困難。OA と同等の対策に捉われ、工場システムに適した対策方針の立案が困難。現場との連携が不可欠。
企業全体のリスク管理部門で実施（リスク管理部、総務部など）	企業のリスク管理を統括する部門で実施する形態である。 ● メリット： 組織全体での包括的なリスク管理の一環として実施が可能。組織間にまたがる施策展開が実施しやすい。 ● デメリット： 工場システムの知識がないため、業務への影響を含めた分析が困難。 火災や侵入と同等の公的機関・捜査機関からの支援が得られることを前提とした対策を立案する可能性があり、こうした前提の下だと工場システムに適した対策方針の立案が適切に行われない可能性がある。 現場との連携が不可欠。
セキュリティ統括組織で実施	CISO(Chief Information Security Officer)配下に、セキュリティ問題対応を統括する組織(SIRT: Security Incident Response Team)などを設置し実施する形態である。 ● メリット： セキュリティの専門的な視点での判断が可能。 セキュリティの視点で全社横断的な維持・改善が可能。 ● デメリット： 兼務者中心となりがちで、専門家の確保が困難となる場合がある。

3.1.2 ステップ 1-2 業務の整理

工場システムが日々の業務でどのように使われているか、その業務の洗い出しを行う。

表 3-8 業務(想定工場における例)

	業務	実施者	業務内容
1	生産計画設定	生産技術・ 管理部門	OA 端末から MES サーバに対して、月次・週次・日次の生産計画を入力する。
2	生産(+検査)	工作部門	- MES サーバから生産ラインに対する生産機種・生産量などの指示をトリガとして、現場で段取り替えを実施し、生産ライン上の設備は MES サーバよりレシピを取得し、生産を開始する。 - 生産設備で生産を実施するとともに、ワークや部材の ID、品質検査情報などのトレーサビリティデータを MES サーバに保管する。
3	生産状況監視 (現場)	工作部門	SCADA や現場のアンดอนは、MES サーバに上げられた生産状況を取得し画面に表示する。
4	部材補充 (現場へ)	工作部門	現場の部品在庫量を収集し、部材切れが近い場合は自動倉庫に保管された部材を AGV で生産現場に輸送する。
5	部材購入 (倉庫へ)	資材部門	自動倉庫に保管された部材量を把握し、生産計画と照らし合わせた上で部材切れが近い場合は、部材の発注を行う。
6	生産性分析	生産技術・ 管理部門	OA 端末から、MES サーバに保管された過去の生産量・生産不具合などの生産実績情報を取得し、データ分析を実施して要改善箇所を特定する。
7	トレーサビリティ データ参照	品質管理部門	OA 端末から MES サーバに対して、生産 ID に対応する部材情報や品質検査情報を取得する。
8	メンテナンス	生産技術・ 管理部門、 設備ベンダ	生産ラインにて物理的に保守端末を接続し、生産ラインのパラメタ調整、また設備のプログラムバージョンアップやパラメタ設定などを実施する(物理的な部品交換も実施する)。
9	リモート メンテナンス	生産技術・ 管理部門 設備ベンダ	インターネット経由で自動倉庫等に接続し、装置(部品等)の劣化度合いを取得する。必要に応じてパラメタ調整などを実施する。

3.1.3 ステップ 1-3 業務の重要度の設定

洗い出した工場システムが使われる業務について、それぞれの業務の重要度を定める。業務の重要度は、セキュリティ対策の重要度／優先度を決定する判断材料となる。

ただし、個社や業界ごとに置かれた環境は異なることから、個社や業界ごとに適した業務の重要度の定義を行うことが必要である。

【参考】業務の重要度(想定工場における例)

表 3-9 業務の重要度(想定工場における例)

業務重要度レベル	内容
大	- 製品の安定生産に直結する業務で、本業務が実施できなくなると、その日のうちに生産に支障が出る。 - 許されない範囲の品質劣化が大規模に生じる。
中	- 製品の安定生産に間接的に関連する業務で、本業務が実施できなくなると、2～3 日のうちに生産に支障が出る。 - 許されない範囲の品質劣化が小規模に生じる。
小	- 製品の安定生産に関連が薄い業務で、本業務が実施できなくなっても、生産に支障が出るリスクは低い。 - 製品としては問題ないレベルの品質劣化が生じる。

業務の重要度の定義を行ったら、表 3-8 で整理した表に「重要度」の項目を加え、業務と重要度の関係整理を行う。

なお、個社・業界の置かれた環境は様々であることから、以下の表 3-10 表 3-9 では重要度の例示を記載していない。これについても、個社や業界ごとに適した重要度付けを業務ごとに行うことが重要である。

表 3-10 業務と重要度(想定工場における例)

	業務	実施者	業務内容	重要度
1	生産計画設定	生産技術・管理部門	OA 端末から MES サーバに対して、月次・週次・日次の生産計画を入力する	
..	...	...	...	

3.1.4 ステップ 1-4 保護対象の整理

セキュリティ対策を強化すべき業務に対して、当該業務を支援／実施する工場システムの構成要素(ネットワーク、装置・機器(機能・プログラム)・データ)を洗い出し、システム構成図の模式図を整理する¹⁶。

なお、工場では生産ラインの変更など構成要素が頻繁に変化するため、個々の構成要素の整理把握と対応検討については、ステップ 2～3 の対策実施・運用段階であっても、必要に応じて自動化ツール等を活用しながら継続的・効率的に行っていくことが求められる。

表 3-11 主な構成要素(想定工場における例)

	種類	構成要素	概要
1	ネットワーク 機器、及び ネットワーク	VPN 装置兼 ファイアウォール	設備ベンダがリモートでアクセスする際に利用する、セキュアな通信を実現するための機器。設備ベンダの保守センタ以外からのアクセスは許可しないようにファイアウォール(アクセス制御)機能を内蔵
2		無線 LAN-AP	AGV との通信を行うためのネットワーク機器
3		設備系ネットワーク	生産設備が接続されるネットワーク
4		生産管理系 ネットワーク	生産管理を行うサーバなどが接続されるネットワーク
5		情報系ネットワーク	OA 業務、製品設計用の端末が接続されるネットワーク
6	装置・機器	MES サーバ	生産計画、生産実績のデータ管理、及び生産ラインに対しての生産指示を行うサーバ
7		生産ライン	製品の生産を行うために用いる設備
8		保守端末 (常時非接続)	生産設備のメンテナンスに用いる PC
9		SCADA	生産ラインの生産状況の監視を行う PC
10		AGV 制御 PC	AGV の運転計画を立案し、AGV を制御する PC
11		AGV	部材を運ぶ装置
12		自動倉庫	部材の保管と入出庫を行う装置
13		自動倉庫 遠隔保守用サーバ	設備ベンダ保守センタが自動倉庫をリモートから保守する際に利用するサーバ
14		OA 系サーバ	事務用途で利用するサーバ。営業管理ツール、社内ワークフローシステム、ファイルサーバなどを想定
15		OA 端末	事務用途で利用する PC
16	データ	生産計画	月次・週次・日次の生産計画
17		生産指示 (生産機種・量)	生産ラインで何を生産するかの指示。生産機種、生産量、対応するレシピなどの情報

¹⁶ 構成する機器の型番、ベンダ、脆弱性識別情報等も併せて整理するとよい。以下が参考となる。
・情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラム 3 期生 資産管理プロジェクト「制御システムにおける資産管理ガイドライン」(2020 年 6 月)

18		生産レシピ	生産機種ごとの詳細情報(パラメタ等)
19		生産実績 (トレサビデータ)	過去の生産実績。生産計画に対する現在の生産台数などの生産状況、ワークや部材の ID、品質検査情報などのトレサビデータ等を含む
20		設備状態	生産設備(装置)の状態情報。治具の累積使用時間、最終メンテナンス日時、等を含む
21		設備プログラム・ パラメタ・図面	生産設備(装置)に設定されたプログラム、及び動作をカスタマイズするパラメタなど
22		部材在庫量(現場)	生産現場及び装置に補充されている部品の型番と残量など
23		部材在庫量(倉庫)	自動倉庫内に保管されている部品の残量、型番、棚情報など

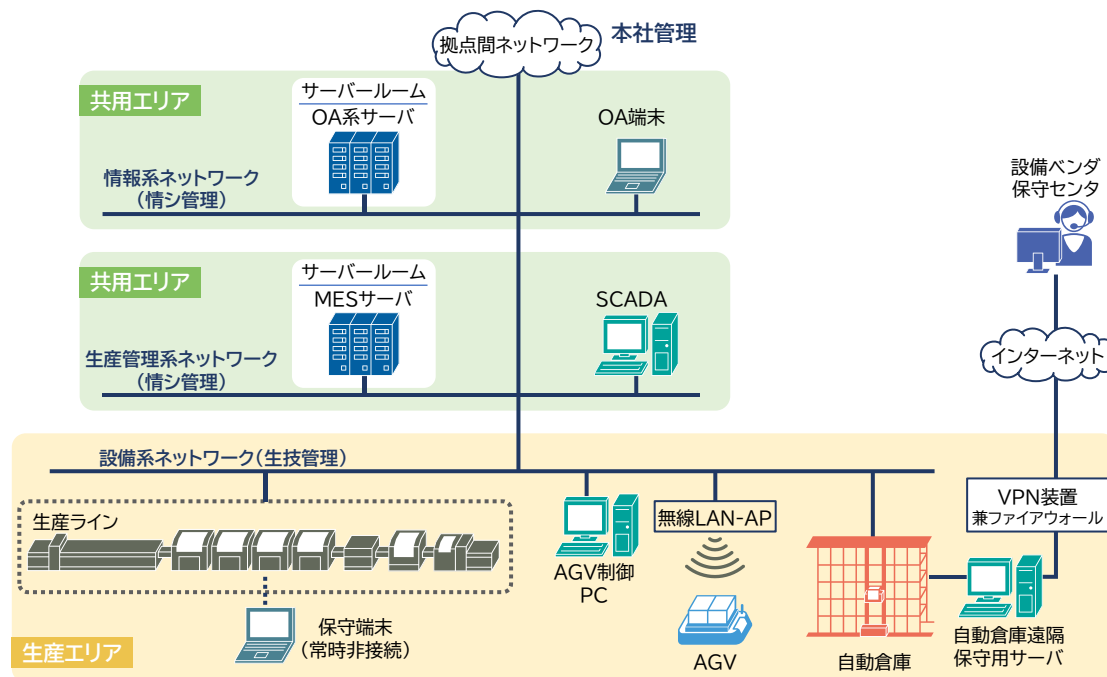


図 3-2 2章の工場システムの例(再掲)

3.1.5 ステップ 1-5 保護対象の重要度の設定

製造業／工場が重視する価値軸である事業伸張・継続(BC)の視点、安全確保(S)、品質確保(Q)、納期遵守・遅延防止(D)、コスト低減(C)の視点、それによる業務の重要性の視点から、洗い出した保護対象それぞれの重要度を明確にする。保護対象の重要度は、セキュリティ対策の優先度を決定する判断材料となる。重要度付けの考え方については、付録 C に記載のとおり国際規格等においても考え方が示されていることから、こうした考え方も参照することが有効である。

表 3-11 で整理した表に「重要度」の項目を加え、保護対象と重要度の関係整理を行う。

なお、個社・業界の置かれた環境は様々であることから、以下の表 3-12 では重要度の例示を記載していない。これについても、個社や業界ごとに適した重要度付けを行うことが重要である。

表 3-12 保護すべき対象と重要度(想定工場における例)

	種類	構成要素	概要	重要度
1	ネットワーク	設備系ネットワーク	生産設備が接続されるネットワーク	
..	...	...	...	

3.1.6 ステップ 1-6 ゾーンの整理と、ゾーンと業務、保護対象の結びつけ

工場システムは業務内容や業務重要度などを考慮しつつ、同等の水準のセキュリティ対策が求められる領域として、ゾーンを設定する。また、ゾーンごとに、これまでに整理した業務、保護対象を結びつける。ゾーンを設定することにより、工場の機器やシステムを大きな括りの概念として俯瞰的に見ることが可能となり、あるゾーン内の保護対象がサイバー攻撃を受けた際、別のゾーンへ影響が及ぶことを抑止し、被害を極小化することを検討することが可能となる。

ゾーン設定を行う上で、業務の視点でゾーン内の扱うべき保護対象を詳細に整理することが重要である。ゾーン設定の一例を以下に示す。

1. ゾーン内の扱うべき保護対象を業務の視点で詳細に整理する。
2. 整理されたゾーン間の関係性を確認する。(業務と業務のつながりを確認する。)
3. 詳細に整理された設備・機器をその他の視点、例えば BCP・設備環境(物理・サイバー空間)等に応じて、同一のゾーンまたは別のゾーンとして取り扱う。

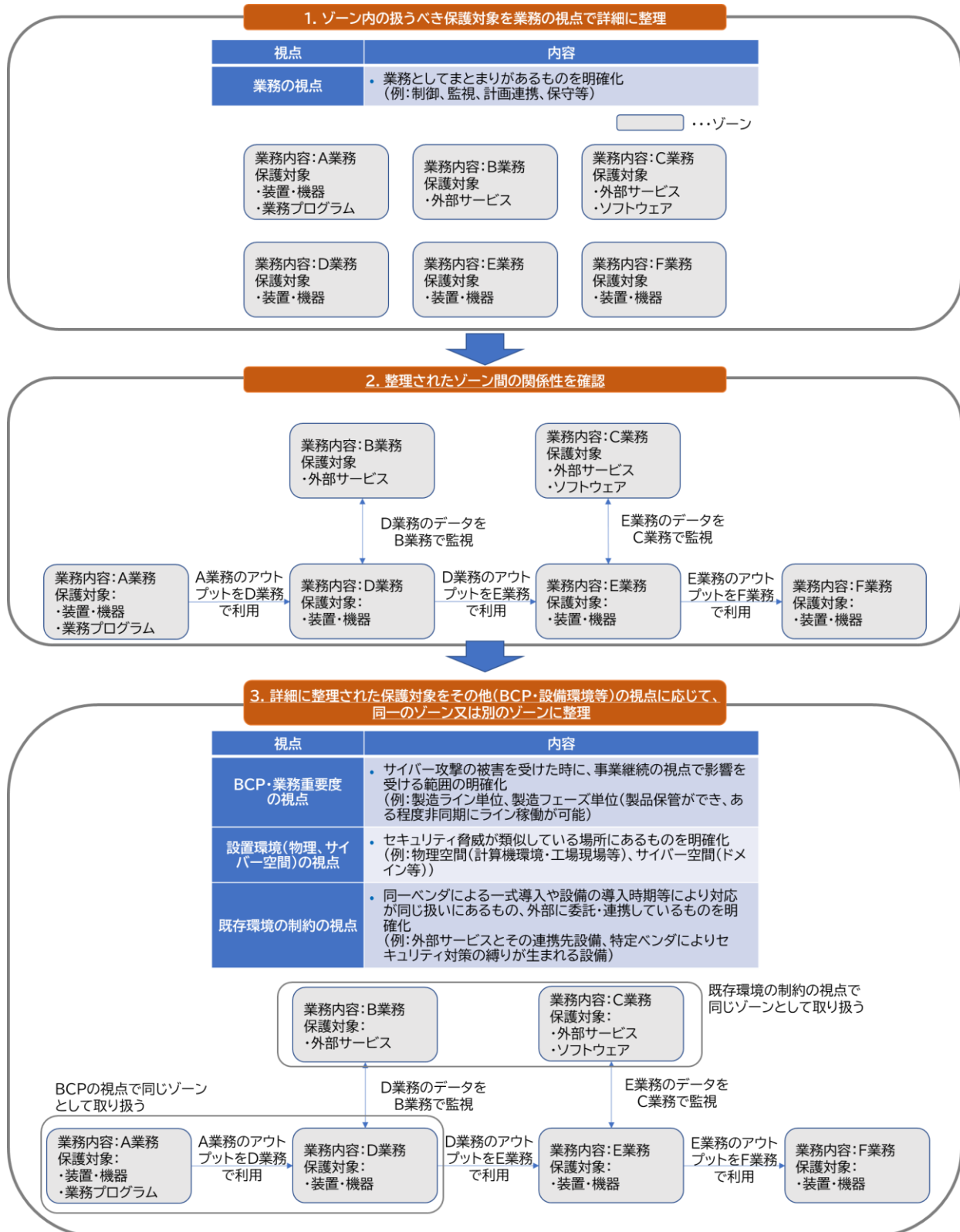


図 3-3 ゾーン設定における考え方の概要図

また、個社・業界の置かれた環境によっては、保護対象や業務を厳密に定義しようとするれば膨大な量になることも考えられる。これは、かえって整理のための業務量が膨大になることや、ミスが生じ得ること、時間がかかりすぎることで、といったデメリットが考えられることから、個社・業界の置かれた環境に応じ、整理するゾーンと保護対象、業務の粒度や整理方法については柔軟な対応を行っていただきたい¹⁷。

以降のステップにおいても、必要に応じ、同様の対応を行っていただきたい。

表 3-13 ゾーンの概要(想定工場における例)

	名称	概要	関連する業務	関連する保護対象
1	制御ゾーン (生産現場)	製品を生産するための生産ライン。制御装置・機器などで構成されるゾーン	- 生産(+検査) - 生産状況監視(現場) - 部材補充(現場へ) - メンテナンス	- 生産ライン - 保守端末 - ルータ - 部材在庫量(現場)
2	自動搬送ゾーン	部材や完成品の運搬を行う AGV を運用するゾーン	部材補充(現場へ)	- AGV 制御 PC - 無線 LAN-AP - AGV
3	自動倉庫ゾーン	部材を保管しつつ、自動で入出庫する装置を運用するゾーン	- 部材補充(現場へ) - 部材補充(倉庫へ)	- 自動倉庫遠隔保守用サーバ - 自動倉庫 - 部材在庫量(現場) - 部材在庫量(倉庫)
4	生産管理ゾーン	生産計画の管理、トレーサビリティデータの管理などを行うサーバ群からなるゾーン	- 生産計画設定 - 生産(+検査) - 生産状況監視(現場) - 生産性分析 - トレーサビリティデータ参照	- MES サーバ - 生産指示 - 生産レシピ - 生産実績
5	生産状況監視ゾーン	生産状況や設備情報の取得・見える化を行う設備からなるゾーン	- 生産状況監視(現場) - 生産性分析 - トレーサビリティデータ参照	- SCADA - 生産実績 - 設備状態 - 設備プログラム・パラメタ・図面
6	OA ゾーン	生産に直接関係ない業務を行うゾーン	生産計画設定	- OA 系サーバ - OA 端末

¹⁷ ゾーン設定は、物理的に分かれているかどうかより、業務が分かれているかが重要である。例えば、同じ業務で別棟の無線 LAN の場合は、運用・管理が分かれるのであればゾーンを分けてもよいし、同じであれば分けなくてもよい。ネットワークが物理的に分離されている場合は、運用コストとのトレードオフとはなるが、ゾーンを分けた方がリスクは下がると考えられる。

			- 部材補充(倉庫へ) - 生産性分析	- 生産計画 - 生産指示
7	リモートメンテナンスゾーン	設備ベンダの保守センタが、自動倉庫をリモートで監視するためのゾーン	リモートメンテナンス	- 保守センタ - VPN 装置兼ファイアウォール

※ リモートメンテナンスゾーンは、生産技術・管理部門の管理責任の下、設備ベンダの管理領域であると想定。

3.1.7 ステップ 1-7 ゾーンと、セキュリティ脅威による影響の整理

工場システムの稼働に影響を与える脅威の種別の例としては、以下が挙げられる。

- 機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作
- 設備の異常な制御や停止
- データ盗難・漏えい
- データ改ざん・破壊
- 可用性低下
- 外部への攻撃の踏み台として利用
- システム・機器の障害・故障
- 従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失
- 施設や作業環境の脅威
- 自然環境の脅威

また、脅威と生産・事業への影響は以下のような関係があると考えられる。

表 3-14 一般的な脅威と生産への影響(例)

	脅威種別	脅威内容	生産・事業への影響
1	機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作	物理的な侵入による、システム・機器に対する直接的な破壊・盗難・不正操作	● 生産性低下による納期遅れや原価上昇 ● 設備故障、盗難による損害 ● システム・機材に対する破壊行為による生産停止等
2		直接的な不正接続によるシステム・機器の破壊・不正操作	
3		ネットワーク経由の侵入 ^(※) 、または内部からの不正通信(バックドアやコネクトバック通信)を利用したシステム・機器の破壊、不正操作	
4	設備の異常な制御や停止	設備の不正な制御や停止	● 品質不良や、それに伴うブランド毀損 ● 生産性低下による納期遅れや原価上昇 ● 設備の誤動作による人身事故や災害の発生 ● 設備故障による損害
5		設備へ異常負荷をかけての停止	
6		設備の安全制御の機能停止	
7	データ盗難・漏えい	USB などへの不正コピー	● 生産情報や品質保証ノウハウの流出 ● 顧客情報の流出と、それに伴うブランド毀損
8		不正なサーバへのアップロード	
9		パケットの盗聴(通信データの盗聴)	

10	データ改ざん・破壊	データやプログラムの改ざん・消去	品質不良や、それに伴うブランド毀損
11		設備設定値の悪意ある変更	生産性低下による納期遅れや原価上昇
12		パケットの改ざん(通信データの改ざん)	- 設備の誤動作による人身事故や災害の発生 - 設備故障による損害
13	可用性低下	ネットワーク停止	生産性低下による納期遅れや原価上昇
14		ネットワーク停止・容量オーバ	設備制御不能による人身事故や災害の発生
15		設備・サーバ・PC の停止	品質不良や、それに伴うブランド毀損
16		リソースの不足	
17	外部への攻撃の踏み台として利用	外部のサーバ／ネットワークへの攻撃	- ブランド毀損 - 操作中のライン停止に伴う納期遅れの発生
18	システム／機器の障害・故障	電源の停電・瞬断・電圧変動、電源設備・機器の障害・故障	生産性低下による納期遅れや原価上昇
19		空調の障害・故障による温度、湿度、静電気、空気清浄度などの異常	設備制御不能による人身事故や災害の発生
20		通信機器の障害・故障	設備故障による損害
21		設備・サーバ・PC の障害・故障	品質不良や、それに伴うブランド毀損
22	従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失	異常な(マルウェアに感染した)機器の接続	- 生産情報や品質保証ノウハウの流出 - 顧客情報の流出と、それに伴うブランド毀損 - システム、機材に対する破壊行為(による生産停止等)
23		設定／操作ミス	- 品質不良や、それに伴うブランド毀損 - 設備の誤動作による人身事故や災害の発生 - 設備故障による損害
24	施設や作業環境の脅威	漏電、火気不始末等による火災、近隣からの延焼	生産性低下による納期遅れや原価上昇
25		積載した資材等の崩落	設備制御不能による人身事故や災害の発生
26		化学薬品などによる爆発	設備故障による損害
27		電磁波による電子機器の損傷	品質不良や、それに伴うブランド毀損
28	自然環境の脅威	大雨、洪水などによる漏水	事業／生産停止による損害
29		有害生物の侵入	生産性低下による
30		地震などによる機器の転倒・落下	納期遅れや原価上昇

31		落雷、洪水、地震などによる 停電・瞬断・電圧変動	● 設備制御不能による 人身事故や災害の発生 ● 設備故障による損害 ● 品質不良や、それに伴う ブランド毀損
32		火災による機器・設備等の焼失	

(※)ネットワークを介した不正侵入は、必ずしも攻撃者ではなく、攻撃を受けた保守会社等の組織である可能性もある。

上記のような自社の工場システムに関わるサイバーセキュリティに関する最新の脅威¹⁸について認識した上で、こうした脅威と生産・事業への影響を勘案し、それぞれのゾーンに対して、どのようなセキュリティ脅威が想定されるのか、それによりどのような影響があるかを整理する¹⁹。

¹⁸ 本ガイドラインに記載した「【参考】攻撃者の動機」が参考となる。

¹⁹ セキュリティ脅威への対策としてパッチの適用等を行うことにより、システム・機器の障害という別の脅威につながる場合もある。セキュリティ対策実施の際には、対策による影響の把握、障害が発生した場合にも事業・生産への影響を最小限にする対策範囲・スケジュール等を考慮する必要がある。

表 3-15 保護対象と関連する業務、脅威、影響の関係(例)

	関連する 保護対象	関連する業務	脅威	影響	名称
1	・生産ライン	・生産(+検査) ・生産状況監視 (現場) ・部材補充(現場 へ)	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・データ盗難・漏えい ・可用性低下 ・自然環境の脅威	・生産(+検査) 不 可 ・生産状況監視 (現場) 不可 ・部材補充(現場 へ) 不可	制御 ゾ ン (生産 現場)
	・保守端 未	・メンテナンス	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・データ盗難・漏えい ・可用性低下 ・自然環境の脅威	・メンテナンス不 可	
	・ルータ	・生産(+検査) ・生産状況監視 (現場) ・部材補充(現場 へ)	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・データ盗難・漏えい ・可用性低下 ・自然環境の脅威	・生産(+検査) 不 可 ・生産状況監視 (現場) 不可 ・部材補充(現場 へ) 不可	
2	・AGV 制 御 PC	・部材補充(現場 へ)	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・データ盗難・漏えい ・可用性低下 ・自然環境の脅威	・部材補充(現場 へ)不可	自動 搬送 ゾ ン
	・無線 LAN-AP	・部材補充(現場 へ)	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・データ盗難・漏えい ・可用性低下 ・自然環境の脅威	・部材補充(現場 へ)不可	
	・AGV	・部材補充(現場 へ)	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・データ盗難・漏えい ・可用性低下 ・自然環境の脅威	・部材補充(現場 へ)不可	
3	・自動倉 庫遠隔保 守用サー バ	・部材補充(現場 へ) ・部材補充(倉庫 へ)	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・データ盗難・漏えい ・可用性低下 ・自然環境の脅威	・部材補充(現場 へ)不可 ・部材補充(倉庫 へ)不可	自動 倉庫 ゾ ン
	・自動倉 庫	・部材補充(現場 へ) ・部材補充(倉庫 へ)	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・施設や作業環境の脅威 ・データ盗難・漏えい ・可用性低下 ・自然環境の脅威	・部材補充(現場 へ)不可 ・部材補充(倉庫 へ)不可	
4	・MES サ ーバ	・生産計画設定 ・生産(+検査)	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・データ盗難・漏えい ・可用性低下	・生産計画設定不 可	生産 管理

		・生産状況監視(現場) ・生産性分析 ・トレーサビリティデータ参照	・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・自然環境の脅威	・生産(+検査)不可 ・生産状況監視(現場)不可 ・生産性分析トレーサビリティデータ参照不可	ゾーン
5	・SCADA	・生産状況監視(現場) ・生産性分析 ・トレーサビリティデータ参照	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・自然環境の脅威	・生産状況監視(現場)不可 ・生産性分析トレーサビリティデータ参照不可	生産状況監視ゾーン
6	・OA系サーバ	・生産計画設定 ・部材補充(倉庫へ) ・生産性分析	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・自然環境の脅威	・生産計画設定 ・部材補充(倉庫へ)不可 ・生産性分析不可	OAゾーン
	・OA端末	・生産計画設定 ・部材補充(倉庫へ) ・生産性分析	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・自然環境の脅威	・生産計画設定 ・部材補充(倉庫へ)不可 ・生産性分析不可	
7	・保守センタ	・リモートメンテナンス	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・自然環境の脅威	・リモートメンテナンス不可	リモートメンテナンスゾーン
	・VPN装置兼ファイアウォール	・リモートメンテナンス	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威 ・自然環境の脅威	・リモートメンテナンス不可	

【参考】攻撃者の動機

最近のサイバー攻撃は、攻撃の目的が明確で、かつ、目的達成まで執拗に攻撃が繰り返される傾向が認められる。また、攻撃者の種別も、情報収集や破壊工作を目的とした軍隊や諜報機関といった国家レベルの組織、身代金目的の犯罪集団、内部不正を犯す関係者など、多様になっている。

そのため、事前に攻撃者の動機を想定し、万一サイバー攻撃を受けたときに、生産にどのような影響が起こりうるかを想定しておくことが重要である。

工場における脅威を想定する場合、攻撃者が動機を持ち、工場システムへサイバー攻撃を行った場合、生産現場で何らかの異常事象や影響が発生すると予想される。

一方、工場においては、犯罪組織によるランサムウェアなど金銭を目的とした攻撃もあるが、目的が不明瞭な場合もある。攻撃者は意図的に工場を狙ったわけではなく、たまたま攻撃した先が工場という場合もある。自社は犯罪組織等に狙われることはないと考えのではなく、流れ弾に当たるということも想定しておく必要がある。

また、サイバー攻撃以外にも、自然環境の脅威、システム／機器の障害・故障、従業員の過失、管理不備などの想定も併せて必要である。

以下に、攻撃者の動機として考えられる例を整理する。

表 3-16 攻撃者の動機(例)

	目的	説明	想定される攻撃者
1	社会混乱	当該工場の生産物が重要品であり、供給不足や品質不安を引き起こすことで社会混乱を誘発	- 国家的組織(軍隊、諜報機関等) - 犯罪組織、テロ組織
2	情報窃取	当該工場の高付加価値生産物や高度な生産プロセスに関する、企業機密を盗む	- ライバル企業 - 犯罪組織(金銭目当て)
3	企業価値毀損	当該工場の生産物に不正な機能を仕込み、当該製品の品質低下を招き、企業価値を毀損する	- ライバル企業 - 犯罪組織
4	二次被害	生産ラインの事故を誘発させ、人的・物的被害を発生させる、薬品等の漏出を引き起こさせ環境汚染を誘発させる、製品に細工を行い利用者からの情報窃取等、二次被害を狙う	- 国家的組織(軍隊、諜報機関等) - 犯罪組織、テロ組織 - ライバル企業
5	踏み台	生産ラインを踏み台として、当該企業のITシステムへ侵入したり、サービスを妨害したりする(情報窃取や営業妨害などにつながる)	- 国家的組織(軍隊、諜報機関等) - 犯罪組織、テロ組織 - ライバル企業
6	金銭	ランサムウェア等に感染させ、金銭を要求	犯罪組織、テロ組織

7	嫌がらせ	怨恨等による嫌がらせ(内部不正)	● 現在／以前の従業員、取引先等
8	営業妨害	営業妨害(風評被害狙いや、ライバル企業の株価つり上げなど)	● ライバル企業 ● 犯罪組織

【参考】経営層による取組の宣言

セキュリティ対策を実施・推進するためには、経営層のリーダーシップが重要となる。このため、経営層のセキュリティ対策推進の意志が明らかでない場合には、組織として明文化し宣言することが重要である²⁰。

例えば、推進組織の設置、権限の付与、目的、方針などを明らかにし、組織内に宣言を表明することが必要である。

経営層によるセキュリティ取組宣言²¹の例：

×社は、電子機器メーカーとして安定した製品供給が重要である。このため、生産ライン及び製品に対するセキュリティ確保が重要であり、組織的な対策推進を実施する。

- 目的：
セキュリティ視点でのリスク評価に基づき実施目標を設定し、確実な実施と継続的な改善を図ることを目的とする。
- 方針：
目的を実現するため、経営者のリーダーシップの下、セキュリティ推進体制を整備するとともに、責任者に対して必要な権限を委譲し、必要な投資を行う。
- 体制：
CEO 直下に推進組織を設置し、自社のみならずビジネスパートナーや委託先も含めたサプライチェーン全体で、戦略的かつ統一的な視点で推進する。
- リスク評価：
セキュリティ、業務継続、リスク対応の視点から総合的に実施する。
- 周知と教育・訓練：
社員及びサプライチェーンの関係者にセキュリティ対策事項を周知し、必要な教育を行うことで、遵守を徹底する。
- コミュニケーション：
サイバーセキュリティリスクや対策に関して、適時に情報開示を行うことで、関係者との信頼関係を構築する。

²⁰ 経営層に向けては、経済産業省より「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」が発行されており、経営層が認識すべき3原則及びCISO等に対して指示すべき10項目が記されている。「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」では、サイバーセキュリティリスクの管理体制構築、サイバーセキュリティリスクの特定と対策の実装、インシデント発生に備えて体制構築について、経営者がリーダーシップをとったセキュリティ対策の推進を求めている。

²¹ 経営層によるセキュリティ取組宣言の際にも「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」の記載事項が参考になるため、参照していただきたい。

3.2 ステップ 2 セキュリティ対策の立案

ステップ1で収集・整理した情報に基づき、工場システムのセキュリティ対策方針を策定する。

ステップ 2 の実施に当たっては、個社や業界の置かれた環境に応じ、対策の費用対効果等も勘案しながら、必要な対策を企画・実行することが重要である。

ステップ 2-1 セキュリティ対策方針の策定 【3.2.1】

ステップ1で整理したゾーンとこれに紐づく業務、保護対象、想定脅威に対して、業界や個社の置かれた環境に応じ、重要度・優先度を設定する。

ステップ 2-2 想定脅威に対するセキュリティ対策の対応づけ 【3.2.2】

どのようなセキュリティ対策が対応づけられるのか整理する。脅威に対応するためには物理面、システム構成面どちらか一方でなく双方の対策が重要となる。

(1) システム構成面での対策

- ① ネットワークにおけるセキュリティ対策
- ② 機器におけるセキュリティ対策
- ③ 業務プログラム・利用サービスにおけるセキュリティ対策

(2) 物理面での対策

- ① 建屋に関わる対策
- ② 電源／電気設備に関わる対策
- ③ 環境(空調など)に関わる対策
- ④ 水道設備に関わる対策
- ⑤ 機器に関わる対策
- ⑥ 物理アクセス制御に関わる対策

3.2.1 ステップ 2-1 セキュリティ対策方針の策定

工場システムのセキュリティ対策を実施する上での方針を策定する。ステップ1で整理したゾーンとこれに紐づく業務、保護対象、想定脅威に対して、業界や個社の置かれた環境に応じ、重要度・優先度を設定する。重要度付けの考え方については、付録 C に記載のとおり国際規格等においても考え方が示されていることから、こうした考え方も参照することが有効である。

なお、個社・業界の置かれた環境は様々であることから、以下の表 3-17 では重要度・優先度の例示を記載していない。これについても、個社や業界ごとに適した重要度・優先度付けを行うことが重要である。

表 3-17 保護対象、関連する業務、脅威、影響、ゾーン、重要度／優先度の関係(想定工場における例)

	関連する 保護対象	関連する業 務	脅威	影響	名称	重要度 ／ 優先度
1	・生産 ライン	・生産(+検査) ・生産状況監視(現場) ・部材補充(現場へ)	・機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作 ・設備の異常な制御や停止 ・データ改ざん・破壊 ・システム・機器の障害・故障 ・従業員、保守要員(設備ベンダ)の過失 ・施設や作業環境の脅威	・データ盗難・漏えい ・可用性低下 ・自然環境の脅威	・生産(+検査) 不可 ・生産状況監視(現場) 不可 ・部材補充(現場へ) 不可	制御 ゾーン (生産 現場)
	...	...	...	...	...	...

【参考】セキュリティ要求レベルの考え方の例

工場システムのセキュリティ対策は、投資コストや運用コストの視点から現実的である必要がある。このため、保護対象システムが担う役割の重要度に応じた、セキュリティ対策の重要度(優先度)を定める必要がある。

この重要度を「セキュリティ要求レベル」とすると、要求レベルが高いほど、強度の高いセキュリティ対策が必要となる。セキュリティ要求レベルとして、以下を例示するが、レベル設定の方法は、各社で最適なものを設定することが望ましい。

「業務の重要度」×「脅威レベル」＝「セキュリティ要求レベル」

表 3-18 業務の重要度(例)

業務重要度	定義
大	システムの誤動作や停止による、業務停止(供給停止) システムの暴走・爆発

	休業労災
中	システムの誤動作や停止による、業務停止(供給遅延) 不休労災 不適切な排水による環境汚染
小	システムの誤動作や停止による、業務混乱(供給支障なし) システム不具合による、不良率の上昇やクレームの発生 生産管理の不備による、原価の上昇

表 3-19 脅威レベル[=脅威を受ける可能性](例)

脅威レベル	定義
3	脅威を受ける可能性が高い - 物理的／論理的アクセスが容易 - 高い攻撃スキルや知識を保有していない者でも、攻撃や不正を実施可能 - 極めて短時間で攻撃や不正を実施可能
2	脅威を受ける可能性が中程度はある - 物理的／論理的アクセスに一般的な制限をかけている - 一定レベルの攻撃スキルや知識を保有している者であれば、攻撃や不正を実施可能 - 攻撃や不正の実施にはそれなりの時間を要する
1	脅威を受ける可能性が低い - 物理的／論理的アクセスに強い制限がかかっている - 極めて高い攻撃スキルや高度な知識を保有していなければ、攻撃や不正の実施は不可能 - 攻撃や不正の実施には長い時間を要する

表 3-20 セキュリティ要求レベル(例)

		脅威レベル		
		1	2	3
業務重要度	大	高	高	高
	中	中	中	高
	小	低	低	低

「セキュリティ要求レベル」(=「業務の重要度」×「脅威レベル」)は、業務に関わる保護対象(システム及びその構成要素)それぞれにおいて、想定されるセキュリティ脅威を受けた場合に、保護対象の重要度／優先度の視点から、

- どのような影響(及び影響度の大小)を被る可能性があるのか、及び
- その影響が発生する可能性の大小

を表すものになる。これはすなわち、保護対象それぞれの「セキュリティリスク」を表していることになる。

表 3-21 業務重要度、脅威レベル、セキュリティ要求レベル(例)

ゾーン	関係する業務	業務重要度	脅威レベル	セキュリティ要求レベル
制御／生産ライン	生産、検査	大	2	高
制御／保守端末	生産プログラム作成	大	1	高
自動搬送	部品・部材補充	大	2	高
自動倉庫	部品・部材補充	大	2	高
生産管理	生産計画設定、生産指示	大	2	高
生産状況監視	生産状況監視	大	1	高
リモートメンテ	リモートメンテナンス	大	1	高
OA	生産性分析	中	2	中

各ゾーンにある保護対象(ネットワークや装置・機器など)に対して、セキュリティ要求レベルに応じた強度のセキュリティ対策(表 3-26、表 3-27 を参照)を実施する必要がある。

【参考】対策の程度

ゾーンごとに対策を行うに当たり、どこまでの対策を行うかといった対応の程度はそれぞれであることから、程度の考え方と対策内容の一例を示す。

表 3-22 各ゾーンのセキュリティ要求レベルに応じたセキュリティ対策例(主要対策のみを抜粋)

	区分	要件	低	中	高
1	侵入防止	外部ネットワークからの侵入防止	他のゾーンからの通信、及び他のゾーンへの通信に対して、あらかじめ許される通信のみを通過させる(IP アドレス、アクセスポートなどで制御)	- 他のゾーンからの通信、及び他のゾーンへの通信に対して、あらかじめ許される通信のみを通過させる(IP アドレス、アクセスポートなどで制御) - 当該ゾーン利用者の認証を行う	- 他のゾーンからの通信、及び他のゾーンへの通信に対して、あらかじめ許される通信のみを通過させる(IP アドレス、アクセスポートなどで制御) - 当該ゾーン利用者の認証は多要素認証を導入し、厳格に行う
2		ゾーン内部への直接侵入防止	- ゾーン内への入室者を制限する - ゾーン内 LAN へ接続する機器を管理する	- 入退管理が行われた区画に設備を設置 - ゾーン内への入室者を制限する - ゾーン内 LAN へ接続する機器を管理する	- 入退管理が行われた区画に設備を設置 - ゾーン内への入室者を厳しく制限する - ゾーン内 LAN へ接続する機器は機器認証で制限する

3		許可通信のみの通過	他のゾーンからの通信、及び他のゾーンへの通信に対して、あらかじめ許される通信のみを通過させる(IP アドレス、アクセスポートなどで制御)	- 他のゾーンからの通信、及び他のゾーンへの通信に対して、あらかじめ許される通信のみを通過させる(IP アドレス、アクセスポートなどで制御) - 当該ゾーン利用者の認証を行う	- 他のゾーンからの通信、及び他のゾーンへの通信に対して、あらかじめ許される通信のみを通過させる(IP アドレス、アクセスポートなどで制御) - 当該ゾーン利用者の認証は多要素認証を導入し、厳格に行う
4	活動抑止	不正行為の抑止	- 操作ユーザのログオンを認証し、アクセス制御により操作を限定 - 業務に従事する者に対し、操作を監視することを周知し、不正行為の抑止を図る - 不要ポートに端子キャップを付ける	低レベルの対策に加えて - サーバコンソールへのログオンは、管理者に限定する - 当該ゾーン利用者の認証は多要素認証を導入し、厳格に行う - 重要操作は管理者一人では実施させず、ワークフローにより承認、もしくは権限分離を実施 - IDS による不正な通信パケットの監視を実施 - 不要ポートをソフト閉塞する	中レベルの対策に加えて - ネットワークを流れるパケットに対して、許可リスト型監視により、定常でないパケットの出現を監視 - 実行制御ツールにより、事前に許可したプログラム以外の起動を防止 - 不要ポートをハード閉塞する
5		ログ管理	監視端末のログを収集・管理	低レベルの対策に加えて 設備のアラートやファイアウォール(FW)などの多種にわたるログを収集・管理	中レベルの対策に加えて 収集したログの定期的な分析を実施
6	運用支援	アラート監視	監視端末のログを SOC にて集中監視し異常を検出	低レベルの対策に加えて 各種サーバやセキュリティ機器(ファイアウォール(FW)や IDS/IP Sなどを指す)のログを SOC にて集中監視し異常を検出	中レベルの対策に加えて - 設備のアラートを SOC にて集中監視し異常を検出 - 工場内のネットワークを可視化し、異常を検知

以下に、2 章に示した工場システムの例に対し、対策を行った状態を図示する。実施した対策は以下の通りである。

- OA ゾーン、生産管理ゾーン、生産状況監視ゾーン、制御ゾーン、自動搬送ゾーン、自動倉庫ゾーンの各ゾーンと他ゾーンの間ファイアウォール(FW)設置による許可される通信のみの通過
- OA ゾーン、生産管理ゾーンの入室者の制限・利用者認証

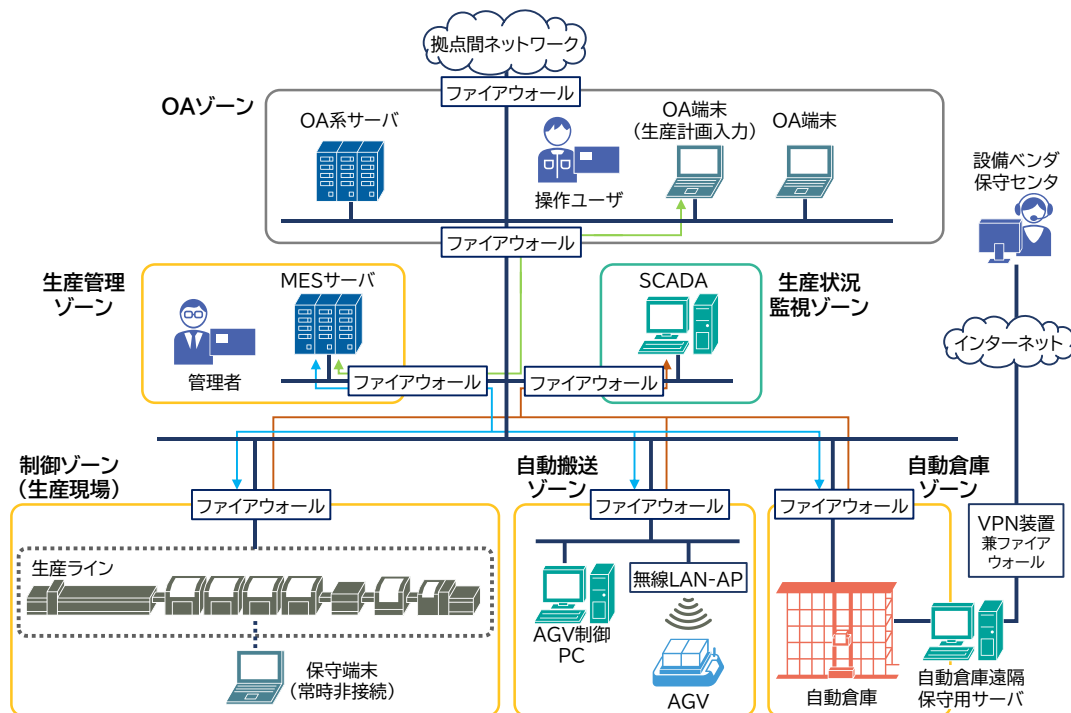


図 3-4 要件に対する各ゾーンでの対策(例)

3.2.2 ステップ 2-2 想定脅威に対するセキュリティ対策の対応づけ

表 3-24 に示した脅威とセキュリティ対策の全体像も参考にし、これまでに整理した、ゾーン、保護対象、業務、脅威、影響とセキュリティ対策を結びつける。

個別のセキュリティ対策については、以降の(1)システム構成面での対策、及び(2)物理面での対策において対策を例示しているため、これを適宜参照しつつ、個社や業界の置かれた環境に応じ、対策の費用対効果等も勘案しながら、必要な対策を企画・実行することが重要である。

表 3-23 保護対象、関連する業務、脅威、影響、ゾーン、重要度／優先度、対策
(想定工場における例:生産ラインのみを抜粋)

	関連する 保護対象	関連する 業務	脅威	影響	名称	重要度 ／ 優先度	対策
1	生産 ライン	・生産 (+検査) ・生産状況 監視 (現場) ・部材補充 (現場へ)	・機器の盗難、 システム・機器 に対する破 壊・不正操作	・生産 (+検査) 不可 ・生産状況 監視(現場) 不可 ・部材補充 (現場へ) 不可	制御 ゾーン (生産 現場)		(2)⑤ 機器に関わる対策 (2)⑥ 物理アクセス制御に関わ る対策
			・設備の異常 な制御や停止				(1)① ネットワークにおける対策 (1)② 機器における対策
			・データ盗難・ 漏えい				(2)⑤ 機器に関わる対策 (1)① ネットワークにおける対策 (1)② 機器における対策
			・データ改ざ ん・破壊				(1)① ネットワークにおける対策 (1)② 機器における対策
			・設備の異常 な制御や停止				(1)① ネットワークにおける対策 (1)② 機器における対策
			・可用性低下				(1)① ネットワークにおける対策 (1)② 機器における対策
			・システム／機 器の障害・故 障				(2)② 電源／電気設備に関わる 対策 (1)② 機器における対策
			・従業員、保守 要員(設備ベ ンダ)の過失				(2)⑤ 機器に関わる対策 (1)② 機器における対策
			・施設や作業 環境の脅威				(2)① 建屋に関わる対策 (2)⑤ 機器に関わる対策
			・自然環境の 脅威				(2)① 建屋に関わる対策 (2)② 電源／電気設備に関わる 対策 (2)⑤ 機器に関わる対策
							(1)② 機器における対策

表 3-24 想定脅威に対応するセキュリティ対策(例)の全体像

	脅威種別	脅威内容	対策種別	対策内容
1	機器の盗難、システム・機器に対する破壊・不正操作	物理的侵入	(2) 物理面での対策	(2)⑥ 物理アクセス制御に関わる対策
2		機器に対する直接的な不正接続／アクセス	(2) 物理面での対策	(2)⑤ 機器に関わる対策
			(1) システム構成面での対策	(1)① ネットワークにおける対策 (1)② 機器における対策
3		ネットワークを介した、または内部からの不正通信を利用した不正アクセス	(1) システム構成面での対策	(1)① ネットワークにおける対策
4	設備の異常な制御や破壊	設備の不正な制御や停止	(1) システム構成面での対策	(1)① ネットワークにおける対策
5		設備へ異常負荷をかけての停止		(1)② 機器における対策
6		設備の安全制御の機能停止		
7	データ盗難・漏えい	USB などへの不正コピー	(2) 物理面での対策	(2)⑤ 機器に関わる対策
			(1) システム構成面での対策	(1)② 機器における対策
8		不正なサーバへのアップロード	(1) システム構成面での対策	(1)① ネットワークにおける対策 (1)② 機器における対策
9		パケットの盗聴(通信データの盗聴)	(1) システム構成面での対策	(1)① ネットワークにおける対策 (1)② 機器における対策
10	データ改ざん・破壊	データやプログラムの改ざん・消去	(1) システム構成面での対策	(1)② 機器における対策
11		設備設定値の悪意ある変更・消去		
12		パケットの改ざん(通信データの改ざん)	(1) システム構成面での対策	(1)① ネットワークにおける対策 (1)② 機器における対策

13	可用性低下	ネットワーク停止	(1) システム構成面 での対策	(1)① ネットワークにおける対策
14		ネットワーク停止・ 容量オーバ		(1)② 機器における対策
15		設備・サーバ・PC の 停止		
16		リソースの不足		
17	外部への攻撃の 踏み台として利用	外部のサーバ／ ネットワークへの 攻撃	(1) システム構成面 での対策	(1)① ネットワークにおける対策 (1)② 機器における対策
18	システム・機器の 障害・故障	電源の停電・瞬断・ 電圧変動、電源設備・ 機器の障害・故障	(2) 物理面での対策 (1) システム構成面 での対策	(2)② 電源／電気設備に 関わる対策 (1)② 機器における対策
19		空調の障害・故障に よる温度、湿度、静電 気、空気清浄度などの 異常	(1) システム構成面 での対策	(1)② 機器における対策
20		通信機器の障害・故障		
21		設備・サーバ・PC の 障害・故障		
22	従業員、保守要員 (設備ベンダ)の過 失	異常な(マルウェアに 感染した)機器の接続	(2) 物理面での対策 (1) システム構成面 での対策	(2)⑤ 機器に関わる対策 (1)② 機器における対策
23		設定／操作ミス	(1) システム構成面 での対策	(1)② 機器における対策
24	施設や作業環境の 脅威	漏電、火気不始末等 による火災、近隣から の延焼	(2) 物理面での対策	(2)① 建屋に関わる対策
25		積載した資材等の崩 落		(2)⑤ 機器に関わる対策
26		化学薬品などによる 爆発		
27		電磁波による電子機 器の損傷		
28	自然環境の脅威	大雨、洪水などによる 浸水・漏水	(2) 物理面での対策	(2)① 建屋に関わる対策
29		有害生物の侵入		

30		地震などによる 機器の転倒・落下		(2)⑤ 機器に関わる対策
31		落雷、洪水、地震など による 停電・瞬断・電圧変動	(2) 物理面での対策	(2)② 電源／電気設備に 関わる対策
			(1) システム構成面 での対策	(1)② 機器における対策
32		火災による機器・設備 等の焼失	(2) 物理面での対策	(2)① 建屋に関わる対策
				(2)⑤ 機器に関わる対策

以下に、想定される具体的なセキュリティ対策について示す。脅威に対応するためにはシステム構成面、物理面どちらか一方でなく双方の対策が重要となるため、参照されたい。

システム構成面や物理面の対策立案後、サイバーセキュリティに関する残存リスクを許容範囲以下に抑制するため、対策方針の策定(例:リスク移転としてのサイバー保険への加入、事業継続計画(BCP)におけるセキュリティリスク対応の考慮²² 等)を行うなどのリスク管理策を講じることが考えられる。

なお、中小企業においては、情報系の領域と工場系の領域の切り分けがなされていない場合もあることから、そうした固有の状況に応じ、適宜中小企業向けのセキュリティ情報²³も参照しつつ、対策を行っていただきたい。

また、システム構成面・物理面の対策効果を高めるためには、ライフサイクルでの対策(運用・管理面の対策や維持・改善面の対策)も重要であることに留意が必要である。

(1) システム構成面での対策

- ① ネットワークにおけるセキュリティ対策
- ② 機器におけるセキュリティ対策
- ③ 業務プログラム・利用サービスにおけるセキュリティ対策

(2) 物理面での対策

- ① 建屋に関わる対策
- ② 電源／電気設備に関わる対策
- ③ 環境(空調など)に関わる対策
- ④ 水道設備に関わる対策
- ⑤ 機器に関わる物理的対策
- ⑥ 物理アクセス制御に関わる対策

²² 例えば、初動対応・復旧手順の策定、代替手段の手配、利害関係者とのリスクコミュニケーション、及びその実効性を確保するために訓練・演習を行うことが考えられる。(サイバー攻撃を想定した訓練については、ステップ 3(1)ライフサイクルでの対策②維持・改善面の対策も参照)

²³ 例えば、情報処理推進機構(IPA)は、「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」を公開している。また、経済産業省及び情報処理推進機構(IPA)は、地域の業界団体(商工会議所など)や企業等と連携し、登録された民間事業者による「サイバーセキュリティお助け隊サービス」を実施している。

(1) システム構成面での対策

ネットワークを介した不正侵入やデータ漏えいなどの脅威に対しては、主にシステム構成面でのネットワークにおける対策が必要となる。また、機器上での不正接続／アクセス、データ改ざん、機器の異常な設定／制御などの脅威に対しては、主にシステム面での機器における対策が必要となる。

システム面のセキュリティ対策は、次の3つの観点を考慮する。

- 侵入防止：
工場システムへの不正侵入を防止
- 活動抑止：
侵入を防ぎきれず侵入された場合であっても、攻撃活動を抑止
- 運用支援：
工場システムへの侵入や攻撃などの活動を早期に検知・対処するための運用を支援

表 3-25 システム構成面のセキュリティ対策の目的概要

	目的		概要
1	侵入防止	ネットワークへの侵入防止	外部ネットワークからの侵入、内部ネットワークへの不正機器接続などを防止
2		装置・機器への侵入防止	外部媒体やネットワークを介しての侵入、不正者による侵入を防止
3	活動抑止	ネットワーク内の不要通信遮断	設計仕様外の通信を抑止
4		装置・機器での不正なプログラム実行、不正なファイル操作の抑止	決められたプログラム以外の実行、ファイルへの書き込みや参照を抑止
5		装置・機器の不正利用の抑止	決められた利用者以外の装置・機器の利用を抑止（装置・機器の機能／プログラム／データ／インタフェースを含む）
6	運用支援	特定・可視化	保護対象を特定、構成を管理、状況を可視化
7		異常検知	不正な侵入や不正な活動を検知したときにアラートを通報
8		分析	障害が発生した場合の原因分析のために、ログを記録・収集・分析
9		回復	マルウェア感染などによる業務障害状態から正常状態への復旧

これらの対策は、工場システムを構成する「ネットワーク」、「設備や計算機などの装置・機器」、及び「業務プログラム・利用サービス」に対して実施することになる。

それぞれの対策の内容を以下に説明する。

① ネットワークにおけるシステム構成面でのセキュリティ対策

工場システムは、制御装置・機器を中心に、システム全体を統合的に制御するために、ネットワークを介して周辺機能と連携する構成となっており、セキュリティ対策においてもこの特質を考慮する必要がある。

ネットワークで接続された他拠点の工場でセキュリティ不備があった場合、その工場を侵入口として、別の工場に脅威が波及する可能性もある。

ネットワークにおける対策として、「不正な装置・機器が接続されないこと」、「他のネットワークから不正なデータやプログラムが流入してこないこと」、「想定外・異常通信が発生していないこと」を目的に、

- 構成分割：ネットワークの論理的・物理的な分割
- 接続機器制限：ネットワーク機器（スイッチ、ルータ）の設定
- 内部秘匿：ゲートウェイの導入
- 通信データ制限：ファイアウォール（FW）、侵入検知システム（IDS）、侵入防止システム（IPS）の導入
- 利用者制限：ネットワーク機器やセキュリティ機器の設定（ID／パスワード設定、認証など）
- 通信監視・制御：通信状況可視化・監視、侵入検知システム（IDS）、侵入防止システム（IPS）の導入、フィルタリング
- 構成管理：接続機器の管理
- 脆弱性対策：脆弱性情報収集・診断、対策（ソフトウェア更新、パッチ適用等）
- ログ取得：ログ取得・連携、分析の仕組み構築（振る舞い検知等異常を早期発見する機能

等を行うことが考えられる。

表 3-26 に、想定工場において、具体的な対策として考えられる項目と、当該項目ごとのセキュリティ強度ごとの対策及びシステム構成面のセキュリティ対策の目的との整合関係について例示している。

個社や業界の置かれた環境によっては、必ずしもセキュリティ強度と対策が表 3-26 の内容と整合しない場合もあると考えられるが、いずれにせよ個社や業界の置かれた環境に応じ、対策の費用対効果等も勘案しながら、必要な対策を企画・実行することが重要である。

表 3-26 ネットワークにおけるセキュリティ対策(例)

(表は例示であるため、内容について個社や業界に応じて精査が必要な場合がある)

対策項目	セキュリティ強度ごとの対策			目的		
	最低限	中	高	侵入防止	活動抑止	運用支援
構成分割	—	VLAN 等による論理ドメイン細分	物理ドメイン分割	○	○	
接続機器制限	—	IP、MAC 制限	+ 接続機器の論理証明 + 接続機器の信頼性確保	○	○	
内部秘匿	—	NAT、ステルス	不正通信防止(ゲートウェイ)	○		
通信データ制限	送信元／宛先制限(FW)	+ 通信電文種別制限、 + 電文内容解析・異常検知(IDS)	+ 電文内容解析・異常通信遮断(IPS)	○	○	
利用者制限	不要ユーザ削除、パスワードポリシー策定 ²⁴	+ 個人 ID 認証(1 要素認証)	+ 多要素認証	○	○	
通信監視・制御	—	通信状況可視化・監視(NDR)、異常検知(IDS)	+ 異常通信遮断(IPS、フィルタリング)	○	○	○
構成管理	—	接続機器管理・可視化	+ 機器内の構成管理・可視化			○
脆弱性対策	脆弱性情報収集	+ 脆弱性診断、侵入可否検査 + 回避策	+ ソフトウェア更新(セキュリティパッチ適用) [or 仮想的な対策(IPS、仮想パッチ等)]	○	○	
ログ取得	機器内ログ取得(処理負荷への影響を考慮)	+ IDS ログ連携	+ ログ分析の仕組み整備			○

²⁴ パスワードポリシーは工場の環境により定めることが望ましい。例えば、人員の入替が頻繁に発生する場合等はパスワードの(定期)変更が有効であるが、全ての管理対象機器のパスワード変更が難しい場合等には、複雑なパスワードを設定し使用することでもよい。

② 機器におけるシステム構成面でのセキュリティ対策

機器におけるシステム構成面での対策²⁵として、「機器に不正なプログラムなどを設置・導入させないこと」、「機器内で不正なプログラムやコマンドの実行をさせないこと」を目的に、

- 機器の設定
- セキュリティソフトウェアの実装
- 外付けのセキュリティ機器の導入
- ネットワークへの侵入行為を運用で早期に発見するための機能の利用

等を行うことが考えられる。

表 3-27 に、具体的な対策として考えられる項目と、当該項目ごとのセキュリティ強度ごとの対策及びシステム構成面のセキュリティ対策の目的との整合関係について例示している²⁶。

個社や業界の置かれた環境によっては、必ずしもセキュリティ強度と対策が表 3-27 の内容と整合しない場合もあると考えられるが、いずれにせよ個社や業界の置かれた環境に応じ、対策の費用対効果等も勘案しながら、必要な対策を企画・実行することが重要である。

表 3-27 機器におけるセキュリティ対策(例)

(表は例示であるため、内容について個社や業界に応じて精査が必要な場合がある)

対策項目	セキュリティ対策強度			目的		
	最低限	中	高	侵入防止	活動抑止	運用支援
通信制限	不要サービス閉塞	+通信先制限	+FW の導入	○	○	
不要ポート	端子キャップ	+ソフト閉塞 (サービスの停止、 USB クラス制限等)	+ハード閉塞 (完全に利用不可)	○	○	
利用ポート	—	持込媒体の検査 (目視や管理票等で 外形的に検査)	+持込媒体の システムチェ ック等(ウイル スチェック等 でコンテンツ やプログラム までを検査)	○	○	

²⁵ 工場における生産設備や計算機などの機器には、サーバ、操作端末 PC、プリンタ、高機能な機器など汎用 OS/ソフトウェアを利用している機器や、独自の OS/ソフトウェアを用いて構築している装置などがあるが、ここでは汎用 OS/ソフトウェアを利用する機器を想定している。

²⁶ 工場における IoT 機器に関しては、従来の制御装置・機器とは異なった特徴を持つ。IoT 機器のセキュリティを検討する際には、以下が参考となる。

・IoT 推進コンソーシアム・総務省・経済産業省「IoT セキュリティガイドライン」(平成 28 年 7 月)

・経済産業省「IoT セキュリティ・セーフティ・フレームワーク ～フィジカル空間とサイバー空間のつながりの信頼性の確保～ (IoT-SSF)」(令和 2 年 11 月)

通信／接続機器 認証	－	IP、MAC、 デバイス ID 認証	+ 相手機器の 論理証明 (暗号による)	○	○	
送受信データ 保護	－	暗号化、 暗号鍵の管理	+ 暗号鍵の 厳密な保護	○	○	
利用者制限	不要ユーザ 削除、パスワード ポリシー策定	+ 個人 ID 認証 (1 要素認証)	+ 多要素認証	○	○	
実行プログラム 保護	－	プログラム 改ざん対策	+ 保護ツール 活用 ²⁷	○	○	
実行プログラム 制御	不要プログラム 停止・削除、ユー ザグループ管理	+ グループ実行権 限付与、ユーザ権 限動作	+ 実行制御 ツール活用 ²⁸	○	○	
ファイル保護	ユーザグループ 管理	+ 暗号化	+ 保護ツール 活用		○	
資源保護 (CPU、メモリ、 ディスク)	－	定期確認	+ 保護ツール 活用		○	
構成管理	－	機器内の構成 管理・可視化	+ 設定情報 管理・可視化			○
脆弱性対策	脆弱性情報収集	+ 脆弱性診断、 侵入可否検査、 緩和策の適用	+ ソフトウェ ア更新 (セキュリティ パッチ適用 ²⁹) [or 仮想的な 対策 (IPS、 仮想パッチ 等)]	○	○	
ログ取得	システムログ取 得(処理負荷への 影響を考慮)	+ 操作ログ取得・ロ グ連携	+ ログ分析の 仕組み整備			○
バックアップ (データ、機器)	－	定期オフライン データバックアップ	+ 切替え機器 の確保			○
電源可用性確保	－	UPS の導入	+ 自家発電 設備の導入			○

③ 業務プログラム・利用サービスにおけるセキュリティ対策

工場システムでは、各種パッケージソフトウェアの利用や独自プログラムによる機能構築、更には外部ベンダが提供するサービスの利用により、必要な機能が実現されていることがあるが、こうしたサービスを利用する場合には、例えば以下の観点で確認を行うことが考えられる。

²⁷ 「実行プログラム保護」の保護ツールや実行制御ツールにマルウェア対策機能を含む。

²⁸ 「実行プログラム制御」の実行制御ツールにマルウェア対策機能を含む。

²⁹ パッチの適用状況について把握し、未適用のパッチの適用計画を定め、実施するために、自動化ツールの活用等も考慮し、パッチ管理を行うことが必要である。

表 3-28 業務プログラム・利用サービスにおける確認事項(例)

(表は例示であるため、内容について個社や業界に応じて精査が必要な場合がある)

パッケージ ソフトウェア	● セキュリティに関する機能仕様が記載されているか ● セキュリティに関する設定項目の設定値が記載されているか ● セキュリティ上の不具合が発生した場合の対応が記載されているか
独自プログラム	● セキュリティを考慮した機能仕様となっているか ● プログラム構築時のセキュリティルールが整備されているか
外部サービス	● セキュリティに関する仕様が提示されているか ● セキュリティに関する設定項目の設定値が記載されているか ● セキュリティ被害の影響に関する取決めが記載されているか

(2) 物理面での対策

自然環境の脅威や物理的な侵入などの脅威に対しては、主に物理面での対策が必要となる。主な対策は、生産設備・制御システム等を物理的に守るもので、建物の構造、防火・防水の強化や、電源設備・制御システムの施錠管理、入退室管理、バックアップなどになる³⁰。

① 建屋に関わる対策

工場建屋は、生産現場を中心に生産設備、自動搬送・倉庫設備、建物設備などを各室に配置した建物であり、その中でも、生産に不可欠な生産システム、自動搬送・倉庫システム、システム間ネットワーク、及びそれらを構成する装置・機器などを、安定的かつ継続的に運用するのに最適な環境及び基盤を提供することが必要となる。

表 3-29 建屋に関わる対策(例)

防水対策	工場建屋は、大雨や洪水などにより、壁やダクトの隙間から浸水することが想定される。工場の運用開始後、経年劣化により、止水処理能力が低下することもある必要がある。 例えば、以下の例を参考にして、必要な対策を実施することが望ましい。 ● 建屋の外壁を配管やケーブル等が貫通する箇所は、コーキング・モルタル等による止水処理を行うこと ● サーバ室の天井裏や隣接室には、水を扱う部屋(トイレ等)や配管を設置しないこと ● 行政が公開しているハザードマップや近年の気象条件から、水害時の想定水没レベルより低い位置には、貫通部を設けないこと ● 漏水により水が滞留しやすい埋設ダクトや、フリーアクセスなどには、漏水検知の仕組みを備えること
------	---

³⁰ 工場のサイバーセキュリティ対策は、生産設備・制御システム自体にとどまらず、建築施設ファシリティ面の対策まで考えておく必要がある。ファシリティ面の対策に関しては、「ビルシステムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン」が参考となる。

有害生物の侵入対策	建屋のケーブルダクトや配管ラックの開口部は、ねずみなどの有害生物が入りこみ、電気ケーブルとの接触による漏電や、短絡の発生などにより、生産ラインの停止や工場全体の操業停止に陥ることも想定される。 例えば以下の例を参考にして、有害生物の侵入対策を検討することが望ましい。 ● 隔壁等により汚水槽、動物飼育場等の不潔な場所から完全に隔てられていること ● ねずみ等の小動物の侵入を防止するため、外部に開放される窓や吸・排気口等には、網戸や金網等の覆いを設置すること ● 外部に開放される出入口には、自動開閉式の扉等や前室を設けること
-----------	---

② 電源／電気設備に関わる対策

工場・生産設備は、電源の停電・瞬断・電圧変動だけでなく、法定点検、機器の増設・撤去、電源設備・機器の故障などのときにも、製品の生産・品質に影響を与えない、高信頼な電気設備の構築が必要となる。このため、

- 生産設備、自動搬送・倉庫設備などと BAS(ビルディング・オートメーション・システム)とを連動させた設備監視体制の構築
- 信頼度の高い電源設備構成の構築

などの対策が考えられる。

なお、サイバー攻撃により、電源／電気設備が攻撃を受け、生産ラインのみならず、生産管理・監視システムや情報系(OA)システムも稼働停止に至る被害の発生も増えてきているが、こうした事態に対応する際に、生産設備やラインの重要度などから給電停止が許容できない設備の場合には、それに関わる電気設備の構成は、生産ラインのトラブルやサイバー攻撃による設備停止・故障時だけでなく、定期点検時においても、給電の継続が可能となるように冗長性を持たせた設備構成とすることが必要である。

③ 環境(空調など)に関わる対策

工場の生産ライン、自動搬送・倉庫設備などの環境や、各種システム及びネットワークを構成する機器を設置するサーバ室(計算機室、電算室等)の環境は、

- 空調による冷却³¹
- 湿度、静電気抑制、空気清浄度

などの諸条件を考慮する必要がある。

この際、空調の冷却方式や仕様の選定については、装置の熱負荷計算を行うことや、外部環境からの負荷や内部発熱による負荷を算定し、冷房負荷計算を行

³¹ 主にサーバ室の冷却には空調設備を設置し、冷却を行うことが一般的である。

うといった方法があり³²、算定後、空調機の仕様や台数を確定し、熱負荷に合う冷却方式が選定されたサーバ室を構築することが考えられる。

また、空調の停止や異常が発生しないよう、設備の故障や不調だけではなく、サイバー攻撃や不正操作などの脅威も想定した対策が必要である。

なお、外部への排気により自然環境に対する悪影響を招くことのないように、排気や空気清浄などの制御に異常が発生した場合の対策も併せて必要である。

冷房(熱)負荷	(1) 外部環境負荷 ・外気温や日射による建屋の熱授受 ・給気される空気による負荷 (2) 内部発熱負荷 ・照明発熱 ・人体負荷(想定在室人数より算出) ・装置・機器負荷	負荷計算種別	算定内容
		冷房(熱)負荷計算	外部環境負荷と内部発熱負荷を対象に算定
		加湿負荷計算	加湿設備を設ける場合、冬季の冷房負荷計算温湿度条件の下限值加湿負荷を算定
		除湿負荷計算	除湿設備を設ける場合、夏季の冷房負荷計算温湿度条件の上限値で除湿負荷を算定

図 3-5 空調設備の熱負荷計算の方法

④ 水道設備に関わる対策

工場には、水道がないと稼働しない機器がある。設備に使用する冷却水は、循環式が多く循環が停止すると冷却効率の低下や最悪設備停止に至ることもあることから、例えば、

- 冷却水配管の冗長化
- ポンプの冗長化
- 台数制御にて停止時間を少なくする

等の対策を行うことが考えられる³³。

また、水道設備停止時への対策も必要であり、異常による停止・故障だけでなくポンプ整備などの設備保全時にも停止できるような設計とすることが考えられる。

- 予備の設備・配管系統など待機系の設置
- 流量を制御する自動弁のバイパスラインの設置

上水道だけではなく、下水道に関しても環境汚染を招くことがないよう、排水や浄水に関わる水流等の制御に異常が発生した場合の対策も必要である。

³² 季節の条件にもよるが、加湿が必要な寒冷地や、除湿が必要な高温多湿の地域では、それぞれ加湿負荷、除湿負荷も併せて算定する。

³³ 冬は凍結することもあるため、凍結防止対策を実施することもある。

⑤ 機器に関わる物理的対策

工場システムに用いる機器³⁴に対する、設置場所や利用業務の重要性に応じ、また運用面も考慮した上で、セキュリティ対策を行うことが考えられる。

表 3-30 機器に関わる対策(例)

転倒・落下防止	地震などによる機器の転倒・落下防止対策
盗難防止 ³⁵	不正侵入者や内部不正者による機器の盗難防止対策 - 固定可能な計算機や生産ラインの制御機器： 必要な固定の実施。特に重要な業務に関係する装置・機器は、設置場所も考慮。 - モバイル機器や可搬型の記憶デバイス： 物品管理方法として、保管方法及び利用方法の設定。定期的な監査の実施。
悪用の防止	盗難された機器により、FA 工場システムに侵入し攻撃されることを防止する対策。 - 盗難された機器がネットワークに接続されても、不正な機器として検知し、通信やデータのやり取りを防ぐような仕組みの構築 - 盗難された外部記憶デバイスも同様に、機器に接続されても、不正なデバイスとして検知し、通信やデータのやり取りを防ぐような仕組みの構築。
情報窃取の防止	盗難された記憶デバイスにより、内部に保存された情報を利用されないための、データ暗号化などの仕組みの構築。
内部不正／過失の防止	工場内部で、故意に、あるいは過失により、機器に対して不正なネットワークやデバイスが接続され、マルウェアに感染したり、サイバー攻撃を受ける入り口が増えたりすることを防ぐための、不要なインタフェース／ポート(LAN、USB など)の物理的又は論理的な閉塞。

³⁴ 例えば、ネットワークに接続される計算機(サーバ、PC)や生産ラインの制御機器がある。さらに、無線や携帯電話網を活用するモバイル機器や、ネットワークには接続せず単独で設置し、データを可搬型の記憶デバイス(USB メモリや SSD メモリなど)により連携する機器、ネットワークに接続する HDD/NAS などの機器がある。

³⁵ 盗難防止策を実施してもなお盗難される場合があることから、盗難されても、業務や企業信頼に影響が出ることのないよう不正利用防止策を講ずることも考えられる。

⑥ 物理アクセス制御に関わる対策

物理アクセス制御は、生産設備・計算機などの産業制御システム／機器や、それらに付随する情報システムなどへの物理的なアクセスに対する保護を指す。具体的には、

- 産業制御システム／機器の専用室(サーバ室・計算機室)の設置
- 入退管理システムの導入
- 監視カメラの設置
- 管理・監視体制の構築

といった対策が考えられる。

【参考】入退管理の考え方

物理アクセス制御の基本は入退管理である。入場・入室権限を持たない人の入場・入室を拒否し、正当な権限を持つ人だけに入場・入室を許可する機能と、入場・入室後、適切なときに確実に退場・退室したかどうかを確認できる機能に基づいた入退管理が必要である。不正な侵入の防止を主目的に行われる、訪問者の管理のみであれば、受付に人を配置し管理するだけでも良いが、工場内の部屋を用途に応じたアクセスレベルに分けて、社員も対象に「部屋レベル」の入退管理を実施する必要がある場合や、高度な機密性を確保する必要のある部屋に対しては、必要に応じて施錠できるようにした上で、人の認証を実施する装置・機器(ID カードや生体情報による認証装置・機器等)を設置することも考えられる。さらに、人の行動を管理するためには、個人認証を実施した上で、その認証と端末へのアクセス認証、敷地内での位置の把握まで連動することが望ましい。

一括で集中管理するためには、入退管理システムの導入や、適切なアクセスレベルの区分けの検討を実施する。以下の表は、アクセスレベルに応じた部屋・エリアの分け方・物理アクセス制御・管理方法の参考例である。必要に応じて、これを参考に、アクセスレベルによるエリアと対象者の細分化、及びアクセス制御・管理の方法を各社にて検討することが考えられる。物理的な対策だけではなく、来訪者に対して、注意喚起を行うことや、常時名札を付ける点などの対策も考えられる。

表 3-31 アクセスレベルに応じたエリア区分け(例)

低 ↑ 高	アクセス レベル	エリア名称	エリア概要	対象者
	1	一般・来客 エリア	敷地周辺から敷地内・工場棟内に入ったエリア (受付・応接室など)	来客者 ・社内関係者
	2	執務・生産 エリア	社内関係者が常勤し、業務を生産を行うエリア (生産エリア・執務室・社内会議室など)	社内関係者
	3	高セキュリティ エリア	重要度の高いシステムや情報・データを 保管・取り扱うエリア (集中監視室、サーバー室など)	社内関係者 (製造管理者・保守に 携わる社員)

表 3-32 アクセスレベルにより細分化したエリアと対象者のアクセス制御・管理方法

エリア名称	管理・アクセス制御方法	使用する扉	認証方法
一般・来客 エリア	- 工場に入場する者は常に名札を着用 - 社内関係者の名札は顔写真付きとする - ストラップの色正社員/正社員以外を区別 - 来訪者は来訪者用の名札を着用	ゲートタイプの開閉扉 (一人が通過するごとに開閉)	各個人に配布したICカード によって個人認証
執務・生産 エリア	- 常時施錠し、入室を許可するものを特定する - 管理者を定め、入室者を管理する - 入室者は常に名札を付ける	一般的な開閉扉 (扉閉鎖時に電気錠にて施錠)	- 各個人に配布したIC カードによって個人認証 - 暗証番号による認証
高セキュリティ エリア	- 一般・来客エリアと隣接させない - 常時施錠し、入室及び退室の記録をとる - 出入口付近には監視官根らを設置し、常時監視 と監視記録を一定期間保存する	堅固な開閉扉 (扉閉鎖時に電気錠にて施錠)	- 各個人に配布したIC カードによって個人認証 - 指紋などの生体情報に よる認証

⑦ その他、日常的な運用・管理が必要なもの

物理セキュリティ対策の中には、日常的な運用・管理が必要なものがある。例えば、以下に挙げるような運用・管理の事項³⁶が考えられる。

- 実物の状態や、目的とする対策の機能が維持できているかの管理・確認
- 運用状況や異常有無の監視・確認
- 運用・管理状況や各種設定の定期的な監査
- 工場からの不要／不正な機器の持ち出し禁止
- 工場や生産ラインなどへの不要／不正なデバイスの持込禁止 など

【参考】物理セキュリティ運用・管理の担当部署

物理セキュリティの運用・管理は、その対象により、扱う部門が異なる場合が多くある。

- 建屋の入退管理(扉開閉、監視カメラ、持ち出し管理):総務部や保安部門など

³⁶ 遠隔から一元的・集中的に実施したり、省力化・自動化したりする仕組みを活用できる場合もある。

- 工場内の対策導入・設置:生産技術・管理部門など
- 工場内の対策運用:工作部門など

企業としてセキュリティを確実に実施するためには、これらの組織が独立で活動するのではなく、連携して企画・設計・導入・運用・管理する必要がある。

特に運用・管理は、各種設定登録／変更～監視～異常(不正)兆候の検知・把握～分析～対処のライフサイクル全体で、それぞれの組織の役割と連携策を明確にしておく必要がある。

3.3	ステップ 3 セキュリティ対策の実行、及び計画・対策・運用体制の不断の見直し（PDCA サイクルの実施）
------------	---

ステップ 3 では、ステップ 2 で立案したセキュリティ対策を実行するとともに、ライフサイクルでの対策、及びサプライチェーンを考慮した対策を実施する。

これらの取組により得られた情報により、ステップ 3 の後は、事業や環境、技術の変化等に応じて計画・対策・運用状況の見直しを行い、必要に応じてステップ 1 から改めて取組を進めるなどのステップ 1 からステップ 3 までの PDCA サイクルを回すことが重要である。

ステップ 3 の実施に当たっては、個社や業界の置かれた環境に応じ、対策の費用対効果等も勘案しながら、必要な対策を企画・実行することが重要である。

(1) ライフサイクルでの対策

物理面／システム構成面でのセキュリティ対策を導入したとしても、システムへの攻撃手法の進化により、システムへの攻撃を 100 パーセント除去する防御は難しいと言える。このため、業界や個社の状況によっては、物理面／システム構成面での対策に加え、侵入や攻撃活動が発生した場合に被害を最小化するための取組として、早期に発見するための対策や、迅速に対処し攻撃活動を抑止するための対策といったライフサイクルにわたる対策を行うことが重要となる。

運用を開始した後のライフサイクル面の対策として、

- ①運用・管理面のセキュリティ対策
- ②維持・改善面のセキュリティ対策

を示す。

① 運用・管理面のセキュリティ対策

運用・管理面で必要な対策として、3 つの観点を想定し、それぞれの例を示す。

- A) サイバー攻撃の早期認識と対処(OODA プロセス)
- B) セキュリティ管理(ID/PW 管理、機器の設定変更など)
- C) 情報共有³⁷

A) サイバー攻撃の早期認識と対処

³⁷ サイバー攻撃に関する情報共有組織として、ISAC(Information Sharing and Analysis Center)がある。電力、金融、ICT、交通、自動車等、いくつかの産業分野において ISAC が設置されている。

サイバー攻撃に起因するシステムの異常を早期に検知・把握するために、機器からのアラート、計測値、指示値の挙動などから、通常と異なる兆候に気付き対処する一連の運用業務にサイバー攻撃の視点での監視を加えることが考えられる。また、迅速な対処を実現するために、異常の兆候や問題・被害の発生を想定し、あらかじめ役割・体制や手順を整備しておくことが考えられる。

なお、工場システムに障害が発生した場合、その原因がサイバー攻撃であることがすぐ判明するわけではない。工場システムの障害の状況に応じて、どのような場合にセキュリティ部門と連携するのか、連携する条件・基準や手順を定めておくことが重要である。

例えば、サイバー攻撃の認識と対処の一連の取組を整理したモデルとして“監視(Observe)－分析(Orient)－判断(Decide)－行動(Act)”[OODA プロセス]がある。

表 3-33 OODA プロセス

監視(Observe)	セキュリティに関わる監視として、次の 2 種類の監視を実施することが考えられる。 ● 従来のアラートからの類推: 機器故障(停止、誤動作)やアラートが、サイバー攻撃に関連しないかを監視。アラートが発生した場合に、要因が従来の故障などだけでなく、サイバー攻撃である可能性も調査・整理し、運用者(組織)で共有する必要がある。 ● セキュリティアラート: セキュリティ機器やセキュリティ対策ソフトウェアからのセキュリティアラートが発生していないかを監視。ウィルス(マルウェア)対策ソフトウェアの導入、ネットワークへのファイアウォール(FW)や侵入検知システム(IDS)/侵入防止システム(IPS)などの導入を行った場合に、それぞれからのアラートなどのメッセージを運用者が認識できることが重要。具体策として、“見つけることができるサイバー攻撃が何か”を明らかにし、これらのセキュリティ対策から発報されるメッセージを、誰がいつ確認(認識)するかを明らかにする。 なお、アラートが発生し検知した段階から、事業継続の観点で企業全体として早期の対応を図るために、全社のリスク管理部門へ連絡・共有し、企業全体で連携し対応していくことが重要である。
分析(Orient)	セキュリティに関わる分析として、監視によって得られた情報から、サイバー攻撃である場合を想定した「業務・事業への影響」と、異常や問題の「原因」及び「対策方法」を分析する必要がある。分析に必要な情報として、業務とシステムの関連や、システム構成(機器、プログラム、データ、ネットワーク)に関わる情報をあらかじめ整理・把握しておく必要がある。この分析を行うためには、サイバー攻撃の知識を有する専門家との連携が重要であると考えられることから、必要に応じ、セキュリティ専門家との連携方法をあらかじめ確立しておく。
判断(Decide)	セキュリティに関わる判断として、監視で得られた情報及び分析の結果に基づき、対策案を立案し、何を実施すべきかの意思決定を行う必要がある。的確で

	迅速な判断ができる体制や、方針・判断基準³⁸、連絡先・手段をあらかじめ確立しておく必要がある。 この意思決定を迅速にするためには、工場システムにおいて、「業務」と「システム(機器・ネットワーク)」との関係、「業務」や「システム」が被害を受けたとき影響度・影響先といった情報をあらかじめ整理・把握し、何を優先させるべきかの方針・判断基準を設けておくことが重要である。
行動(Act)	セキュリティに関わる行動として、判断で決定した対策内容に従い、関連する各部門(全社のリスク管理、情報システム、総務、法務、財務、広報などを含む)に連絡・指示を出すとともに、対策を確実に実施し、想定した効果が得られるかを検証する必要がある。そのためには、サイバー攻撃が発生し対策を実施するときの体制、役割、手順、連絡先・手段を、あらかじめ明確に規定しておくことが重要である。また、連絡・指示を出すためのフォーマット、及び対策状況を管理するための準備を行っておくことが望ましい。

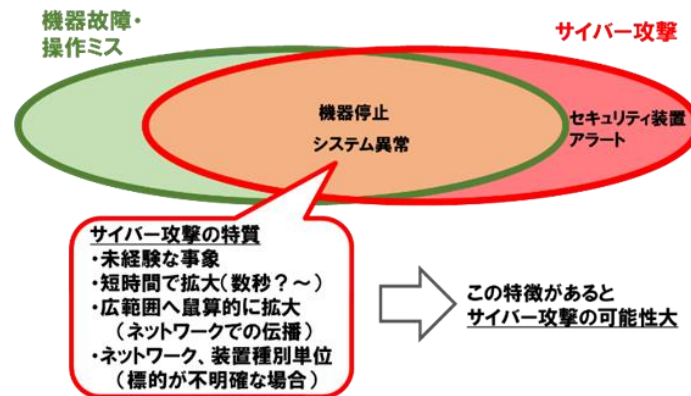


図 3-6 アラート発生要因の調査・整理

表 3-34 アラート発生要因としてセキュリティ関連の可能性を想定

発生事象		発生要因		
機器	内容	対象	推定要因	セキュリティ関連
監視システム	XX 機器停止アラート	XX 機器	機器故障	
			不正指示による機器停止	○
		ネットワーク	誤信号	○

表 3-35 セキュリティアラートの分類と対応内容

機器	メッセージ種別		
	種別	発報タイミング	対応内容
FW	通信拒否	認識時	対象機器の確認
IDS	不正通信	解析時	対象機器及び通信内容確認

³⁸ 工場の事業継続計画において定められている目標復旧時間、目標復旧時点(復旧ポイント、バックアップ)、最大許容時間等の要求事項を踏まえ、工場システムの復旧方法や人的対応・他の生産拠点の活用を含めた代替手段の利用等についての、方針・判断基準の設定などが考えられる。

分析(Orient)における分析内容、及び判断(Decide)における判断内容を以下に示す。情報が得られるタイミングが「兆候段階」か「被害発生段階」かにより、分析する内容及び判断内容が異なる³⁹。

表 3-36 分析(Orient)における分析内容及び判断(Decide)における判断内容

	分析(Orient)における分析内容	判断(Decide)における判断内容
兆候段階	- 業務・事業への影響がない段階で発見された事象なので、予防保全を中心に分析 - 発生する可能性がある事業被害の推定、原因の推定、影響防止方法(予防保全対策)の検討	稼働している生産ラインへの影響を考慮しながら、予防保全対策を決定
被害発生段階	- 業務・事業への影響が発生している段階なので、早期収束を中心に分析 - 原因の推定、影響極小化方法(被害発生対象への対策、被害拡大防止策)、システム／業務／事業回復方法の検討	- システム／業務／事業回復と連携し、被害発生対象への対策、及び被害拡大防止策を決定(封じ込め対策に加え、最終的には根絶対策も併せて実施) - 影響が及ぶ可能性のある各種ステークホルダ(顧客、取引先など)の連絡先

なお、セキュリティインシデント対応については、以下のフローに従って実施する。

- 1) 検知/連絡受付 : インシデント発見者または関係者、あるいは外部のセキュリティ専門組織からセキュリティ専門部署へ連絡
- 2) 対応判断 : セキュリティ専門部署においてインシデントに関する情報を収集し、対応の要否について判断
- 3) インシデント対応 : 対応が必要となった場合、セキュリティ専門部署を中心に対処計画を立案し、対応を実施
適宜、経営層に状況を報告し、必要に応じて会社としての対応を判断
顧客や社会に影響があった場合等は、プレスリリース等で情報公開

B) セキュリティ管理

セキュリティ対策を運用する上で必要な管理作業として、下記に挙げるような運用ルールやそれに基づく標準的な手順の作成・実施と、関係者への徹底を行うことが考えられる。

³⁹ セキュリティに関わる異常や被害へ対応するための取組のことを「セキュリティインシデント対応」と呼ぶ。インシデント対応のために必要な機能、役割、体制、方針、手順の整備に関しては、既存のガイドラインにおいても整理されており、詳しくは付録 B を参照。

これらの管理を実施していくため、利用者等に対して、機器や媒体の利用や入退室等に関わる運用ルールに関して、周知・教育を定期的に行うことが望ましい⁴⁰。

なお、ヒューマンエラーへの対策として、セキュリティに関する業務に対する過失や疲労への対策、及びセキュリティに関するルールや意識付け・教育の不備等への対策についても考慮することが望ましい。

表 3-37 セキュリティ管理作業(例)

管理対象		目的	運用ルール	管理が必要な情報
1	利用者	不正な者の装置・機器へのアクセス防止	利用者変更依頼に基づき登録/削除、利用状況により確認/削除	装置・機器別の利用者一覧(ID、権限)
2	接続機器	不正な装置・機器のネットワーク接続防止	接続変更依頼に基づき登録/削除、利用状況により確認/削除	ネットワーク別の登録機器一覧 (項目は台帳による)
3	実行プログラム	計算機内で実行を許可するプログラムを統制	構成管理ルールと連携したルール	装置・機器ごとの実行プログラム(最終的にはツールで対応)
4	媒体	不正媒体の接続防止、媒体情報の漏えい防止	媒体の購入～廃棄までを一元管理し、利用状況を管理(クリア化やウイルス検査を含む)	媒体一覧 媒体別利用管理 (項目は台帳による)
5	装置・機器 バックアップ	セキュリティインシデントで感染後、未感染な状態に復旧	装置・機器ごとにリカバリを考慮したバックアップ基準	バックアップ履歴
6	入退場者・入退室者	不正な者の管理エリアへの立入り防止	入場者変更依頼に基づき登録/削除、利用状況により確認/削除	エリア別の入室者許可一覧
7	図書	設計書や、システム構成図等のシステム情報を保護	ISMS等の情報管理の考え方を活用したルール	図書
8	パッチ	パッチに関する情報の収集、適用状況の把握・管理	可能な限り速やかにパッチ適用を検討し、未適用のパッチは適用計画を検討	パッチに関する情報

⁴⁰ ウイルスメール対応訓練等により、従業員が異変に気付けるようになることが望ましい。

C) 情報共有

サイバー攻撃に関する情報の入手を適時に行うことは、個社の適切な備えや効果的なセキュリティ対応につながり、個社が入手したサイバー攻撃に関する情報を業界や政府に提供することは、業界や社会全体でサイバー攻撃から防御することにつながる。

具体的には、

- 業界団体や CSIRT 間における情報共有と適宜の業界標準への反映
- 脆弱性情報を情報処理推進機構(IPA)や JPCERT コーディネーションセンター等から入手して自社のセキュリティ対策に導入
- 日本シーサート協議会等のコミュニティ活動への参加により情報を入手し、自社のセキュリティ対策に導入

すること等が考えられる。

なお、工場システムにおける脅威は工場内の IT 環境を中心に議論されるケースが多いが、リスクの高い産業機械や産業機械間のネットワークに関する脅威情報は国内では入手しづらいことから、業種や対象によって入手可能な情報に差があることに留意が必要である。こうした状況にあって可能な限り情報を入手・共有するためには、脅威情報や効果的な対策等、各社の対策に資する情報について、業界やコミュニティ等を通じて情報共有⁴¹を行うことが望ましい。なお、産業機械等の脅威情報は、ベンダから入手できるよう事前に保守契約が必要である点に留意。

⁴¹ 健全なコミュニティ活動のためには、参加者は情報の入手だけではなく提供も必要となる。情報を有する企業がコミュニティにおいて必要な情報発信を行うことが望ましい。

【参考】運用管理体制(例)

サイバー攻撃を早期に発見し対処することは、事業継続や企業信頼を維持する上で重要となる。しかし、セキュリティの運用・管理を実施するためには、体制整備、人員確保、支援ツール整備などが必要となる。

このため、運用・管理体制をどの程度で整備するかを検討する必要がある。この体制整備の例を提示する。なお、運用体制は外部委託できるものの、管理体制を全て外部委託することは指示系統が行き届かなくなる可能性があることから、管理責任はあくまでも自社にあることに留意する必要がある。

- 既存システム運用・保守組織での運用
- IT 部門の運用組織での運用
- 外部委託での運用
- 独自組織での運用

(1) 既存システム運用・保守組織での運用

既存システムを運用・保守している現組織において、サイバーセキュリティに関する運用・管理も実施する形態である。各事業部・工場の OT 部門を中心とした組織も該当する。

- メリット：

従来の障害と併せて対応が可能。
- デメリット：

セキュリティの専門家が不在。通常勤務時間外の場合の即応が困難。

(2) IT 部門の運用組織での運用・管理

IT 部門において既に OA システム等のセキュリティ運用・管理を実施している場合に、IT 部門において工場システムのセキュリティ運用・管理も実施する形態である。

- メリット：

IT 部門のセキュリティ専門家を活用可能。

24 時間監視を実施している場合は、即応が可能。
- デメリット：

通常発生する従来の障害関連のイベントも発生。

工場システムの知識がないため、業務への影響を含めた分析が困難。

(3) 外部委託での運用・管理

セキュリティ運用・管理全体もしくは一部を社外組織に委託する形態である。

- メリット：
セキュリティの専門家が社内に不要。
- デメリット：
契約内容のみの委託となり、工場システムの運用・管理との連携が必要。

(4) 独自組織での運用・管理

工場システムのセキュリティを運用・管理するための組織を新たに設置する形態である。各事業部・工場の OT 部門と IT 部門(又はセキュリティ部門)のメンバーから構築される委員会のような構成もありうる。

- メリット： 全てを総合的に運用・管理可能。
- デメリット： 専門家の育成が必要。運用・管理要員が必要。

② 維持・改善面のセキュリティ対策

維持・改善面のセキュリティ対策とは、セキュリティ対策の実施・運用状況とその効果を確認⁴²した上で、工場システムを取り巻く環境の変化に関わる情報を収集し、BC/SQDC 確保の観点も踏まえて、セキュリティ対策を評価し、必要に応じて物理面、システム面、運用・管理面のセキュリティ対策を見直し、更新することである。

攻撃手法は日々進化し、工場システムや機器におけるセキュリティ上の弱点が新たに顕在化する中、新たな攻撃手法や脆弱性に関わる情報を収集・把握し、対応することにより⁴³、工場システムへの攻撃及び被害を未然に防ぐことができる。

さらに、セキュリティ対策を維持・継続する上で、組織・人材のスキル向上として、工場システムに携わる人たちが、それぞれの立場に応じたセキュリティスキルを持つことが重要となる。そのため、

- 工場システムに関わる従業員に対しては、サイバー攻撃のリスクや業務において必要なセキュリティ対策に関わる実施事項について理解を促すために、定期的な教育や周知を行うことが望ましい⁴⁴。
- 工場システムのセキュリティ確保を職務とする従業員に対しては、工場システムのセキュリティ確保に向けて必要な、最新のセキュリティ脅威や脆弱性、

⁴² 監査の形で、独立した専門的な立場から、リスクマネジメントに基づき、セキュリティ対策の実施・運用状況を確認・評価する手法もあり、見直しにおいて監査の手法を活用している企業もある。

⁴³ より高度に脆弱性への対応を行うためには、KEV(既知の悪用された脆弱性)や EPSS(脆弱性が悪用される可能性)等の指標を活用し、リスクベースで脆弱性を優先順位付けすると効果的である。

⁴⁴ 従業員自ら訓練を行うことで異変に気付くことができるようになることが望ましい。

- 組織的・技術的に有効な対策に関する教育や、サイバー攻撃の発生時に適切に対応するためのルールや手順の理解及び模擬訓練なども有効である。
- 工場システムに関わる機器やサービスの提供者に対しては、納入される機器やサービスにおいて必要なセキュリティを理解し実装することが必要となることから、保守・運用を行うベンダには保守時に必要なセキュリティ対策について徹底するための教育が必要である。

表 3-38 維持・改善のために必要な活動(例)

変化するセキュリティ脅威・攻撃手法や、脆弱性、技術に関わる情報の入手	脅威／脆弱性情報、セキュリティ技術情報などは、例えば、下記の組織が公開している。 ● 一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター https://www.jpcert.or.jp/ ● 独立行政法人 情報処理推進機構(IPA) https://www.ipa.go.jp/security/index.html 社外のセキュリティ情報共有組織として、日本シーサート協議会、業界ごとに設立・運営されている ISAC、IPA サイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP) 等が存在する。
利用機器、及びソフトウェアの脆弱性情報の入手	機器やソフトウェアの汎用品の脆弱性情報は、上記で公開されているが、汎用品以外の機器やソフトウェアの脆弱性情報の取扱いや緩和策の提供については、各製品メーカーに確認する必要がある。
人材のスキル向上、育成	工場システムに従事する人へのセキュリティ教育は、OA 関連のセキュリティ教育(メールによる周知など)以外には実施していない場合も多く、さらにこれまでは、工場システムでのサイバー攻撃の発生頻度は高くなく、実際に発生した場合に的確に行動することが難しい状況にある。 また、人の定期異動により、スキル自体も喪失される可能性がある。このため、実際の工場システムを前提にした、セキュリティスキルの維持・改善が不可欠となる。 例えば、従業員へのウイルスメール対応訓練や、セキュリティ確保を職務とする従業員へは、セキュリティの基礎教育だけでなく、サイバー攻撃を発生させることによる模擬訓練⁴⁵を繰り返し実施することが考えられ、これにより工場システムに関わる人たちが、それぞれの立場で必要なスキルを蓄積・維持・改善することが考えられる。 工場システムに従事する人へのセキュリティ教育は、OA 関連のセキュリティ教育(メールによる周知など)以外には実施していない場合も多く、さらにこれまでは、工場システムでのサイバー攻撃の発生頻度は高くなく、実際に発生した場合に的確に行動することが難しい状況にある。

⁴⁵ 制御システムを対象としたセキュリティに関する模擬訓練については、独立行政法人情報処理推進機構産業サイバーセキュリティセンター(ICSCoE)、技術研究組合制御システムセキュリティセンター(CSSC)等においてプログラムを提供している。また、いくつかの民間企業においても、仮想環境を用いた模擬訓練のサービスを提供している。

	また、人の定期異動により、スキル自体も喪失される可能性がある。このため、実際の工場システムを前提にした、セキュリティスキルの維持・改善が不可欠となる。 例えば、従業員へのウイルスメール対応訓練や、セキュリティ確保を職務とする従業員へは、セキュリティの基礎教育だけでなく、サイバー攻撃を発生させることによる模擬訓練 を繰り返し実施することが考えられ、これにより工場システムに関わる人たちが、それぞれの立場で必要なスキルを蓄積・維持・改善することが考えられる。 さらには、サプライヤの能力や、納入される機器やサービスに必要なセキュリティが実装されているか、許容できるセキュリティ水準にあるか判断できる人材の育成も必要である。
定期的な確認、改善・見直し活動	実施したセキュリティ対策については、実効的に運用されているかどうか、定期的に確認し、確認結果によっては改善・見直しを行うことが重要である。 セキュリティを適切に運用するための教育や、不適切な運用を防止するシステムが構築されているか等について、確認することが必要である。また、セキュリティ運用が業務の実態に合っていない場合は、従業員がセキュリティを運用しやすいよう業務を設計することも重要である。

(2) サプライチェーン対策

サプライチェーンの広がりとともに、大企業から中小企業までが関わるサプライチェーンの中でも、セキュリティ対策が進んでいない企業がサイバー攻撃によって狙われる事例が増加している。対策予算や人材に限りがある中小企業においても、自分たちの事業を守るために工場におけるセキュリティ対策を進める必要がある。グローバル化の進展の中で、サプライチェーンもグローバル化している。工場を有する製造業は、日本国内だけでなくグローバルなビジネスを行っている企業が多く、世界情勢の考慮や、各国の法制度あるいは標準規格やガイドライン等に準拠した対策を進める必要がある。サプライチェーンにおけるセキュリティリスク⁴⁶は、一つの工場内に閉じずに、エンジニアリングチェーン、サプライチェーン、バリューチェーンの連携先まで影響を及ぼし得る⁴⁷ことから、サプライチェーン全体でのセキュリティ対策を検討することが重要である。

本ガイドラインでは、

- 購入製品／部品
- 業務委託
- システム開発委託
- 連携システム

の観点で、それぞれに関して考慮すべき主なポイントを例示する。

なお、サプライチェーンの構造や取り巻く環境は、業界や個社の状況に応じて様々であることから、項目の精査や、各項目の具体化等について適宜検討を行い、必要に応じ、取引先や調達先に対するセキュリティ対策の要請や対策状況の確認⁴⁸を行うことが望ましい。サプライヤに対しては、顧客に製品・部品やシステムを納めた後に、セキュリティポリシーに害を及ぼす可能性のある変更を顧客が自発的に行う場合もあるため、双方が実施可能な内容や責任範囲について、文書を交わすことで対処する必要がある。

⁴⁶ 工場を狙ったサイバー攻撃では、より脆弱な中小企業や海外の工場をまず攻撃・侵入してから、そこを踏み台にして、その連携先の大企業の工場を攻撃・侵入するケースがある。こうしたケースでは、大企業及び中小企業それぞれにサイバー攻撃の被害が生ずるので、それぞれが自身の事業継続計画を踏まえ、各々の対応の整合性が取れた形で連携したセキュリティ対策を進める必要がある。

⁴⁷「情報セキュリティ 10 大脅威 2021」(独立行政法人情報処理推進機構)によると、セキュリティ対策の強固な企業を直接攻撃するのではなく、サプライチェーンのセキュリティが脆弱な取引先等を標的とする「サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃」は組織における脅威の第 4 位。

⁴⁸ ロボット革命・産業 IoT イニシアティブ協議会では、調達元が調達時にサプライヤに期待するセキュリティレベルを満たしているかどうかを簡易的に評価するために「RRI サプライチェーン質問票 Ver.1.0」を策定している。この調査票は、経済産業省「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」をベースにした 25 個の設問から構成され、企業の規模、業種を問わず、利用可能である。

RRI サプライチェーン質問票 <https://www.jmfrri.gr.jp/document/library/1890.html>

表 3-39 取引先や調達先への主な確認ポイント(例)

購入製品／部品	製品／部品購入時に下記の点を確認する⁴⁹。 ● 保守範囲として、セキュリティに関する脆弱性情報や修正プログラムの提供が含まれているか ● セキュリティ脅威が発生した場合に、対応できる体制ができているか また、依頼時に即応が可能な契約形態となっているか ● 当該製品／部品のセキュリティ視点での機能実装、及び検証⁵⁰が実施されているか ● 廃棄時の情報漏えいリスクを考慮した取決めを実施しているか
業務委託	システムに関わる業務の一部を委託する場合に、下記の点を確認する。 ● 従事者に対するセキュリティ要件が明記されているか また、要件は自社と同等、もしくは、より厳しい内容となっているか ● 従事者に対するセキュリティ教育が実施されているか また、実施する教育内容は自社と同等、もしくは、より厳しい内容となっているか ● 再委託が許可されている場合、再委託先のセキュリティ管理を行っているか また、セキュリティ管理内容は、自社と同等、もしくはより厳しい内容となっているか
システム開発受託	システム開発の一部を委託する場合に、下記の点を確認する必要がある。 ● 開発プロセスの各フェーズにおいて、セキュリティを考慮する要件が記載されているか ● 成果物の検収時に、セキュリティ仕様及び実装状況の確認が記載されているか ● 取扱い情報の守秘義務に関する要件が記載されているか ● 委託終了時に、情報を破棄することが記載されているか ● 開発環境に関するセキュリティ要件が記載されているか ● 監査に関する要件が記載されているか
連携システム	工場システムを他のシステムやクラウドサービスと連携する場合に、下記の点を確認する。 ● 連携システムを管理する部門と、セキュリティに関する情報を連携することが記載されているか ● セキュリティ障害が発生した場合の責任範囲が記載されているか ● セキュリティ障害が発生した場合に、問題解決に向けた協力内容が記載されているか ● セキュリティ訓練の共同実施が記載されているか ● 共有する情報の取扱いや保護に関する規約や取り決めに定めているか

⁴⁹ 納品された製造装置において発見された脆弱性に対してパッチを適用する場合、トラブル発生時の責任等を明確にしておくことが望ましい。

⁵⁰ 「セキュリティ機能の具備」、「セキュリティ検査・診断」、「製品セキュリティ認証」など

【参考】制御システムや IoT に関するセキュリティ認証制度

製品やサービス等について、特定の要求事項(基準・標準・規定)に基づいて評価し、適合していることを第三者が文書で保証することを認証と言う。

工場で用いられるような制御システムにおいては IEC62443 規格群に基づく認証制度があり、国内では技術研究組合制御システムセキュリティセンター(CSSC)が実施する EDSA 認証がある。また、IoT 製品においては、国内では、端末設備等規則(省令)(第 34 条の 10、いわゆる「技適」)に基づく認証制度や一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会(CCDS)が実施する CCDS サートیفिकেশンプログラム等がある。

認証により一定基準のセキュリティが確保できていることが確認できることから、これらの製品を採用することは工場システムのセキュリティを強化するのに効果的であり、調達時の条件として活用することも可能である。

【参考】下請振興基準

中小企業庁が、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づき、定めた下請振興基準において、情報化への対応に際し、以下の事項が記載されている。

第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

5) 情報化への積極的対応

(1) 下請事業者は、管理能力の向上、事務量軽減、事務の迅速化等の業務工程の見直しによる効率性の向上のため、必要なセキュリティ対策と併せて、次の事項に積極的に対応していくものとする。

- ① 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善(業務のデジタル化推進を含む)
- ② 中小企業共通EDI(電子データ交換)などによる電子受発注
- ③ 電子的な決済等(インターネットバンキング、電子記録債権、全銀EDIシステムなどの活用)

(2) 親事業者は、前号の下請事業者による取組の支援のため、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータやソフトウェア、データベースの提供、オペレータの研修、セキュリティ対策の助言・支援

及び国・地方自治体による情報化支援策の情報提供等の協力を行うものとする。また、サプライチェーン全体の業務工程の見直しによる効率性向上を図る観点から、次号の配慮を行いつつ、電子受発注及び電子的な決済等の導入を積極的に働きかけていくとともに、自らも共通化された電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムへの接続に努めるものとする。

出所)中小企業庁 HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm#zenbun>

【参考】稼働中の工場と新設の工場における対策の考慮

工場システムにセキュリティ対策を行う場合、対象とする工場システムが「稼働中」「更新間際」「新設計画中」のものか、状況を考慮した検討が必要となる。

(1) 稼働中である場合

セキュリティ対策導入によるシステム改修に伴う影響を考慮し、セキュリティ対策を検討企画する必要がある。システム構成面の対策については、稼働中の工場システムへ影響のない対策を優先しつつ、影響がある対策が必要な場合には、工場システムの定期的なシステム停止期間(メンテナンス期間など)に導入することを検討する。また、物理面での対策やライフサイクルでの対策を充実させることで補うことも検討する。

(2) 更新間際である場合

システム構成面の対策については、工場システムのうち更新対象部分と、継続利用する部分との間で、対策の強度に差が生じないように考慮する必要がある。既存部分へのシステム構成面の対策導入が難しい場合は、既存部分が攻撃や不正の抜け穴とならないように、物理面での対策やライフサイクルでの対策を充実させることで補うことも検討する。

(3) 新設計画中である場合

新設の場合、稼働中や既存の工場システムに比べ、セキュリティ対策導入はしやすい利点がある。一方で、工場システムは、長期間(10年以上)利用することが多くあり、その間に新たな機器の導入や初期導入機器の保守期限切れなどが発生する。このため、セキュリティ対策を検討・企画する際に、将来の変化をできるだけ想定する必要がある。

【参考】戦略の実行管理

策定した戦略を確実に実現するための管理策を明確にする。

策定した全体方針に基づき、今後実施すべき計画を明確にする。

計画策定時には、意図した効果を得るために、目的、方針、計画推進に責任を持つ体制を明確にするとともに、狙う効果ごとに実施計画、費用及び人員計画を明確にする。

進捗確認は、実施計画に対する進捗状況を確認するとともに、実施計画の前提となったステップ 1 で収集・整理した情報「経営目標との関連整理」、「外部要求事項の考慮」、「内部要件／状況の把握」に変化がないかを確認する。

<観点の例>

経営目標との関連整理：

- 製品のラインナップの増強、フレキシブルなライン構築
- 別のスマート工場との新たな接続
- 工場のエネルギー効率の向上
- 環境上のより強い配慮 等

外部要求事項の考慮：

- 経済安全保障上の要求
- 新たな国際規格の策定 等

内部要件／状況の把握：

- 全社セキュリティルールの見直し
- ネットワーク構成、装置・機器構成の変更、セキュリティ対策の変更
- セキュリティ監視範囲の変更、ソフトウェアの更新
- セキュリティ体制の変更、セキュリティ教育の充実 等

これらの変化に伴い、保護資産や業務の重要度の見直しが必要となる可能性がある。

また、組織の周りのサイバー攻撃が進化していること、攻撃も高度化しているため、脅威は常に変化している。対策においても、技術進歩で今まで実施できなかった対策が、安価にあるいは低負荷で実現できるようになる場合がある。

この結果に基づき、必要であれば計画を見直し、経営者の了承を得ながら、継続的かつ適応的に実行を進めていくことになる。

付 録

付録A 用語／略語

AGV Automatic Guided Vehicle:無人搬送車》

CISO 《Chief Information Security Officer:最高情報セキュリティ責任者》

CMMI 《Capability Maturity Model Integration:能力成熟度モデル統合》

CPS 《Cyber Physical System:サイバーフィジカルシステム》

CPU 《Central Processing Unit:中央演算装置》

CSIRT 《Computer Security Incident Response Team:コンピュータセキュリティインシデント対応チーム》

CSR 報告書 《Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任》

FA システム 《Factory Automation:ファクトリーオートメーション》

FW 《FireWall:ファイアウォール》

ICS 《Industrial Control System:産業制御システム》

IDS 《Intrusion Detection System:侵入検知システム》

IP アドレス 《Internet Protocol Address:IP アドレス》

IPS 《Intrusion Prevention System:侵入防止システム》

ISMS 《Information Security Management System:情報セキュリティマネジメントシステム》

LAN 《Local Area Network:ローカルエリアネットワーク》

NIST

《National Institute of Standards and Technology:米国国立標準技術研究所》

OA システム 《Office Automation:オフィスオートメーション》

OODA 《Observe、Orient、Decide、Act:観察、状況判断・方向づけ、意思決定、行動》

OT 《Operational Technology:オペレーショナルテクノロジー、制御・運用技術》

SCADA 《Supervisory Control And Data Acquisition:監視制御》

SIRT 《Security Incident Response Team:セキュリティインシデント対応チーム》

SOC 《Security Operation Center:セキュリティオペレーションセンター》

SSD 《Solid State Drive:ソリッドステートドライブ》

VLAN 《Virtual Local Area Network:仮想ローカルエリアネットワーク、仮想 LAN》

VPN 《Virtual Private Network:仮想プライベートネットワーク》

アクセス制御(Access Control)

ユーザがコンピュータシステムの資源にアクセスすることができる権限・認可をコントロールすること。[IPA ネットワークセキュリティ関連用語集]

アクセスポート

1 つの VLAN のみに割り当てられたポート。

暗号鍵

データの暗号化や復号の際に利用する、鍵となるデータ。

インタフェース

ハードウェアやソフトウェアにおいて、異なる機器やシステムを接続する箇所や、両方で情報等をやりとりするための規格・手順等。コンピュータと利用者の接点となる箇所の入出力。

エンジニアリングチェーン

研究開発－製品設計－工程設計－生産などの連鎖。[経済産業省「ものづくり白書」2020 年版]

外部記録媒体

外付けで書き込みや読み出しが可能な記憶媒体。USB メモリ、DVD や CD 等の光学メディア、外付けハードディスク等。

可用性(Availability)

必要なときに適時にアクセス可能であり、利用可能であることを確保する。[IPA ネットワークセキュリティ関連用語集]

完全性(Integrity)

正確で完全であり、データとそれを格納する情報システムが正確で完全であることを確保する。[IPA ネットワークセキュリティ関連用語集]

機密性(Confidentiality)

認可された人、主体に対してのみ開示され、認可されたやり方で認可された時間に処理されるデータと情報システムの特徴。権限のない(認可されていない)ユーザが情報にアクセスできないことを確保する。[IPA ネットワークセキュリティ関連用語集]

クライアント

サーバに対して機能や情報などサービスの依頼を行い、その提供を受けるコンピュータやソフトウェア。

ゲートウェイ

コンピュータネットワークにおいて、プロトコル(通信手段)の異なるネットワークと接続するための機能・機器。

コマンド

コンピュータへの実行すべき処理の指示・命令。人間からコンピュータの他、コンピュータから周辺機器、ソフトウェア間で与えられることもある。

サプライチェーン

受発注－生産管理－生産－流通・販売－アフターサービスなどの連鎖。[経済産業省「ものづくり白書」2020 年版]

真正性(Authenticity)

利用者や情報等が、主張する通りのものであること。

脆弱性

システム、ネットワーク、アプリケーション、または関連するプロトコルのセキュリティを損なうような、予定外の望まないイベントにつながる可能性がある弱点の存在、設計もしくは実装のエラーのこと。[IPA ネットワークセキュリティ関連用語集]

責任追跡性(Accountability)

情報資産に対する動作と動作を行ったユーザを特定でき、過去に遡って追跡できること。

セグメント

ネットワーク全体を分割した個々のネットワーク範囲。

ソフトウェア

コンピュータを動作させるための命令やプログラム、及びデータ。

ディスク

ハードディスクや CD/DVD/BD(Blu-ray Disc)などの薄い円盤状のデータ記憶媒体(メディア)、及び補助記憶装置(ストレージ)。

デバイス ID

機器を特定するための識別子で、英数字から成る文字列で表現される。

トレーサビリティ

原材料の調達から生産、そして消費又は廃棄まで流通経路を追跡可能な状態にすること。

内部統制報告書

金融商品取引法に基づき、企業の内部統制が有効に機能しているかを経営者が評価し、結果を記載した報告書。

ハードウェア

コンピュータなどのシステムを構成する物理的な機器。

バリューチェーン

購買した原材料等に対してバリューを付加することが企業の主活動であるとして、主活動として、購買物流、製造、出荷物流、販売・マーケティング、サービスの 5 つ、支援活動として、全般管理(インフラストラクチャ)、人事・労務管理、調達活動、技術開発の 4 つを定義。

否認防止(Non-Repudiation)

ある行為を行った事実を事後に否認できないようにすること。

ファイアウォール

特定のネットワークセグメントを他のネットワークとの接続部分において防護する考え方であり、外部のインターネットから内部のイントラネットを防護するのが典型的である。[IPA ネットワークセキュリティ関連用語集]

ファームウェア

電子機器に組み込まれたコンピュータシステムを制御するソフトウェア。

フィードバック制御

制御系において、出力（制御量）を入力（目標値）側へフィードバックすることにより制御品質を上げる制御方法のこと。

フリーアクセス

電源や通信用の配線などを収容するための二重床のこと。

ペネトレーションテスト

ネットワークの外部から内部へ侵入を試みるテスト。[IPA ネットワークセキュリティ関連用語集]

ポート

コンピュータなどの機器やプログラムが、外部の別の機器やプログラムと接続・通信するための入出力口。

ホワイトリスト／許可リスト

不正なプログラムの実行、通信、操作をさせないことによりサイバー攻撃を防ぐ手法で用いられる、「安全な対象」のリスト定義のこと。

無線 LAN

無線通信で接続された LAN のこと。

無線 LAN アクセスポイント

端末間を無線接続しデータを送受信する機器のこと。

メモリ

コンピュータにおけるプログラムやデータを記憶する装置。

ランサムウェア

端末やサーバ上のデータを暗号化等により使用できない状態にし、データの復旧と引き換えに身代金を支払うように促す脅迫メッセージを表示するマルウェアの総称。

有価証券報告書

金融商品取引法で規定された、株式を発行する上場企業などの企業情報に関する開示資料。企業の概況、事業の状況、財務諸表などが開示される。

付録B 工場システムを取り巻く社会的セキュリティ要件

B-1 法規制、標準規格、ガイドライン準拠に関わる要件

B-1.1 法規制によるセキュリティ対策の要求

法規制の面では、取締役がサイバーセキュリティに関する体制整備を怠ったことが原因で企業に損害が発生した場合には、善管注意義務⁵¹や忠実義務⁵²に対する違反を理由に、取締役個人が会社に対する任務懈怠(けたい)責任⁵³や第三者に対する損害賠償責任⁵⁴を問われる可能性がある。また、サイバー攻撃に対して企業及びシステムとして迅速かつ的確な対処を怠った場合にも、同様に不法行為として問われる場合がある。

上記に該当する損害賠償請求に関する過去の裁判例では、企業として「その当時の技術水準」を満たすセキュリティ対策実装がなされていない場合、経営者の「善管注意義務違反」として「任務懈怠(けたい)責任」が発生している。この「その当時の技術水準」は、政府系のガイドラインを中心にセキュリティ対策ガイドラインに記載されている内容が該当する。

また、日本のサイバーセキュリティに関する基本的な法律として「サイバーセキュリティ基本法」があり、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、サイバーセキュリティ戦略の策定その他当該施策の基本となる事項等を規定している。

この法律に基づき、政府は「サイバーセキュリティに関する基本的な計画」である「サイバーセキュリティ戦略」を定めることになっており、また、国は基本的施策として、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保を推進しなければならないことになっている。

【参考】業界ごとのセキュリティに関わる法規制

● 電力分野におけるセキュリティに関わる法規制

電力分野では、米国で、北米の大規模発電施設と送電関連施設を保有する事業者に対して、NERC(North American Electric Reliability Corporation)により策定された CIP(重要インフラ保護)標準への準拠が義務付けられている。

⁵¹ 会社法 330 条、民法 644 条

⁵² 会社法 355 条

⁵³ 会社法 423 条 1 項

⁵⁴ 会社法 429 条 1 項

欧州でも同様に、重要インフラ事業者のセキュリティ対策を義務付ける法規制として、NIS 指令(EU2016/1148)が規定・施行されています。電力分野では、発電／送電事業者に加え、(スマートメータなどの設置責任者を想定し、)小売事業者も対象となっている。

日本でも、電気事業法 第 39 条、及び電気設備に関する技術基準を定める省令により、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業の用に供する電気工作物の運転を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保が規定され、技術基準への適合維持が義務付けられている。

これら発電／送配電事業者からの要求として、発電設備や送配電設備を構成する製品を生産する企業／工場においても、製品のセキュリティを確保するために必要な対策が求められる。

● 自動車分野におけるセキュリティに関わる法規制

自動車分野では、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、車両のサイバーセキュリティやソフトウェア更新に関わる規則が規定され、それに基づく国際標準規格 ISO/SAE 21434 が規定された。この規則は、国内においてまずは 2022 年 7 月以降に発売される OTA(無線により車載プログラムを改変する機能)対応の新型車に対して、最終的には 2026 年 5 月以降は全ての車両に対して適用・義務化されることになっている。

自動車を生産する企業／工場に対しても、規定された CSMS(サイバーセキュリティマネジメントシステム)に準拠した、セキュリティを確保するためのプロセス(体制、管理・運用、維持・改善)が求められる。

● 医療機器分野におけるセキュリティに関わる法規制

医療機器分野では、米国で、医療機器を販売するために必要な市販前認可を受けるための FDA(アメリカ食品医薬品局) 510(k)申請の審査において、サイバーセキュリティ対策の確認が必要とされている。その基準として、「医療機器のサイバーセキュリティ管理のための市販前申請内容(“Content of Premarket Submissions for Management of Cybersecurity in Medical Devices”)」などのガイダンス文書が規定されている。

欧州でも同様に、医療機器のセキュリティ対策を義務付ける法規制として、セキュリティ要件を盛り込んだ EU 医療機器規則(MDR)の適用が開始されている。

日本でも、薬機法により、医療機器は JIS T14971(ISO 14971 相当)に基づくリスクマネジメントが要求されており、JIS T14971 の 2020 年改訂により、セキュリティ対策も要求されるようになった。経過措置が終了する 2023 年 9 月 30 日

以降には、JIS T14971:2020 への適合が義務付けられることになった。

また、厚生労働省 医薬・生活衛生局から、「国際医療機器規制当局フォーラム (IMDRF) による医療機器サイバーセキュリティの原則及び実践に関するガイダンスの公表について(周知依頼)」という文書が発行されており、2023 年を目途に、医療機器製造販売業者に対して IMDRF ガイダンスを導入することが示されている。早ければ 2022 年度から当ガイダンスに基づく審査が開始され、医療機器のサイバーセキュリティ対策が求められるようになる見込みである。ちなみに、IMDRF の医療機器サイバーセキュリティ WG の議長は、米国 FDA の医療機器サイバーセキュリティガイダンス発行責任者が務めており、米国が主導している。また、IMDRF ガイダンスの中で、医療機器のリスクマネジメント原則として上記 ISO 14971 が参照されている。

医療機器を生産する企業／工場に対しても、規定に準拠した、医療機器のセキュリティを確保するために必要な、製品ライフサイクル全体にわたるリスクマネジメントプロセス(体制、仕組み、管理・運用、維持・改善)が求められる。

● 重要インフラ分野におけるセキュリティに関わる法規制

重要インフラ分野では、米国で、DHS(米国国土安全保障省)が主導し、エネルギー(電力、ガス、石油)分野を始め、原子力施設、防衛産業基盤、政府施設、農業・食料、医療・公共衛生、金融、上下水道、化学、商業施設、重要製造業、ダム、情報技術、通信、緊急サービス、交通・物流の各分野におけるセキュリティ確保のための計画が策定され、政府と業界が共同でセキュリティ対策導入を推進している。法規制としては、まだ一部の分野に限定されている状況である。

欧州では、重要インフラ事業者のセキュリティ対策を義務付ける法規制として、NIS 指令(EU2016/1148)が規定・施行されている。適用対象分野として、重大(essential)エンティティ:エネルギー(電力、石油、ガス)、輸送、医療、上下水道、宇宙などが挙げられ、重要(important)エンティティ:郵便・配送、廃棄物処理、化学品、食品、製造(医療機器、コンピュータ及び電気電子製品、電気設備、機械設備、自動車、その他の輸送機器)などが挙げられている。

日本でも、国家・経済安全保障の観点から、重要インフラのサイバーセキュリティ対策がますます重視されてきている。

重要インフラとは、情報通信、金融、航空、空港、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス(地方公共団体を含む)、医療、水道、物流、化学、クレジット、石油の 14 分野を指す。

重要インフラを構成する産業制御機器などの製品を生産する企業／工場においても、製品のセキュリティを確保するために必要な対策が求められる。

B-1.2 セキュリティに関わる標準規格・ガイドライン準拠の要求

工場システムにおいてセキュリティ対策を実現するためには、何をどの程度実施すべきかを検討する必要がある。この検討を行うための参照情報として、国内外の規格やガイドライン更に法規などがあり、更に取引先が規定している要件などもある。

以下に代表的なものを示す。

(1) 国際標準規格

① 共通的で代表的な規格

- IEC 62443 規格群：
制御システムのマネジメントからシステム、コンポーネントまで、全体のセキュリティを規定
- ISO/IEC 27000 シリーズ：
サイバーセキュリティのマネジメントを規定
- IEC 61508：
電気・電子・プログラマブル電子(装置・システム)の機能安全規格

② 分野ごとの規格

- ISO/SAE 21434：
自動車に関するセキュリティを規定
- ISO 14971：
医療機器に関するリスクマネジメント及びセキュリティを規定
- IEC 62278：
鉄道分野における安全に関する規定
(RAMS: Reliability, Availability, Maintainability, Safety)
- IEC 62351：
電源システムマネジメント及び関連情報交換データ及び通信セキュリティ

(2) 海外の規格・ガイドライン

① 米国

アメリカ国立標準技術研究所(NIST: National Institute of Standards and Technology)が制定し発行するガイドラインを活用することが多くある。代表的なものとして「NIST CSF」と「NIST SP 800 シリーズ」がある。

■ NIST CSF(Cybersecurity Framework):

サイバー攻撃への対策・対応を中心に規定したガイドラインである。「識別－防御－検知－対応－復旧」に分類して提示している。

■ NIST SP 800 シリーズ:

政府調達システムのためのガイドラインで、その中にセキュリティ要件が規定されたものがある。これらのガイドラインは、政府調達だけでなく、一般のシステムにおいても参照されることが多くある。下記に代表的なものを記載する。

- SP 800-30: リスクアセスメント実施の手引きを提示
- SP 800-53: 政府系システム及び組織のセキュリティ管理及びプライバシー管理
- SP 800-82: SP 800-53 をベースに、産業用制御システム(ICS)の管理策を提示
- SP 800-115: 情報セキュリティを評価するための基本的な技術ガイドを提示
- SP 800-161: SP 800-53 をベースに、サプライチェーンの管理策を提示
- SP 800-171: SP 800-53 ベースに、政府情報を扱う委託先への管理策を提示

② 欧州(EU)

EU は、加盟国における IT/OT システムや取り扱う情報を保護するために必要となる、セキュリティ要件を規定している。

■ NIS 指令(Directive on Security of Network and Information Systems):

ネットワーク及び情報システムのセキュリティに関する指令である。基幹サービス運営者(産業システムも含む)及びデジタルサービス事業者を対象に、システムへのサイバーセキュリティ要件を規定している。EU 各国はこの指令を元に、自国の規則を作成している。なお、2020 年 12 月に改訂が提案され、IoT や DX によるサプライチェーンを見据えた対応(認証製品の利用など)が強化される予定である。

■ 一般データ保護規則(GDPR: General Data Protection Regulation):

EU 域内の個人データ及びプライバシーの保護を規定した規則である。
EU 圏の人に対する規定のため、EU 圏以外でも同様の取り扱いを要求している。EU 圏で共通の規則。

(3) 国内のガイドライン

① 国内の全般的なセキュリティ関連方針・ガイドライン等

表 B-1 国内の全般的なセキュリティ関連方針・ガイドライン等

発行者	文書名	概要
内閣サイバーセキュリティセンター	サイバーセキュリティ戦略	政府としての全体方針。 2021 年 9 月に改訂
	重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画	重要インフラ防護に係る基本的な枠組み。 2022 年 6 月に改訂。
経済産業省	サイバーセキュリティ経営ガイドライン	経営者の役割と行うべき内容を提示
	サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク(CPSF)	サイバー・フィジカル空間を融合させた「Society5.0」、「Connected Industries」におけるサプライチェーン全体のセキュリティ対策像を整理
	IoT セキュリティ・セーフティ・フレームワーク ～フィジカル空間とサイバー空間のつながりの信頼性の確保～ (IoT-SSF)	「Society5.0」、「Connected Industries」におけるフィジカル空間とサイバー空間のつながりの信頼性確保の考え方を整理
	「機器のサイバーセキュリティ確保のための セキュリティ検証の手引き」 「【別冊1】機器メーカーに向けた脅威分析及びセキュリティ検証の解説書」 「【別冊2】機器メーカーに向けた脅威分析及びセキュリティ検証の解説書」	機器のセキュリティを検証するセキュリティ検証における、検証サービス事業者が実施すべき事項を示したもの。 別冊1は、脅威分析の具体例や効果的な検証手法等の考え方を整理するとともに、検証サービス 事業者が実施すべき事項や手法等を網羅的かつ詳細に示す。 別冊2は、IoT 機器等を開発、生産、販売するメーカーを対象に、メーカーが検証依頼者になる場合に、事前対策含めて検証の知識を提供する。
	制御システムのセキュリティリスク分析ガイド (IPA:情報処理推進機構)	セキュリティリスク導出方法を提示
	制御システム セーフティ・セキュリティ要件定義ガイド (IPA:情報処理推進機構)	制御システムの安全性確保とセキュリティ対策のための検討ポイント・手順を提示

	つながる世界のセーフティ&セキュリティ設計入門 (IPA:情報処理推進機構)	IoT 製品／サービスに必要な「セーフティ設計」、「セキュリティ設計」、「見える化」のガイドブック
	つながる世界の開発指針 (IPA:情報処理推進機構)	IoT 製品の開発時に考慮すべきリスクや対策に関わる指針を提示
	IoT 開発におけるセキュリティ設計の手引き (IPA:情報処理推進機構)	IoT 機器及びその使用環境で想定されるセキュリティ脅威と対策を整理
	組込みシステムのセキュリティへの取組みガイド (IPA:情報処理推進機構)	ネットワークに接続される組込みシステムのライフサイクルの各フェーズで考慮すべき、セキュリティ取組みの具体的な指針を提示
	組込みソフトウェアを用いた機器におけるセキュリティ (IPA:情報処理推進機構)	組込み機器が抱えるセキュリティリスクを回避するための取組を提示
経団連	経団連サイバーセキュリティ経営宣言	経済界が全員参加でサイバーセキュリティ対策を推進することで、安全・安心なサイバー空間の構築に貢献することを表明
	サイバーリスクハンドブック 取締役向けハンドブック 日本版	取締役がセキュリティ脅威による企業経営リスクへの対処策を検討・議論する際に考慮すべき事項を整理し、サイバーリスク管理の 5 原則を提示

② 業界、製品ごとのセキュリティ関連方針、ガイドライン等

表 B-2 民間、業界、製品ごとのセキュリティ関連方針・ガイドライン等

発行者	文書名	概要
経済産業省(産業サイバーセキュリティ研究会 WG1 (制度・技術・標準化)ビル SWG)	ビルシステムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン	ビルシステムを構成する全てのサブシステムにおける共通的なセキュリティ対策を整理したもの。
一般社団法人 日本電気協会	電力制御システムセキュリティガイドライン	電力制御システム等のサイバーセキュリティ確保を目的として、電気事業者が実施すべきセキュリティ対策の要求事項について規定を提示
	スマートメータシステムセキュリティガイドライン	スマートメータシステムのセキュリティ確保を目的として、一般送配電事業者が実施すべきセキュリティ対策の要求事項について規定

経済産業省	ERAB (Energy Resource Aggregation Business) に関するサイバーセキュリティガイドライン	ERABに参画する事業者が取り組むべきサイバーセキュリティ対策の指針を提示
	小売電気事業者のためのサイバーセキュリティ対策ガイドライン	小売電気事業者が各々の事業モデルに適したサイバーセキュリティ対策を実践していくための指針を提示
一般社団法人 日本自動車工業会・一般社団法人 日本自動車部品工業会	自工会／部工会・サイバーセキュリティガイドライン	自動車産業全体のサイバーセキュリティ対策のレベルアップや対策レベルの効率的な点検を推進することを目的としたガイドライン
一般社団法人 重要生活機器 連携セキュリティ 協議会 (CCDS: Connected Consumer Device Security Council)	CCDS 製品分野別セキュリティガイドライン 車載器編	車載機器において適切なセキュリティ対策を実施するための、設計から製品リリース後までに考慮すべき設計・開発プロセスをガイドラインとしてまとめたもの。
	CCDS 製品分野別セキュリティガイドライン スマートホーム編	スマートホーム分野における構成要素・ライフサイクルを踏まえた具体的な対策指針とセキュリティ要件を定義する。
	IoT 機器セキュリティ要件ガイドライン	日常生活で利用する重要生活機器のセキュリティ技術に関する調査研究、ガイドラインの策定や認証制度の提供、標準化の検討を行う業界団体が発行し、IoT 機器に共通に適用可能なセキュリティ要件ガイドライン。
	IoT 機器セキュリティ要件対策方針チェックリスト	セキュリティ要件ガイドライン要件準拠のための対策方針チェックリスト。
	CCDS IoT 機器セキュリティ実装ガイドライン(ソフトウェア更新機能)	「ソフトウェア更新」の実装に具体的なセキュリティ要件を提示し、製造者がセキュアなIoT 機器を設計する上での指針を提供するガイドライン。
経済産業省(産業サイバーセキュリティ研究会 WG1 (制度・技術・標準化)スマートホーム SWG	スマートホームの安心・安全に向けたサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン	スマートホームにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策の考え方や各ステークホルダーが考慮すべき最低限の対策について整理したもの。
IoT 推進コンソーシアム	IoT セキュリティガイドライン	IoT 機器やシステム、サービスに対してリスクに応じた適切なサイバーセキュリティ対策を検討するための考え方を、分野を特定せずまとめたもの。
総務省	スマートシティ セキュリティガイドライン(第 2.0 版)	スマートシティのセキュリティの考え方やスマートシティを実現する上で実施することが推奨されるセキュリティ対策等について整理したもの。

	テレワークセキュリティ ガイドライン	テレワーク実現方法とセキュリティ対策を提 示
一般社団法人日 本スマートフォン セキュリティ協会 (JSSEC)	JSSEC IoT セキュリティチェッ クシート 第2.1 版	一般企業が IoT を利用(導入)する時、セキ ュリティ面で考慮すべきことを網羅的にま とめたもの。

【参考】セキュリティインシデント対応に関する主なガイドライン

表 B-3 セキュリティインシデント対応に関する主なガイドライン

No.	発行者	文書名	概要、参照先
1	NIST	SP 800-61: “Computer Security Incident Handling Guide” Revision 2	セキュリティインシデント対応のために必要 な方針、計画、手順、情報共有、体制、機能・ サービスを整理し、手順(検知、分析、封じ込 め、根絶、復旧、事後活動)と組織間連携・情 報共有の内容を提示。 https://www.nist.gov/privacy- framework/nist-sp-800-61
2	情報処理推進 機構(IPA)、 NRI セキュア テクノロジーズ	コンピュータ セキュリティ インシデント 対応ガイド	NIST SP 800-61: “Computer Security Incident Handling Guide” Revision 1 の日本語翻訳。 https://www.ipa.go.jp/files/0000 25341.pdf
3	JPCERT/CC (Coordinatio n Center)	CSIRT ガイド	CSIRT(コンピュータセキュリティインシデン ト対応チーム)の概念、役割、体制、組織間連 携、準備内容、インシデント対応作業の概要 を提示。 https://www.jpcert.or.jp/csirt mat erial/files/guide ver1.0 20211130. pdf
4	JPCERT/CC (Coordinatio n Center)	インシデント ハンドリング マニュアル	セキュリティインシデント対応の基本的な流 れを整理し、代表的なインシデント種別に応 じた対応内容を提示。 https://www.jpcert.or.jp/csirt mat erial/files/manual ver1.0 2021113 0.pdf
5	JPCERT/CC (Coordinatio n Center)	組織内 CSIRT 構築 支援マテリアル	組織内 CSIRT を企画・構築するために必 要な情報を提供する目的で、インシデント対 応体制設置の意義やメリット、事前のインシ デント対応計画立案の重要性を説明。また、 組織内 CSIRT の役割モデルをまとめ、組 織内 CSIRT 活動の定義と範囲、 組織内 CSIRT の形態分類と特徴を提示。

			さらに、組織内 CSIRT 構築プロセスを提示。 https://www.jpccert.or.jp/csirt material/build phase.html
6	JPCERT/CC (Coordination Center)	コンピュータ セキュリティ インシデント対応 チーム(CSIRT)の ためのハンドブック	Carnegie Mellon University / Software Engineering Institute (CMU/SEI) “Handbook for Computer Security Incident Response Teams (CSIRTs)” の 日本語翻訳。 CSIRT の基本的な枠組み(任務、顧客、位 置付け)、機能・サービス、やり取りする情 報、方針策定方法、品質保証方法を整理し、 インシデント対応サービスの内容、組織運営 の内容を提示。 https://www.jpccert.or.jp/research /2007/CSIRT Handbook.pdf
7	日本ネットワー クセキュリティ協 会(JNSA)、 日本セキュリテ ィオペレーション 事業者協議会 (ISOG-J)	セキュリティ対応 組織(SOC/CSIRT) の教科書	セキュリティ対応組織の存在意義、機能、役 割、体制、成熟度、及び必要な人財スキルと 育成方法を提示。 https://isog-j.org/output/2017/Textbook soc- csirt v2.1.pdf
8	日本セキュリテ ィオペレーション 事業者協議会 (ISOG-J)	セキュリティ対応 組織(SOC/CSIRT) の教科書 ハンドブッ ク	「セキュリティ対応組織(SOC/CSIRT)の教 科書」の内容のうち、セキュリティ対応組織 の役割やその成熟度モデルに関する部分 を取り上げ、分かりやすくまとめたもの。 https://isog-j.org/output/2017/Textbook soc- csirt handbook v1.0.pdf

B-2 国・自治体からの要求

工場システムのセキュリティ対策を検討・企画する際、国・自治体からのセキュリティに関わる要求を考慮することが必要な場合もある。

セキュリティ対策を検討する上で、従来前提となっている法令（労働安全基準法、環境基本法など）やガイドラインに関わる問題がないかを確認する必要がある。

国や自治体と、工場システムを介して情報をやり取りする場合など、相互のシステムを連携する場合に、セキュリティ要件が規定されている場合がある。

また、国や自治体が導入する製品の調達基準の中に、製品自体のセキュリティ対策要件や、製品の生産システム／工程におけるセキュリティ確保を目的とした要件が明示される場合がある。

B-3 産業界からの要求

経団連は「経団連サイバーセキュリティ経営宣言」を公表し、経済界が全員参加でサイバーセキュリティ対策を推進することで、安全・安心なサイバー空間の構築に貢献することを表明するとともに、経団連「サイバーリスクハンドブック（取締役向けハンドブック）」として、取締役がセキュリティ脅威による企業経営リスクへの対処策を検討・議論する際に考慮すべき事項を整理し、サイバーリスク管理の5原則を示している。

【参考】業界ごとの要求

● 電力業界

電力業界では、日本電気技術規格委員会(JESC)や、経済産業省の産業サイバーセキュリティ研究会 WG1 電力 SWG、ERAB(Energy Resource Aggregation Business)検討会において、電力制御システム向け、スマートメータ向け、電力小売事業者向け、ERAB(Energy Resource Aggregation Business)向けのセキュリティガイドラインが策定されたり、電力事業者から構成される電力ISAC(Information Sharing and Analysis Center)によりセキュリティ情報収集・分析・共有が促進されたりなど、資源エネルギー庁や電気事業連合会を中心にセキュリティに関わる取組が推進・要求されている。

- 自動車業界

自動車業界では、自工会(日本自動車工業会)及び部工会(日本自動車部品工業会)において、自動車産業向けのセキュリティガイドラインの策定や、J-Auto-ISAC(Japan Automotive ISAC)によるセキュリティ情報収集・分析・共有の促進など、自工会／部工会を中心にセキュリティに関わる取組が推進・要求されている。

また、国際的には、「B-1 法規制、標準規格、ガイドライン準拠に関わる要件」で述べたとおり、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、車両のサイバーセキュリティやソフトウェア更新に関わる規則が規定され、これらに準拠した各国の法令に従って認可を受ける必要がある。

また、CCDS(一般社団法人 重要生活機器連携セキュリティ協議会)において、車載器向けのセキュリティガイドラインが策定されている。

- 医療機器業界

医療機器業界では、国際的に、国際医療機器規制当局フォーラム(IMDRF)において、医療機器向けのサイバーセキュリティガイダンスが策定され、日本でも厚生労働省 医薬・生活衛生局から適合が要求されている。

また、薬機法により、医療機器は JIS T14971(ISO 14971 相当)に基づくリスクマネジメントやセキュリティ対策への適合が要求されている。

- 住宅業界

住宅業界では、JEITA(電子情報技術産業協会)のスマートホーム部会と、経済産業省の産業サイバーセキュリティ研究会 WG1 スマートホーム SWG において、スマートホーム向けのセキュリティガイドラインが策定され、セキュリティに関わる取組が推進・要求されている。

また、CCDS(一般社団法人 重要生活機器連携セキュリティ協議会)において、スマートホーム向けのセキュリティガイドラインが策定され、スマートホーム向けガイドライン適合を検査し、認証マークを発行するプログラムの運用が開始されている。本プログラムは自己検査もしくは第三者による適合検査を求めており、適合検査結果は CCDS が管理している。

B-4 市場・顧客からの要求

工場システムのセキュリティ対策を検討・企画するときに、市場・顧客からのセキュリティに関わる要求を考慮することが必要な場合もある。

産業制御システムのセキュリティ要件に関わる標準規格やガイドラインの規定・策定が進んでおり、このような環境の中、市場・顧客から、標準規格「IEC62443 規格群」や、サイバーセキュリティに関わるグローバルに参照されている米国「NIST SP 800 シリーズ」、経済産業省の産業分野別セキュリティ対策ガイドラインなどへの対応が要求される場合も増えている。

このような市場・顧客からの要求は、次の3つの視点で捉えることが考えられる。

- 工場のラインに関するセキュリティ

取引先の製品を製造するラインや、取引先と連携するシステムに対して、具備すべきセキュリティ要件を示される場合がある。

- 情報管理や工場システムのセキュリティ管理等、企業行動に関するセキュリティ

企業価値を評価するポイントの一つとして、情報管理や工場システムにおけるセキュリティマネジメントが確立されているか⁵⁵確認される場合がある。

- 製品に関するセキュリティ

製品内で使われているソフトウェアや部品に、セキュリティ上の問題がないことが担保されているか確認される場合がある。

B-5 取引先からの要求

工場システムのセキュリティ対策を検討・企画するときに、取引先からセキュリティ対策要求を求められる場合がある。

また、取引先から、供給する製品・部品に不正なハードウェアやソフトウェアが含まれることのないように、工場の製品生産過程におけるセキュリティ対策を要求される場合もある。

⁵⁵ 企業間の取引評価において、必要なセキュリティマネジメントが確立されていることが重要となる場合がある。

B-6 出資者からの要求

工場システムのセキュリティ対策を検討・企画するときに、出資者⁵⁶からセキュリティ対策要求を求められる場合がある。

⁵⁶ 出資者からも、サイバーセキュリティリスクは企業の経営リスクのひとつとして捉えられるようになっており、有価証券報告書、内部統制報告書、CSR 報告書などに、リスク開示としてセキュリティ対策情報を記載することが要求されている。このような社会的な要請を踏まえ、総務省も、民間企業のサイバーセキュリティ対策に関わる情報開示を促進するために、「サイバーセキュリティ対策情報開示の手引き」を策定・公表している。

付録C 関係文書におけるセキュリティ対策レベルの考え方

C-1 代表的なセキュリティ対策評価基準

セキュリティ対策評価基準の代表的なものとして、

- (1) IEC 62443 規格群におけるセキュリティレベル
- (2) NIST の「サイバーセキュリティフレームワーク」における評価基準
- (3) 経済産業省の「IoT セキュリティ・セーフティ・フレームワーク(IoT-SSF)」がある。

(1) IEC 62443 規格群

脅威がどの程度のスキルを持つ攻撃者によるものかを示す 5 つの観点から、脅威レベルを評価する。具体的には、攻撃者の悪意、攻撃手段、使用リソース、スキルレベル、動機の観点で定性的にレベル1～4として評価する。

表 C-1 IEC 62443 規格群 におけるセキュリティレベル(脅威レベル)

レベル	悪意	手段	リソース	スキル	動機
1	なし	—	—	—	—
2	あり	単純	低	汎用	低
3	あり	複雑	中	固有	中
4	あり	複雑	高	固有	高

セキュリティレベルが低い攻撃者を想定する場合は、多くの攻撃者が公知な技術を活用する、シンプルな攻撃を想定した対策とする。一方、セキュリティレベルが高い攻撃者を想定する場合は、限られた人や組織が、内部犯行も含め、高度で複雑な攻撃手法を活用する攻撃を想定した対策とする。

(2) NIST サイバーセキュリティフレームワーク

米国 NIST(National Institute of Standards and Technology)のサイバーセキュリティフレームワークでは、マネジメントの成熟度を軸にしたレベル評価となる。低いレベルは、個々人(あるいは個別組織やプロジェクト)の裁量をベースに実施している状態を表している。高いレベルは、PDCA のマネジメントサイクルを適時実施し、サイクルの見直しを実施していることを表している。

表 C-2 NIST サイバーセキュリティフレームワークにおけるセキュリティレベル

レベル	内容	実施例
ティア1	Partial	部分的に実施
ティア2	Risk Informed	リスク評価に基づき実施
ティア3	Repeatable	定期的な見直しを実施
ティア4	Adaptable	事象ごとに見直しを実施

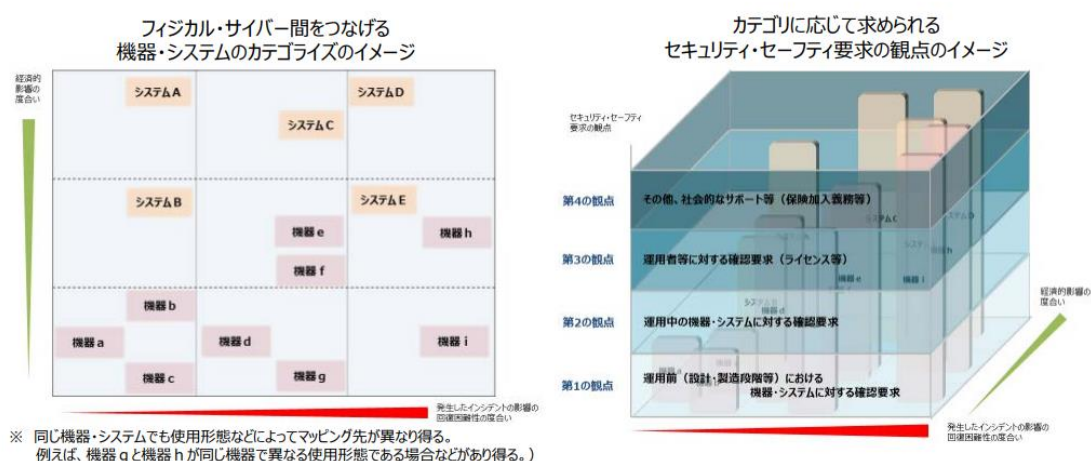
(3) 経済産業省 IoT セキュリティ・セーフティ・フレームワーク(IoT-SSF)

経済産業省の IoT セキュリティ・セーフティ・フレームワークでは、IoT 機器・システムにおける「セキュリティ・セーフティ要求レベル」(リスク)を 2 つの軸、すなわち、「第 1 軸:発生したインシデントの影響の回復困難性の度合い」、「第 2 軸:発生したインシデントの経済的影響の度合い(金銭的価値への換算)」で表現する。

第 1 軸では、「限定的なダメージ(リカバリが容易)」「重大なダメージ(リカバリが容易ではない)」「致命的なダメージ(リカバリが困難)」の 3 レベルで表現する。

第 2 軸では、「限定的な経済影響」「重大な経済影響」「壊滅的な経済影響」の 3 レベルで表現する。

上記 2 軸を 2 次元の表にマッピングすることで、システムや機器のセキュリティ・セーフティ要求レベルを整理することができる。さらに、3次元目の軸であるセキュリティ・セーフティ要求の観点は、社会的サポートも含めた 4 つの観点で対策を検討する枠組みを設定している。



出所)経済産業省「IoT セキュリティ・セーフティ・フレームワーク」

図 C-1 カテゴリに応じて求められるセキュリティ・セーフティ要求の観点のイメージ

第 1 の観点:運用前(設計・製造段階等)におけるフィジカル・サイバー間をつなぐ機器・システムのセキュリティ・セーフティ確認要求

第 2 の観点:運用中のフィジカル・サイバー間をつなぐ機器・システムのセキュリティ・セーフティ確認要求

第 3 の観点:機器・システムの運用・管理を行う者の能力に関する確認要求

第 4 の観点:その他、社会的なサポート等の仕組みの要求

C-2 セキュリティ対策を行う度合いの定義例

セキュリティ対策を行う度合いは、これらの基準などを参考に、業界・個社の置かれた状況に応じ、各者にて定義することが必要である。現在の状況と、世の中の規格やガイドラインなどの状況との差を考慮しながら、実施できるような水準を定義することがポイントとなる。

一例として、セキュリティ施策の 3 つの観点である「システム」「運用」「マネジメント」ごとにセキュリティ行う度合いを整理する。

(1) システムに関する対策の度合い例

これは、「どの程度のセキュリティ脅威からシステムを守ることができるか」を評価することが目的となる。以下に、設定するレベルの例を示す。各事業者で、内部での活用を想定し、最適なレベル構成としていただきたい。

表 C-3 セキュリティ要求レベルと対比し、IEC 62443 規格群のレベルを利用した設定の例

対策度合い	対応する要求レベル	対策内容
1	低	セキュリティレベル 1
2	中	セキュリティレベル 2
3	高	セキュリティレベル 3・4

表 C-4 対象とする脅威を段階的に広げる場合の設定例

対策度合い	内容
1	OA 系からの侵入を想定した対策
2	制御システムに対して外部攻撃を想定した対策
3	制御システムに関与する内部犯行を想定した対策

(2) 運用に関する対策の度合い例

これは、「OODA プロセスを円滑に実施できる状況にあるか」を評価することが目的となる。サイバー攻撃が発生したときに、「いかに早く認識し的確に対処できるか」の視点で設定する。

表 C-5 運用者の能力に着目した設定例

問題が発生したときに対応できる能力での例

度合い	監視	判断	決定	行動
1	即時検知 (セキュリティ機器)	規定なし	規定なし	規定なし
2	即時検知 (セキュリティ機器)	運用者の教育・ 訓練	部門内体制整備	部門内連携整備
3	即時検知 (+業務ふるまい異常)	判断知識蓄積・ 活用	意思決定体制整備	BCP 連携整備

表 C-6 複合的な項目を組み合わせた設定例

運用者のスキル、組織が持つ知識、運用者へ与える情報、運用者を支える仕掛け／仕組みの整備を複合的に組み合わせた例

度 合 い	スキル	知識	情報		仕掛け／ 仕組み	イメージ
			システム	脅威		
1	—	—	—	—	—	運用者スキルに依存
2	教育	—	障害情報	—	手順あり	手順を整理
3	訓練	訓練	セキュリティ情報	—	分析ツール 整備	組織内での目標
4	総合 訓練	蓄積	セキュリティ情報	入手	外部組織連携 整備	国際規格準拠

(3) マネジメントに関する対策の度合い例

これは、「各種情報を元に最適な見直しを行っているか」を評価することが目的となる。以下に、設定する度合いの例を示す。各事業者で、内部での活用を想定し、最適な構成としていただきたい。

表 C-7 NIST のサイバーセキュリティフレームワークのレベルを活用する例

度合い	内容
1	個人に依存し部分的に実施
2	リスク評価に基づき実施
3	定期的な見直しを実施
4	社内外の情報からリスクの変化を確認し、事象ごとに見直しを実施

表 C-8 マネジメントの成熟度を活用する例

マネジメントの成熟度として認知されている、CMMI(Capability Maturity Model Integration)を活用

度合い	内容
1	個人に依存
2	組織ごとの基本的な管理の下で実施
3	組織として整備された標準的なルールを元に実施
4	社内外の情報からリスクの変化を確認し、随時見直しを実施
5	目標に照らし、改善しながら最適化された状態を繰り返し実施

付録D 関連／参考資料

本ガイドラインにおける記載事項に関連した資料について、以下に一覧を示す。

Charter of Trust

／ Common risk-based approach for the Digital Supply Chain

デジタル世界をセキュアにするための 3 つの重要な目標を促進する 10 の基本原則

Edgecross コンソーシアム ／ ユーザ向けセキュリティガイドライン

FA システムを構築する際に考慮すべきセキュリティのポイントを示し、安全・安心を確保するためのガイドライン

EU NIS 指令

EU のサイバーセキュリティの水準を高めることを目的としたネットワークと情報システムのセキュリティに関するルール

EU GDPR

EU 一般データ保護規則(General Data Protection Regulation:GDPR)
欧州連合(EU)の個人情報(データ)保護という基本的人権の確保を目的とした規則

IEC 62443

IEC(国際電気標準会議、The International Electrotechnical Commission)
制御システムのマネジメントからシステム、コンポーネントまで、全体のセキュリティを規定。
複数のサブ標準から構成され、現在も検討、標準策定が続いている。

IEC TS 62443-1-1:2009 <https://webstore.iec.ch/publication/7029>

IEC 62443-2-1:2010 <https://webstore.iec.ch/publication/7030>

IEC TR 62443-2-3:2015 <https://webstore.iec.ch/publication/22811>

IEC 62443-2-4:2015 <https://webstore.iec.ch/publication/61335>

IEC TR 62443-3-1:2009 <https://webstore.iec.ch/publication/7031>

IEC 62443-3-3:2013 <https://webstore.iec.ch/publication/7033>

IEC 62443-4-1:2018 <https://webstore.iec.ch/publication/33615>

IEC 62443-4-2:2019 <https://webstore.iec.ch/publication/34421>

ISO/SAE 21434

(自動車向け)

車のライフサイクル全般にわたるサイバーセキュリティ要件を定めたエンジニアリング規格。

NIST Cybersecurity Framework (CSF)

重要インフラのサイバーセキュリティを改善するためのフレームワーク。

NIST CSF (Manufacturing Profile) IR8183

サイバーセキュリティ活動を管理し、製造システムに対するサイバーリスクを軽減するためのリスクベースのアプローチを提供。

NIST SP 800 シリーズ

NIST CSD(Computer Security Division)が発行するコンピュータセキュリティ関係のレポート。米国の政府機関がセキュリティ対策を実施する際に利用することを前提としてまとめられた文書。

経済産業省 / サイバーセキュリティ経営ガイドライン

大企業及び中小企業(小規模事業者を除く)を対象に、経営者のリーダーシップの下でサイバーセキュリティ対策を推進するためのガイドライン。

経済産業省 / サイバー・フィジカル・セキュリティフレームワーク

「Society 5.0」、「Connected Industries」によって拡張したサプライチェーンに求められるセキュリティへの対応指針を整理したもの。

経済産業省 / IoT セキュリティ・セーフティ・フレームワーク ～フィジカル空間とサイバー空間のつながりの信頼性の確保～

「Society 5.0」、「Connected Industries」におけるフィジカル空間とサイバー空間のつながりの信頼性確保の考え方を整理したもの。

経済産業省 / ビルシステムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン

ビルシステムを構成する全てのサブシステムにおける共通的なセキュリティ対策を整理したもの。マンション等の共用スペースに対するセキュリティ対策の参考となる。

経済産業省 / ものづくり白書

製造基盤白書(ものづくり白書)

「ものづくり基盤技術振興基本法」第 8 条に基づく年次報告書のこと。

経済産業省 / 「機器のサイバーセキュリティ確保のための セキュリティ検証の手引き」

「【別冊1】機器メーカーに向けた脅威分析及びセキュリティ検証の解説書」「【別冊2】機器メーカーに向けた脅威分析及びセキュリティ検証の解説書」

機器のセキュリティを検証するセキュリティ検証における、検証サービス事業者が実施すべき事項を示したもの。

別冊1は、脅威分析の具体例や効果的な検証手法等の考え方を整理するとともに、検証サービス事業者が実施すべき事項や手法等を網羅的かつ詳細に示す。

別冊2は、IoT 機器等を開発、生産、販売するメーカーを対象に、メーカーが検証依頼者になる場

合に、事前対策含めて検証の知識を提供する。

情報処理推進機構(IPA)／「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド ～セキュリティ対策におけるリスクアセスメントの実施と活用～」

リスク分析の全体像の理解を深め、リスク分析を具体的に実施するための手順や手引きを示すとともに、IPA において実践したリスク分析のノウハウを提供するもの。

※ 本ガイドラインにおける保護資産の重要度の検討等の参考になる。

一般社団法人 重要生活機器連携セキュリティ協議会 (CCDS: Connected Consumer Device Security Council) ／ IoT 機器セキュリティ要件ガイドライン

日常生活で利用する重要生活機器のセキュリティ技術に関する調査研究、ガイドラインの策定や認証制度の提供、標準化の検討を行う業界団体が発行し、IoT 機器に共通に適用可能なセキュリティ要件ガイドライン。

IoT 機器セキュリティ要件 対策方針チェックリスト

セキュリティ要件ガイドラインの要件準拠のための対策方針チェックリスト。

一般社団法人 重要生活機器連携セキュリティ協議会 (CCDS: Connected Consumer Device Security Council) ／ CCDS IoT 機器セキュリティ実装ガイドライン(ソフトウェア更新機能)

「ソフトウェア更新」の実装に具体的なセキュリティ要件を提示し、製造者がセキュアな IoT 機器を設計する上での指針を提供するガイドライン。

一般社団法人 重要生活機器連携セキュリティ協議会 (CCDS: Connected Consumer Device Security Council) ／ CCDS 製品分野別セキュリティガイドライン スマートホーム編

スマートホーム分野における構成要素・ライフサイクルを踏まえた具体的な対策指針とセキュリティ要件を定義するもの。

一般社団法人 重要生活機器連携セキュリティ協議会 (CCDS: Connected Consumer Device Security Council) ／ CCDS 製品分野別セキュリティガイドライン 車載器編
車載機器において適切なセキュリティ対策を実施するための、設計から製品リリース後までに考慮すべき設計・開発プロセスをガイドラインとしてまとめたもの。

東京大学 グリーン ICT プロジェクト・Edgexcross コンソーシアム合同 工場セキュリティWG ／ 工場セキュリティガイドライン 概要編

工場における FA など産業制御システム(ICS/OT)向けのセキュリティ対策の検討・実施について、製造業／工場の価値観を踏まえて整理したもの。

付録E チェックリスト

本ガイドラインに示す対策のうち、特に実施いただきたい対策について、具体的な実施内容をイメージし、対策ができているか確認いただくためのチェックリストを以下に示す。なお、チェックリストの確認項目は例示であり、読者の状況に応じて、項目の追加・削除や、内容の修正を行っても構わない。

これらの項目の達成度を「1:未実施」、「2:一部実施」、「3:実施済み」、「4:実施済みで、管理手順を文書化・自動化し、定期的に対策を見直し」、「5:実施済みで、管理手順を文書化・自動化し、随時見直し」に応じて評価するなどして、工場セキュリティの現状を定期的にチェックしていただきたい。なお、達成度の基準については、読者の状況に合わせて簡素化して用いても構わない。

表 E-1 チェックリスト⁵⁷

カテゴリ	番号	確認項目	達成度	参照
準備	0-1	工場システムにおけるセキュリティ対策の検討・企画に必要な経営目標、外部要件、内部要件/状況を整理する。		3.1.1 ステップ 1-1
	0-2	工場システムにおける業務・保護対象の整理及び重要度の設定を行う。この結果を踏まえてゾーンを設定し、業務・保護対象を結びつけ、セキュリティ脅威との影響の整理を行う。		3.1.1 ステップ 1-2 ～ステップ 1-7
	0-3	工場システムに関する内外の要件や、業務・保護対象・ゾーン等の情報の収集・整理結果に基づき、工場システムのセキュリティ対策方針を策定し、想定脅威に対する対策の対応づけを行う。		3.2 ステップ 2-1 ステップ 2-2
組織的対策	1-1	工場システムのセキュリティの必要性について、決裁者(工場長、カンパニー長等)又は経営層が認識を持っており、十分な予算・人員配置などの協力を得られる状態にある。		3.1.1(3) 内部要件/状況の整理
	1-2	工場システムのセキュリティ対応について情報システム部門や生産関係部門等の関係する部署・部門との間で協力・連携態勢が取られている。		3.1.1(3) 内部要件/状況の整理
	1-3	工場システムのセキュリティ検討組織や、担当者が準備されており、責任と業務内容が明確化されている。		3.1.1(3) 内部要件/状況の整理

⁵⁷ チェックリストの以下の用語については、図 2-1 の以下に該当する。

工場ネットワーク:設備系ネットワーク・生産管理系ネットワーク・情報系ネットワーク

工場内のネットワーク:設備系ネットワーク・生産管理系ネットワーク

工場システム:工場ネットワーク及び接続されるシステム

工場内のシステム:工場内のネットワーク及び接続されるシステム

	1-4	事業継続計画(BCP)が策定されており、工場のセキュリティ事故発生時の担当者が準備されていて、責任と業務内容が明確化されている。		3.1.1(1) 経営目標等の整理 3.1.1(3) 内部要件／状況の整理
	1-5	工場セキュリティに関する脅威の動向などについて、定期的に情報提供を受けたり、勉強会を開いたりするなどの現場教育を行っている。		3.3(1) ライフサイクルでの対策
運用的対策 (システム関連等)	2-1	システムが侵害・停止した場合の事業に対するリスクを検討している		3.1.1(1) 経営目標等の整理
	2-2	工場システムにおける専用のセキュリティポリシーが規定されていて、認知されている。		3.1.1(3) 内部要件／状況の整理
	2-3	工場内のシステムからの電子メールやインターネットアクセスはポリシーによって禁止している。		3.1.1(3) 内部要件／状況の整理
	2-4	工場システムにおけるセキュリティの異常発生時の責任者の対応が明確化されている。		3.1.1(3) 内部要件／状況の整理
	2-5	工場システムにおけるセキュリティの異常発生時の対応方法を現場作業者が理解し、訓練を実施している。		3.3(1) ライフサイクルでの対策
	2-6	情報資産の検出ツールを利用するなど、工場ネットワークに接続している機器(サーバ、クライアント端末、ネットワーク機器、設備等)の台帳を作成し、システム構成図を作成している。		3.1.4 保護対象の整理
	2-7	工場内に無線 LAN を導入している場合、ネットワークへの接続を許可された機器の台帳を作成し、無許可の機器を拒否する仕組みがある。		3.1.4 保護対象の整理 3.2.2(1) システム構成面での対策
	2-8	システムへの侵入を可能とする攻撃手法や脆弱性を特定し、脆弱性へ対応している、又は緩和策を講じている。(脆弱性を特定する手法の例:定期的な脆弱性診断やペネトレーションテスト(侵入可否検査)、組込機器(PLCやIoT機器など)のモデル情報やファームウェア情報の把握及び脆弱性情報の定期的な確認等 ^(※1))		3.2.2(1) システム構成面での対策
	2-9	工場内に外部記録媒体(USB メモリ、フラッシュデバイス)やポータルメディアの利用・持込みに関するルールを定め、運用している。		3.3(1) ライフサイクルでの対策

技術的対策	2-10	工場内のシステムのパスワードの強度や有効期限等のパスワード設定の考え方を定めたルールがある。(安全に関わる緊急対応を必要とする表示器などの端末は除く)		3.2.2(1) システム構成面での対策
	2-11	工場内のシステムへのアクセス権で使用していない古いアカウント(退職者・異動者など)を速やかに削除している。		3.2.2(1) システム構成面での対策
	2-12	工場ネットワーク内の接続機器について、事前にそれらがウィルスに感染していないことを確認する手順がある。		3.2.2(1) システム構成面での対策
	2-13	システム機能の完全な復旧を想定したバックアップを行い、バックアップデータは保護された場所に格納するとともに、定期的にバックアップデータからの復旧テストを行っている。また、その手順が明確化されている。		3.2.2(1) システム構成面での対策
	3-1	インストールできる端末にはアンチウィルスソフト又はアプリケーションホワイトリスト(許可リスト)を導入し、インストール不可能な端末では何らかの代替策(USB 型のアンチウィルスなど)を導入している。		3.2.2(1) システム構成面での対策
	3-2	アプリケーション／オペレーティングシステム(OS)の重大な脆弱性については可能な限り速やかにセキュリティパッチを適用している。もしくは代替策を講じている。		3.2.2(1) システム構成面での対策
	3-3	端末のオペレーティングシステム(OS)の使用サービスやアプリケーションは必要最小限とし、未使用のサービスやポートは停止・無効化している。		3.2.2(1) システム構成面での対策
	3-4	工場の重要設備への物理的なアクセスについてレベル分けなどの十分な対策を行っている(例:監視カメラ、警報装置)。又は、入退室管理、外部の入室者への関係者の付添いなど運用面での代替策を講じている。		3.2.2(2) 物理面での対策
	3-5	工場ネットワーク内において、セキュリティレベルに応じたネットワークセグメント管理を行っている(VLAN 等)。		3.2.2(1) システム構成面での対策
	3-6	工場システムのリモートメンテナンスなどを目的とした外部からのインターネットアクセスが可能な場合、認証(2要素認証等)やリモートユーザ毎の接続対象機器 ^(※2) の制限、接続可能時間の制限、メ		3.2.2(1) システム構成面での対策

		メンテナンス期間外の機器接続等の異常検知、ネットワーク侵入防護などの保護対策を行っている。		
	3-7	工場内のネットワーク(情報システムとの境界やリモートアクセスを含む)の不審な通信を特定するためのネットワーク検知／防護システムを導入している。		3.2.2(1) システム構成面での対策
	3-8	工場内のシステムのログイン、操作履歴などのイベントログを取得している。それらのログは定期的に分析し、必要日数保存している。		3.2.2(1) システム構成面での対策
工場システム サプライチェーン管理	4-1	工場システムのセキュリティ事故発生時に対応ができるよう、制御システムベンダ・構築事業者と連絡・連携体制を構築している。		3.3(2) サプライチェーン対策
	4-2	工場システムのメンテナンス等に関わる協力会社向けのセキュリティ教育を契約開始時及び定期的に実施している。		3.3(2) サプライチェーン対策
	4-3	納品された工場システムに関するセキュリティの脆弱性が発見された場合、その情報が速やかに共有されるように、制御システムベンダ・構築業者との連絡・連携体制を構築している。		3.3(2) サプライチェーン対策
	4-4	サプライチェーン(協力会社、生産子会社など)における工場システムの脅威、影響度、対応状況(内部及び/または外部監査実施など)を把握できている。		3.3(2) サプライチェーン対策
	4-5	納入する工場システム機器に対して、一定のセキュリティ基準 ⁵⁸ を満たしているかを判定するプロセスや受入検査がある。		3.3(2) サプライチェーン対策
	4-6	新規システム導入時の設計仕様要件にセキュリティに関する要求仕様が明確化されている。		3.3(2) サプライチェーン対策

(※1)テレワークの普及に伴い、VPN を利用して外部から内部ネットワークに接続するケースが増えているが、近年、VPN 装置の脆弱性を突いたサイバー攻撃が継続的に見られている。多くは過去に明らかになった脆弱性であり、ベンダからの対策状況も公表されているにも関わらず、多数の被害が出ていることから、自らが利用している工場の機器・システムにおける脆弱性情報の収集・特定を行い、適時に対応することは重要である。

(※2)接続機器の健全性が確保されているか確認した上で、アクセスを許可することが望ましい。

⁵⁸ 納入される工場システム機器に対するセキュリティ基準としては、機器の初期設定(ID・パスワード等)が変更可能であるか、ソフトウェアの更新機能があるかどうか、認証情報等が安全に保存されているか、障害発生時にも最低限の稼働継続や円滑な復旧が可能か、廃棄時にデータが消去できるか等を想定する。

付録F 調達仕様書テンプレート(記載例)

セキュアな工場を構築するためには、工場で使用する製品・サービスを調達する際に、あらかじめセキュリティに関する要件をサプライヤに提示し、その上で調達契約を締結することが重要である。製品・サービスの調達時に考慮すべきセキュリティ要件のカテゴリは、大きく3つに分けられる。

- (1) サプライヤのセキュリティマネジメント体制
- (2) 製品・サービスのセキュリティ対策
- (3) 製品・サービスのライフサイクルに関わるセキュリティ対策
 - ① エンジニアリング・開発時のセキュリティ対策
 - ② サプライヤのサプライチェーンに関するセキュリティ対策
 - ③ 製造・流通時のセキュリティ対策
 - ④ 保守・サービス・廃棄に関するセキュリティ対策

このうち、(1)については、購買のベンダ登録時の審査項目として加えるような内容であり、個別の製品・サービスの調達とは別に、取引先として信用できるのかという観点である。購買で管理している与信審査の一部としてみなすことができる。この評価指標として、対象のサプライヤの規模や求める製品の重要度に応じて、「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン(IPA)」、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン(経済産業省、IPA)」、「ISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメントシステム)」などを活用できる。

例1:制御機器サプライヤへのセキュリティ要件指定の例

X.X サプライヤが備えるべきセキュリティ要件

「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第3版(IPA)」を自己評価し、SECURITY ACTION の二つ星を宣言していること。

また、(2)、(3)については、サプライヤから調達する製品・サービスの個別のセキュリティ要件である。(2)は、製品・サービスが備えるべきセキュリティ要件である。例えば、工場内で用いられる機器であれば、権限に応じたアクセス管理、ログイン認証等、達成したいセキュリティ強度に応じて、機器に必要なセキュリティ機能を列挙することになる。

例2:PLC の調達仕様書のセキュリティ要件指定の例

X.X ペネトレーションテストの実施

公開されている脆弱性や攻撃手法を用いたペネトレーションテストを実施し、セキュリティリスクを低減するための対策を行うこと。

PLC のような制御機器は、セキュリティ機能を実装するだけの物理的なリソースがない場合がある。その場合、サプライヤから情報を取得して、調達する機器が満たしている要件と、追加対策が必要な要件と実装方法を明確にすることが重要である。そうすることで、リスクを把握した上で、一時的にリスク受容するなど、柔軟な選択を行うことができる。

なお、公開される脆弱性や攻撃手法に対しては、ペネトレーションテストを実施せずとも、机上検討においても確認が可能な場合もある。また、納品された後の利用時も、発見された脆弱性や攻撃手法に対して、対策案やセキュリティリスクを低減するための緩和策を提示することも重要である。

次に、(3)は、製品・サービスのライフサイクルに関するセキュリティ要件である。これらの要件は、製品・サービスの開発、製造、流通、運用、廃棄といったライフサイクル上で発生するセキュリティリスクを低減するための要件である。調達する機器によっては、ここまでの要件を求めない場合もあるため、必要に応じて取捨選択していただきたい。

例3:PLC の製品ライフサイクルに関するセキュリティ要件指定の例

X.X 開発時のセキュリティ要件

X.X.1 開発環境

X.X.1.1 開発人員の管理

X.X.1.2 開発環境の物理的なセキュリティ

X.X.1.3 開発環境のセキュリティ対策

X.X.1.4 開発ソフトウェア管理

X.X 使用する OSS に関するセキュリティ要件

X.X.1 ライセンス管理の実施

X.X.2 脆弱性管理の実施

X.X 製造・流通時のセキュリティ要件

X.X.1 流通時のセキュリティ

製造拠点からどのような流通経路で納品されたかの記録を保持すること。

開封シールなど機器の改ざん防止の措置をとること。

X.X 保守・メンテナンス・廃棄時のセキュリティ要件

X.X.1 バージョン変更時のファームウェア更新

X.X.2 脆弱性発見時の対応

X.X.2.1 報告

X.X.2.2 対処

コラム 1 : 工場セキュリティを巡る動向

(1) 製造業／工場を取り巻く環境動向

製造業／工場は、常日頃から生産性向上を求められており、また、昨今の労働力不足／働き方改革への対策にも迫られている状況である。さらに、Covid-19(新型コロナウイルス感染症)対策及び New Normal (新しい常態／生活様式)への対応の必要性から、その流れが強まり、事業継続のための生産現場を含むテレワーク実現、環境変化への迅速な適応、柔軟なサプライチェーンの実現、業務改革などが求められている。



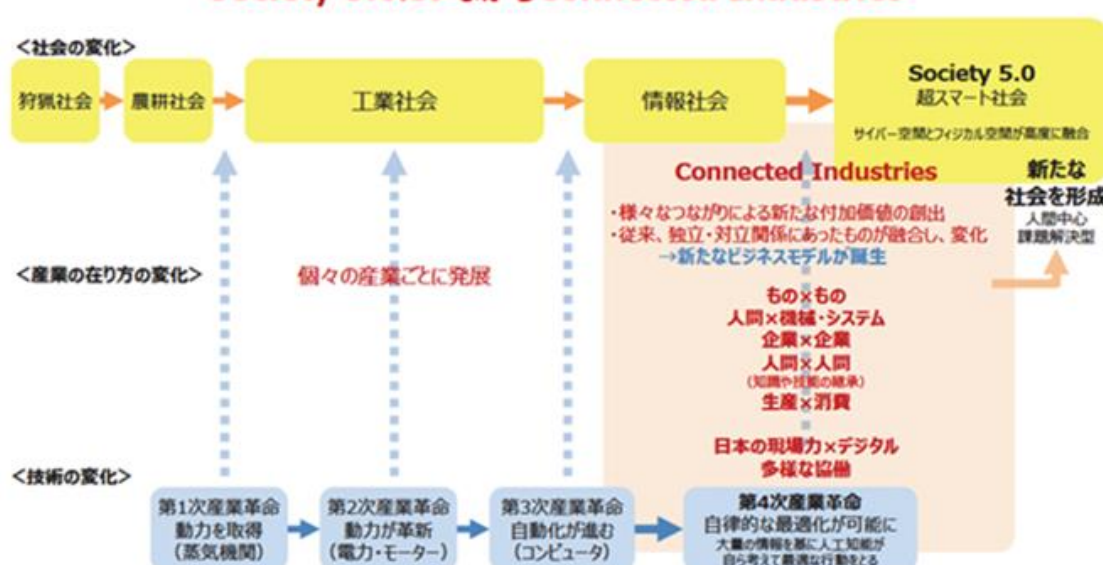
出所)経済産業省「2018年版ものづくり白書」を元に作成

図 I-1 製造業／工場を取り巻く環境動向(1/4)

一方で、グローバルに第4次産業革命の時代となり、サイバー空間(コンピュータネットワーク)とフィジカル空間(工場現場の制御システム／機器)を融合させ、フィジカル空間から収集したビッグデータを人工知能(AI)により分析し、結果をフィジカル空間へフィードバックする、サイバーフィジカルシステム(CPS)実現の推進が、グローバル競争の視点からも必要となってきた。

サイバーフィジカルシステム(CPS)実現の例としては、生産性向上のための生産工程の自動化、製品品質向上のための検査データ分析結果フィードバックのリアルタイム化、販売／保守／アフターサービスから製品企画／設計／生産への顧客ニーズフィードバックの直接化・迅速化・精度向上、在庫最適化のための販売－生産間、生産－部材購買間での需給調整の遅延解消など、様々な目的がある。

Society 5.0につながるConnected Industries

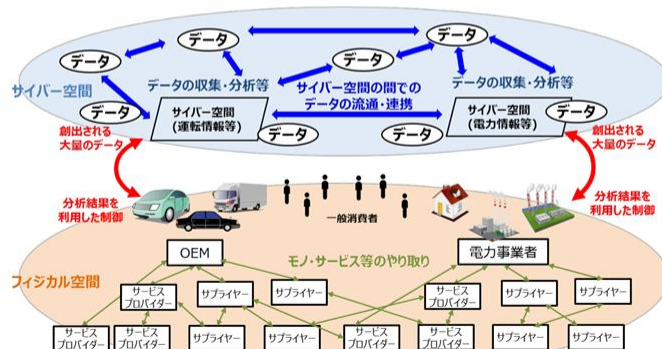


出所)経済産業省「2018年版ものづくり白書」を元に作成

図 I-2 製造業／工場を取り巻く環境動向(2/4)

サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した「Society5.0」の到来

- 我が国では、**サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合**させることにより、多様なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供し、経済的発展と社会的課題の解決を両立する超スマート社会「**Society5.0**」の実現を提唱。
- 「**Society5.0**」では、付加価値を創造するための一連の活動（サプライチェーン）の形態が、より柔軟で動的なものに変化。この新たな形のサプライチェーンを**価値創造過程（バリュークリエイションプロセス）**と定義。
- 一方で、**サイバー空間とフィジカル空間の融合により、サイバー攻撃の脅威が増大。**



Society5.0の社会におけるモノ・データ等のつながりのイメージ

大量のデータの
流通・連携
⇒データの性質に応じた
管理の重要性が増大

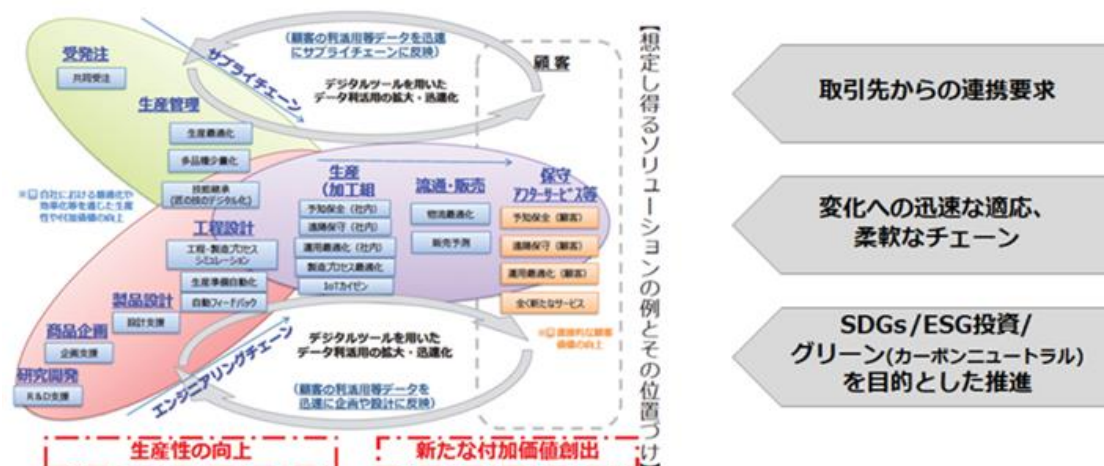
**フィジカル空間と
サイバー空間の融合
⇒フィジカル空間まで
サイバー攻撃が到達**

複雑につながる
サプライチェーン
⇒影響範囲が拡大

出所)経済産業省「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」

図 I-3 製造業／工場を取り巻く環境動向(3/4)

このサイバー・フィジカル融合は、一つの工場内に閉じるのではなく、エンジニアリングチェーン、サプライチェーン、バリューチェーンの連携まで対象とするものであり、取引先から連携が要求されたり、動的で柔軟なチェーンの実現が求められたりする。さらには、SDGs/ESG 投資/グリーン(カーボンニュートラル)を目的とした、CPS 実現やデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進も重要になってきている。



出所)経済産業省「2020年版ものづくり白書」を元に作成

図 I-4 製造業/工場を取り巻く環境動向(4/4)

(2) 工場における産業制御システムのセキュリティに関わる環境動向

工場システムのセキュリティリスクは 2010 年頃から増大しており、産業制御システムを狙ったサイバー攻撃(システムのセキュリティを損なう攻撃)や、それによる生産停止/設備損壊といった重大な被害が多発している状況である。ランサムウェアにおける制御システム関連のネットワークに対する攻撃の割合を見ると、2018 年は概ね各月 2%以下にとどまっていたものが、2020 年には 4%を超えることが多く、多い月には 10%を超えている。(*「Ransomware in ICS Environments – Dragos 2020」*)

例えば、近年流行しているランサムウェア(不正ソフトウェアの一種)により、工場の稼働停止などの被害を受けるケースが増えている。2018 年 8 月、海外の半導体製造大手企業では、工場内の PC 約 1 万台がマルウェアに感染し、操業停止に陥るとともに、約 190 億円の機会損失が発生した⁵⁹。また、2019 年 3 月、

⁵⁹ 「制御システム関連のサイバーインシデント事例6～2018 年 半導体製造企業のランサムウェアによる操業停止」(独立行政法人情報処理推進機構) <https://www.ipa.go.jp/files/000085317.pdf>

海外のアルミニウム製造大手企業では、情報システム内にあった生産管理システムなどがランサムウェアに感染し、海外拠点を含む製造拠点が一時的に操業停止に陥り、その財務的被害は数十億円に上った⁶⁰。このように、工場システムと情報システムの連携が深まるにつれて、サイバー攻撃の影響が工場の稼働にまで及んでいるのが実態である。

このような状況になっている要因は大きく 2 つあると考えられる。

- ① 工場の産業制御システム／機器が脆弱でセキュリティ対策が不足しており、サイバー攻撃を受けやすい状態になっている。
- ② 攻撃者の動機が工場の産業制御システム／機器に向いている。

攻撃者は、被害者にとって攻撃による影響が重大に受けとめられるほど攻撃効果が高いと捉え、攻撃対象が脆弱なほど容易に攻撃を成功させることができ狙いやすくなるが、これらが両立するのが工場の産業制御システム／機器であると考えられる。

多くの工場では「自社の工場の産業制御システム／機器は、インターネットや社内 LAN(ネットワーク)にはつながっていないから大丈夫」あるいは「外部ネットワークとは通信していないから大丈夫」と思われている。しかし、インターネットや社内 LAN などの外部ネットワークに物理的に直接つながっていないシステム／機器であっても(あるいは外部ネットワークと通信していないシステム／機器であっても)、工場従業員やシステム／機器ベンダの保守担当者などの人間が介在することで間接的につながり、サイバー攻撃を受け被害が発生しているのが現実である。また、工場従業員による不正な操作や過失がセキュリティ問題を招く場合も増えている。

前述した半導体製造大手企業のランサムウェア感染の事例でも、内部の過失により持ち込んだツールのウィルススキャンがなされないまま、工場内のネットワークに接続したことにより、感染が拡大している⁶¹。

このように工場においてセキュリティリスクが増大している状況を踏まえ、米国や欧州を始めとして、工場の製品や製造プロセスに関わるセキュリティ対策を要求する取引先や製品ユーザが増えてきており、その基準となる標準規格やガイドライン等が整備されつつある。

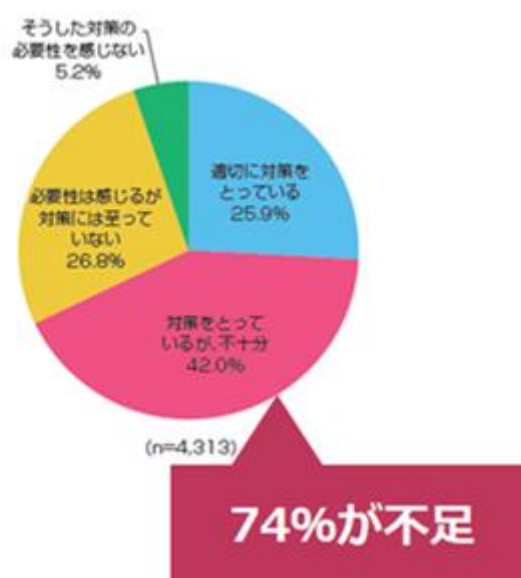
⁶⁰ 「制御システム関連のサイバーインシデント事例5～2019 年 ランサムウェアによる操業停止」(独立行政法人情報処理推進機構) <https://www.ipa.go.jp/files/000080702.pdf>

⁶¹ 「制御システム関連のサイバーインシデント事例6～2018 年 半導体製造企業のランサムウェアによる操業停止」(独立行政法人情報処理推進機構) <https://www.ipa.go.jp/files/000085317.pdf>

(3) 工場における産業制御システムのセキュリティ対策実施の動向

経済産業省「2018 年版ものづくり白書」によると、工場においてセキュリティ対策の実施が進んでいない理由は、大きく 4 つの段階に分けられる。

- ① 中小企業を中心に、工場の産業制御システム／機器に対するセキュリティ対策の必要性を正しく認識／理解できていない段階の企業が多い。
- ② どのような対策が必要なのかが分からない段階の企業が多い。
- ③ 必要な対策を実施するためのスキルを有する人財や予算を確保できていない。
- ④ 実施した対策で十分なのかが分からない段階や、対策が不足していてサイバー攻撃の被害にあった場合にどうすれば良いのかが分からない。



出所)経済産業省「2018 年版ものづくり白書」を元に作成
図 I-5 製造業／工場におけるセキュリティ対策の状況



出所)経済産業省「2018年版ものづくり白書」を元に作成

図 I-6 製造業／工場におけるセキュリティ対策の方向性

コラム 2 : 工場システムの目的や製造業／工場の価値から見たセキュリティ

(1) 工場システム自体の目的・機能、製品事業の伸張・継続、納期遵守から見たセキュリティ

工場システムは、製品事業の伸張や事業／生産の継続(BC: Business Continuity)を実現するために、生産性をより高め、コスト低減(C: Cost)を図るとともに、安定的かつ継続的に製品を生産するためのシステムであり、その安定・連続稼働が求められる。つまり、システム及び構成要素の可用性(Availability)が求められる。これは、納期遵守・遅延防止(D: Delivery)のためにも必要である。セキュリティ脅威には可用性を損なうものがあり、それを防止／抑制するためのセキュリティ対策が必要である。言い換えると、セキュリティ脅威により、製品事業の伸張、継続(BC)や、納期遵守・遅延防止(D)、コスト低減(C)が妨げられることを防止／抑制するために、セキュリティ対策が必要ということである。

(2) 工場の安全確保、製品の品質確保から見たセキュリティ

工場の安全確保(S: Safety)や、製品の品質確保(Q: Quality)を実現するために、工場システム及び機器が正常に動作する状態を保つことが求められる。つまり、システム及び機器の機能・制御の完全性(Integrity)が求められる。セキュリティ脅威には機能・制御の完全性を損なうものがあり、それを防止／抑制するためのセキュリティ対策が必要である。言い換えると、セキュリティ脅威により、工場の安全確保(S)や、製品の品質確保(Q)が妨げられることを防止／抑制するために、セキュリティ対策が必要ということである。

(3) 工場システムの正常動作確保や適正なフィードバック制御から見たセキュリティ

工場システム及び機器が正常に動作する状態を保つためには、システム及び機器の機能・制御の仕方を設定・指示するデータが正しいこと、すなわちデータが壊れたり改ざんされたりしていないことが求められる。つまり、システム及び機器の機能・制御に関わる設定・指示データの完全性が求められる。また、工場システム及び機器の制御・稼働・運用の最適化・自動化・自律化を図る目的で、システム及び機器の稼働状態に応じたフィードバック制御を実現するために、システム及

び機器の稼働状態に関わるデータを収集・分析・監視し、その時点の状態に基づき、システム及び機器の機能・制御の仕方に関わる設定・指示を変更していく運用の実現が必要になっている。このループを正しく回すためには、システム及び機器から収集するデータが正しいこと、すなわちデータが壊れたり改ざんされたりしていないことが求められる。つまり、システム及び機器から収集するデータの完全性が求められる。セキュリティ脅威にはデータの完全性を損なうものがあり、それを防止／抑制するためのセキュリティ対策が必要である。言い換えると、セキュリティ脅威により、工場システム及び機器の正常動作確保や、適正なフィードバック制御の実現を妨げられることを防止／抑制するために、セキュリティ対策が必要ということである。

(4) 製品や生産に関わる情報やデータの保護から見たセキュリティ

製品事業にとって、競合他社による自社製品の優位点の模倣を防ぎ、差異及び競争優位性を確保することは重要であり、製品や生産(ノウハウ)に関わる情報やデータが外部に漏えいしないようにすることが求められる。

つまり、製品や生産に関わる情報やデータの機密性 (Confidentiality) が求められる。セキュリティ脅威にはデータの機密性を損なうものがあり、それを防止／抑制するためのセキュリティ対策が必要である。

言い換えると、セキュリティ脅威による、製品や生産(ノウハウ)に関わる情報やデータの外部漏えいを防止／抑制するために、セキュリティ対策が必要ということである。

(5) 製品のセキュリティ品質確保や製造責任から見たセキュリティ

最近では、工場における製品の生産過程で、製品の部品として用いられるハードウェアやソフトウェアの中に、セキュリティ脅威を内包する不正なものが意図せず含まれてしまうことがあり、製品出荷後に製品内包のセキュリティ脅威により、製品が外部から不正に利用・制御されたり、製品の稼働を妨害されたり、製品利用者の情報を外部へ漏えいさせたりする問題を引き起こすことが発生する。製品の製造責任を問われることのないように、製品の品質確保(Q)の位置付けで、このような不正なハードウェアやソフトウェアの部品が含まれることのないように、工場の製品生産過程でセキュリティ対策を取ることが求められる。つまり、製品の部品に悪意のある機能(マルウェア)が含まれていないことや、部品の完全性や真正性 (Authenticity) が求められる。セキュリティ脅威には製品及び部品の完全性や真正性を損なうものがあり、それを防止／抑制するためのセキュリティ

対策が必要である。言い換えると、意図せず製品の部品に内包されたセキュリティ脅威により、製品が外部から不正に利用・制御されたり、製品の稼働を妨害されたり、製品利用者の情報を外部へ漏えいされたりすることで、製品の製造責任を問われることを防止／抑制するために、セキュリティ対策が必要ということである。

コラム 3 : スマート工場への流れ

工場システムは今後さらなる進展を目指し、最新の ICT(情報通信)技術やロボットなどの自動化技術を活用した、ライン・設備の改善や各種システムとの連携や、機器に対するリモート監視・制御や生産管理システムとの連携するニーズが高まっており、工場システムが情報システムやインターネットと接続したり、他社や他事業所・他拠点と連携したりする機会が増えている一方で、リスクも新たに発生している。

そこで、利用形態の 4 つの流れと、それぞれのセキュリティリスクに関わる考慮すべき点を説明する。

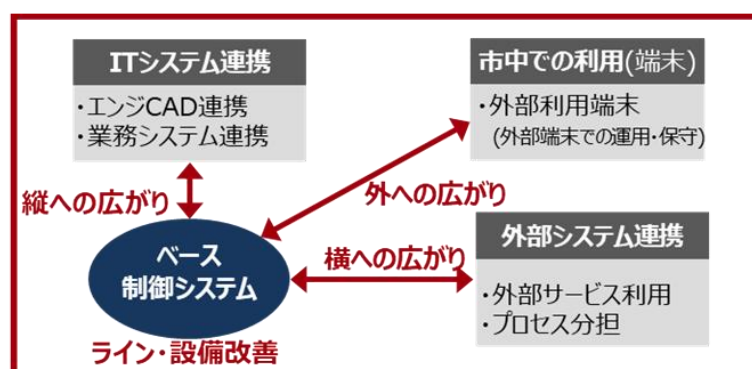


図 Ⅲ -1 FA 制御システム利用形態の広がり

(1) ライン・設備改善

ラインの自由度向上や生産改革のために、ロボットや自動装置の導入を行う。

ロボットや自動装置は、装置内に計算機が内蔵されていることが多く、さらに、無線 LAN などのオープンな無線通信技術を活用し外部接続することが多くなり、新たなリスクが考えられる。

表 Ⅲ -1 ライン・設備改善に伴うリスクの例

考慮が必要な事象	リスク
装置内に計算機を内蔵	・ 計算機と同等のリスクあり
無線 LAN などを利用し外部と連携	・ 外部ネットワーク接続のリスク拡大

(2) IT システム連携（縦への広がり）

現場データに基づく生産改革などを目的に、エンジニアリング部門の分析シス

テムと連携する形態。また、分析結果に基づき、工場システムの改善を行う。

表 Ⅲ -2 IT システム連携に伴うリスクの例

考慮が必要な事象	リスク
FA システムと OA システムのネットワークが接続	OA システムと FA システムの間のセキュリティ対策の差異による相互リスク拡大
FA システムのデータが OA システムに存在	システム利用者管理が異なることによる、情報改ざん／漏えいリスク拡大

(3) 市中での利用（外への広がり）

リモートアクセスやモバイル端末により現場機器に接続し、工場システムの監視・制御や保守を実施する形態。

表 Ⅲ -3 市中での利用に伴うリスクの例

考慮が必要な事象	リスク
外部ネットワークを介した接続	外部ネットワークからの攻撃
外部にある機器の利用	- 利用機器の管理が不十分 - 利用者管理が不十分

(4) 外部システム連携（横への広がり）

他社（他事業所・他拠点）の生産ラインやシステムと連携を取り、他社を含めた統合的な工場システムの構築・連携を行う。

表 Ⅲ -4 外部システム連携に伴うリスクの例

考慮が必要な事象	リスク
異なるセキュリティポリシー	許容リスクが異なることによる攻撃等の可能性
サイバー攻撃による影響があった場合の対応	- セキュリティ運用(OODA プロセス)の円滑な連携が困難 - 責任範囲が不明確

コラム 4 : 工場におけるクラウド利用

リモートメンテナンスの必要性の高まりや工場におけるデータ利活用の進展に伴い、制御ゾーンや生産管理ゾーンから OA ゾーンを経由することなく、直接インターネットに接続できる経路を構築するケースがある。これらの接続においては、インターネットを経由した不正侵入やマルウェア感染等のリスクがあることから、ゾーンそれぞれにシステムやネットワークを監視する仕組みが必要となる。

また、データ蓄積・分析業務等を外部クラウドで行う場合は、クラウド利用時のセキュリティ対策についても考慮する必要がある。

クラウドサービスの利用時に必要なセキュリティ対策は、「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」(経済産業省)の記載事項が参考となる。クラウドサービスの利用時には、「クラウドサービス提供者」のサービス提供範囲や責任範囲を把握した上で、「クラウドサービス利用者」として必要なセキュリティ対策を取る必要がある。特に、クラウドサービスにおけるリスクのうち、工場システムの事業に関わる点としては、最大許容停止時間、インシデント対応、クラウド事業者自身の事業継続等について考慮することになる。

本ガイドラインの検討体制

産業サイバーセキュリティ研究会 ワーキンググループ 1(制度・技術・標準化)

工場サブワーキンググループ 構成員一覧

※敬称略、五十音順

市岡 裕嗣	三菱電機株式会社 名古屋製作所ソフトウェアシステム部 部長 (※2022年度～)
(西雪 弘	三菱電機株式会社 FAソリューションシステム部 部長 (※～2021年度)
岩崎 章彦	一般社団法人電子情報技術産業協会 セキュリティ専任部長
座長 江崎 浩	東京大学大学院 情報理工学系研究科教授
榎本 健男	一般社団法人日本工作機械工業会 技術委員会 標準化部会 電気・安全規格専門委員会委員 (三菱電機株式会社 名古屋製作所ドライブシステム部 専任)
桑田 雅彦	日本電気株式会社 デジタルネットワーク事業部門 兼 テクノロジーサービス部門 サイバーセキュリティ事業統括部 シニアプロフェッショナル(サイバーセキュリティ) (Edgecross・GUTP 合同 工場セキュリティ WG リーダー)
斉田 浩一	ファナック株式会社 IT本部情報システム部五課 課長
佐々木 弘志	フォーティネットジャパン合同会社 OTビジネス開発部 部長 (IPA ICSCoE 専門委員)
斯波 万恵	株式会社東芝 サイバーセキュリティ技術センター 参事 (ロボット革命イニシアティブ(RRI)産業セキュリティ AG)
高橋 弘幸	トレンドマイクロ株式会社 OTセキュリティ事業部 OTプロダクトマネジメントグループ シニアマネージャー
中野 利彦	株式会社日立製作所 制御プラットフォーム統括本部 大みか事業所 セキュリティエバンジェリスト
藤原 剛	ビー・ユー・ジーDMG 森精機株式会社 制御開発本部コネクティビティ部 副部長
松原 豊	名古屋大学大学院 情報学研究科准教授
村瀬 一郎	技術研究組合制御システムセキュリティセンター 事務局長
渡辺 研司	名古屋工業大学大学院 社会工学専攻教授

謝辞

本ガイドラインは、東京大学グリーン ICT プロジェクト・Edgecross コンソーシアム合同・工場セキュリティWGにおける検討事項、及び「工場セキュリティガイドライン 概要編」の内容を参考に作成しました。多大なる御協力に感謝いたします。